

治於上也。租藉者。所以強求也。租稅者。所以慮而請也。王霸之君。去其所。以彊求。廢其所。慮而請。故天下樂從也。○利出於一孔者。其國無歸。出二孔者。其兵不講。出三孔者。不可舉兵。出四孔者。其國必亡。先王知其然。故塞民之饗。隘其利途。故予之在君。奪之在君。富之在君。故民之戴君。上如日月。親君若父母。凡將爲國。不通於重。不可爲寵。以守民。不能調通民利。不可以語制。爲大治。

是故。萬乘之國。有萬金之賈。千乘之國。有千金之賈。然者何也。國多失利。則臣不盡其忠。士不盡其死。矣。歲有凶穰。故穀有貴賤。令

是の故に、萬乘の國には萬金の賈あり、千乘の國には千金の賈あり。然る者は何ぞや。國多く利を失へば、則ち臣其忠を盡さず、士其死を盡さざるなり。歳に凶穰あり、故に穀に貴賤あり。令に緩急あり、故に物に輕重あり。然り而して人君治むる能はず、故に蓄賈をして市に遊び、民の給せざるに乗じて、其本を百倍せしむ。地を分つこと一の若きも、彊き者は能く守る。財を分つこと一の若きも、智者は能く收む。智者は人に什倍するの功あり、愚者は本を廢はざるの

を利する者のために死すと也 ① 示也 ② 藉は賦也、上始め給する所なし、事に因りて之を藉 故に彊求といふ ③ 税は田租也、民に給するに田を以てす、其の得る所を度りて之に税す故に慮請といふ ④ 穴也、一孔よりとは事ら君より出づるをいふ ⑤ 二孔は君と相と也、三四孔といふは臣民より分出するをいふ ⑥ 衣食住をいふ ⑦ 包也

有緩急。故物有輕重。然而人君不能治。故使蓋賈游市。乘民之不給。百倍其本。分地若一。彊者能守。分財若一。智者能收。智者有什二倍人之功。愚者有三不贊之本。君不能調。故民有相百倍之生也。夫民富。則不可以祿使也。貧。則不可以罰威也。法令之不可

事あり。然り而して人君は調ふる能はず。故に民に相百倍するの生あるなり。夫れ民富めば、則ち祿を以て使ふべからざるなり。貧しければ則ち罰を以て威すべからざるなり。法令の行はれざる、萬民の治らざる、貧富齊しからざればなり。且つ君、鑿を引き用を量り、田を耕し草を發する上に、其數を得たり。民人の食ふ所、人に若干歩畝の數あり。本を計り委を量れば、則ち足る。然り而して民に飢餓食はざる者あるは何ぞや。穀藏する所あればなり。人君の錢を鑄幣を立つるは、民庶の通施なり。人に若干千百千の數あり。然り而して人事及ばず、用足らざる者は何ぞや、利并する所あればなり。然らば則ち人君能く積聚を散じ、羨不足を均しくし、財利を分并し、民事を調ふるにあらざれば、則ち君、本を彊くし耕を趣し、而して自ら幣を鑄るを爲して已むなしと雖も、乃ち今民下をして相役せしめんのみ。惡ぞ能く以て治を爲さんや。

① 死力を盡さざるをいふ ② 令の緩急なる所は其物必ず輕く、令の急なる所は其物必ず重し ③ 蓄賈 ④ 賈

行。萬民之不
治。貧富之不
齊也。且君引
鏡量用。耕田
發草上。得其
數矣。民人所
食。人有若干
步畝之數。計
本量委。則足
矣。然而。民
有飢餓不
食者。何也。穀
有所藏也。人
君鑄錢立幣。
民庶之通施
也。人有若干
千百千之數
矣。然而。人
事不及。用不
足者。何也。利
有所并也。然
則。人君非能
散積聚。均
羨不足。分
并財利。而
調民事上
也。則君雖
強。本極耕。而
自爲鑄幣。而
無已。乃今使
民下相役耳。
惡能以爲治
乎。

本 ① 價也 ② 產也、人君富を調和して之を均一にする能はず、故に民庶の相百倍する者あるなり ③ 器也 ④ 役也 ⑤ 田の生ずる所のもの ⑥ 末也、人の食よ所をいふ ⑦ 富貴の家に蔵するをいふ ⑧ 通して用ふるをいふ、施は用也 ⑨ 餘也

歲適美。則市
罷無予。而狗
食。人食。歲
適凶。則市罷
釜十。而道
有。民。然則
豈壤力固不
足。而食固不
贍也哉。夫往
歲之罷。賤狗

歲適美なれば、則ち市罷予ふるなくして、狗食人の食を食ふ。歲適美凶なれば、則ち市罷釜釜とに十にして、道に餓民あり。然らば則ち豈に壤力固より足らずして、食固より贍らざらんや。夫れ往歲の糶賤しくして、狗食人の食を食ふ。故に來歲の民は、足らざるなり。物適ま賤しければ、則ち力を半にして予ふるなし。民事其本を償はず。物適ま貴ければ則ち什倍して得べからず。民其用を失ふ。然らば則ち豈に財物固より寡くして、本委足らざらんや。夫の民利

食。人食。故
來。歲。之。民。不
足也。物適賤。
則半力。而無
予。民事不償。
其本。物適貴。
則什倍。而不
可得。民失其
用。然則豈財
物固寡。而本
委不足也哉。
夫民利之時
失。而物利之
不平也。故善
者。委施於民
之所不足。操
事於民之所
有餘。夫民有
餘。則輕之。故
人君斂之。以

の時失ひて、物利の平かならざればなり。故に善者は、民の足らざる所に委施して、事を民の餘りある所に操る。夫れ民に餘りあれば則ち之を輕んず。故に人君之を斂むるに輕を以てす。民足らざれば則ち之を重くす。故に人君之を散するに重を以てす。之を斂積するに輕を以てし、之を散行するに重を以てす。故に君必ず什倍の利あり。而して財の積、得て平にすべきなり。○凡そ輕重の大利は、重を以て輕を射、賤を以て平を泄す。萬物の満虚は財に隨ふ。准平にして變せず、衡絶えて則ち重見る。人君其の然るを知る、故に之を守るに准平を以てし、萬室の都をして必ず萬鍾の藏あらしめ、綱を藏すること千萬。千室の都をして必ず千鍾の藏あらしめ、綱を藏すること百萬。春は以て耕に奉じ、夏は以て芸に奉じ、耒耜械器、種饑糧食、畢く贍ることを君に取る。故に太賈蓄家、吾民を豪奪するを得ず。然らば則ち何ぞや、君其本を養ふこと謹めば、春賦は以て繒帛を斂め、夏貸は以て秋實を收む。是の故に民に廢事なくして、國に失利なき

輕。民不足。則重之。故人君散之以重。斂之。以輕。散之。以重。故君必有什倍之利。而財之。可。得。而。平。也。○凡輕重之大利。以重射輕。以輕泄平。萬物之滿虛。隨財。准平不變。衡絕而則重見。人君知其然。故守之以准平。使萬室之都。必有萬鍾之藏。藏千室之都。必有千鍾之藏。藏百室之都。必有百鍾之藏。春以奉耕。夏以奉芸。未耜械器。種。讓。糧。食。畢。取。贍。於。君。故。大。買。蓄。家。不。得。豪。晉。民。矣。然。則。何。君。養。其。本。謹。也。春賦以斂。緡。帛。夏貸以收。秋實。是。故。民。無。廢。事。而。國。無。失。利。也。

凡五穀者。萬物之主也。穀貴。則萬物必賤。穀賤。則萬物必貴。兩者

凡五穀は、萬物の主なり。穀貴ければ則ち萬物必ず賤しく、穀賤しければ則ち萬物必ず貴し。兩者敵を爲せば、則ち俱に平かならず。故に人君は、穀物の秩を御し、相勝ちて事を其不平の間に操る。故に萬民藉なくして、國利君に歸す。夫

なり。
● 錢を予へ以て之を買ふ者なしと也 ● 錢貨也 ● 價の功に半にして錢を予へ之を買ふ者なしと也 ● 委は置也 ● 治也 ● 月平也、君、輕重に従ひて之を斂散す、故に月平太だ貴賤なきなり、滿世常平倉の法也 ● 此に本づく ● 物重し、我が重を以て輕の輕を射取す、物輕し、我が輕を以て平價の地に泄注す、貴賤を測ふる所以なり ● 財は金幣をいふ、金幣滿つれば則ち物隨ひて滿ち金幣盡しければ則ち物隨ひて賤し ● 平也 ● 均也 ● 供也 ● 種は穀種也、午飯を饋るを饋といふ種は行旅に齎す所なり ● 足也 ● 賦は布也

爲敵。則不平。故人君御穀物之秩。相勝。而操事於其不平之間。故萬民無藉。而國利歸於君也。夫以室廩藉。謂之毀成。以六畜藉。謂之止生。以田畝藉。謂之禁耕。以正人藉。謂之離情。以正戶藉。謂之養贏。五者不可不用。故王者徧行而不盡也。故天子藉於幣。諸

れ室廩を以て藉する、之を成を毀ると謂ひ、六畜を以て藉する、之を生を止むと謂ひ、田畝を以て藉する、之を耕を禁すと謂ひ、正人を以て藉する、之を情を離すと謂ひ、正戸を以て藉する、之を贏を養ふと謂ふ。五者畢く用ふべからず、故に王者徧行して盡さざるなり。故に天子は幣に藉し、諸侯は食に藉す。中歳の穀は、糶石に十錢、大男四石を食めば、月に四十の藉あり。大女三石を食めば、月に三十の藉あり。吾子二石を食めば、月に二十の藉あり。歲凶にして穀貴く、糶石に二十錢ならば、則ち大男に八十の藉あり、大女に六十の藉あり、吾子に四十の藉あり。是れ人君號令を發し、收糶して戶ごとに藉するにあらざるなり。彼の人君、其本委を守ること謹みて、男女諸君吾子、藉に服せざる者なきなり。一人廩食すれば十人餘を得、十人廩食すれば、百人餘を得、百人廩食すれば千人餘を得。夫れ物多ければ則ち賤しく、寡ければ則ち貴し。故すれば則ち輕く、衆むれば則ち重し。人君其の然るを知る。故に國の羨不足を視て其財物を御す、

侯藉於食。中
 十錢。大男食
 四石。月有
 十之藉。大女
 食三石。月有
 三十之藉。吾
 子食二石。月
 有二十之藉。是
 非人君發號令
 收藉而戶藉也。彼
 人君守其本委
 謹而男女諸君
 吾子無不服藉者
 也。一人廩食十
 人得餘。十人廩
 食百人得餘。百
 人廩食千人得
 餘。夫物多則賤
 寡則貴。散則輕
 聚則重。人君知
 其然。故視國羨
 不足。而御其財
 物。穀賤則以幣
 予食。布帛賤則以
 幣予衣。視物之
 輕重。而御之以
 准。故貴賤可調
 而君得其利。

前有萬乘之
 國。而後有千
 乘之國。謂之
 抵國。前有千
 乘之國。而後
 有萬乘之國。

前に萬乘の國有りて、後に千乘の國ある、之を抵國と謂ふ、前に千乘の國ありて、後に萬乘の國ある、之を距國と謂ふ。壤、正方にして四面敵を受くる、之を衝國と謂ふ。百乘を以て衝處する、之を託食の君と謂ふ。千乘にして衝處すれば、壤削らるゝこと少半。萬乘にして衝處すれば、壤削らるゝこと大半。何をか百

穀賤しければ則ち幣を以て食を予へ、布帛賤しければ則ち幣を以て衣を予ふ。物の輕重を視て之を御するに准を以てす。故に貴賤調すべくして君其利を得。

① 次第也 ② 庶は區なり、即ち手庶に行ひし所の間架也 ③ 民其賦を減じ以て藉を避く、是れ生育を止むるなり ④ 家長也、人月ごと三十錢を藉すれば下情上を離る ⑤ 本業を有する者 ⑥ 餘也、遊民をいふ ⑦ 金幣也 ⑧ 藉は斂也 ⑨ 委は末也

謂之距國。壤
 正方。四面受
 敵。謂之衝國。
 以百乘衝處。
 謂之託食之
 君。千乘衝處。
 壤削少半。萬
 乘衝處。壤削
 大半。何謂百
 乘衝處。託食
 之君也。夫以
 百乘衝處。危
 併圍阻千乘
 萬乘之間。夫
 國之君。不相
 中。舉兵而相
 攻。必以爲扞
 扞蔽圍之用。
 有功利。不得
 鄉。大臣死於

乘衝處を託食の君と謂ふ。夫れ百乘を以て衝處すれば、千乘萬乘の間に危併圍阻す。夫れ國の君相中らずして、兵を舉げて相攻むるときは、必ず以て扞扞蔽圍の用を爲す。功利あるも郷くるを得ず。大臣外に死すれば、壤を分ちて功列陳せらる。獲虜を繫繫すれば、賞を分ちて祿す。是れ壤地功賞に盡きて、稅藏繼孤に彈くるなり。是れ特に名は君たるに羅るのみ。壤の有なし。號は百乘の守あるも、實は尺壤の用なし。故に託食の君と謂ふ。然らば則ち大國款を内れ、小國用盡きば、何を以て此に及ばん。曰く、百乘の國、官軌符を賦し、四時の朝夕に乘じ、之を御するに輕重の准を以てし、然る後に百乘及ぶべきなり。千乘の國、天財の殖する所、械器の出づる所、財物の生ずる所を封じ、歲の滿虛を視て其祿を輕重す、然る後に千乘足すべきなり。萬乘の國、歲の滿虛を守り、民の緩急に乘じ、其號令を正して其大准を御す、然る後に萬乘資すべきなり。玉は禹氏より起り、金は汝漢より起り、珠は赤野より起る。東西南北、周を距るこ

外分壤而功列陳。繫業獲廣。分賞而祿。是壤地盡於功賞。而稅藏。是特名。無二。於為君耳。無二。之有。號有。百乘之守。而實無尺壤之用。故謂託食之君。然則大國內。款小國用。盡。何以及此。曰。百乘之國。官賦軌符。乘四時之朝夕。御之以輕重之准。然後百

と七千八百里、水絶ち、壤断ちて、舟車通ずる能はず。先王其途の遠く、其至るの難きが爲に、故に用を其重きに託す。珠玉を以て上幣と爲し、黄金を以て中幣と爲し、刀布を以て下幣と爲す。三幣、之を握るも則ち煖に補あるにあらざるなり。之を食ふも則ち飽に補あるにあらざるなり。先王以て財物を守り、以て民事を御して天下を平にせしなり。今人君、民に藉求し、令して曰く、十日にして具へよと。則ち財物の賈、什に二を去る。令して曰く、八日にして具へよと。則ち財物の賈、什に二を去る。令して曰く、五日にして具へよと。則ち財物の賈、什に半を去る。朝に令して夕に具へよと。則ち財物の賈、什に九を去る。先王其の然るを知る、故に萬民に求めずして、號令に藉するなり。

也。● 虚極の功ある者は亦賞を分ちて之を録すと也。● 事に死せし者の孤の父に贈る者。● 列也。● 軌は量也、符は符節也。● 貴族といふに同じ。● 財の功を假らして生ずる者。● 利を專にして自ら私し民と之を共にせざる也。● 豐凶也。● 時價の大なる者。● 儲也、刀は其利を取り布は其編をとる

乘可反也。千乘之國。封三天財之所。殖械器之所。出財物之所。生視歲之滿虛。而輕重其祿。然後千乘可足也。萬乘之國。守歲之滿虛。乘民之緩急。正其號令。而御其大准。然後萬乘可資也。玉起於禹氏。金起於汝漢。珠起於赤野。東西南北。距周七千八百里。水絕壤斷。舟車不能通。先王爲其途之遠。其至之難。故託用於其重。以珠玉爲上幣。以黄金爲中幣。以刀布爲下幣。三幣握之。則非有補於煖也。食之。則非有補於飽也。先王以守財物。以御民事。而平天下也。今人君藉求於民。令曰。十日而具。則財物之賈。什去一。令曰。八日而具。則財物之賈。什去二。令曰。五日而具。則財物之賈。什去三。令曰。三日而具。則財物之賈。什去四。令曰。一日而具。則財物之賈。什去九。先王知其然。故不求於萬民。而藉於號令也。

山國軌第七十四

管子輕重七

桓公問管子曰。請問官國軌。管子對曰。田有軌。人有軌。用有軌。鄉

桓公、管子に問ひて曰く、國を官するの軌を請ひ問ふと。管子對へて曰く、田に軌あり、人に軌あり、用に軌あり、郷に軌あり、人事に軌あり、幣に軌あり、縣に軌あり、國に軌あり。軌數に通ぜずして、國を爲めんと欲するは不可なりと。桓公曰く、

有軌。人事有軌。幣有軌。縣不通於軌。數而欲爲國不可。桓公曰。行軌數。奈何。對曰。某鄉田若干。人事之准若干。穀重若干。曰。某縣之若干。幣若干。而中用。穀重若干。而中幣。終歲度。人食。其餘若干。曰。某鄉女勝。事者終歲。績其功業若干。以功

軌數を行ふと奈何せん。對へて曰く、某郷の田若干、人事の准若干、穀の重若干と。曰く、某縣の人若干、田若干、幣若干にして用の中。穀重若干にして幣の中。終歲人食を度す、其餘若干と。曰く、某郷の女の事に勝ふる者、終歲績して其功業若干、功業を以て時に直てて之を擴す、終歲人已衣被の後、餘衣若干、羣軌を別ち壤宜を相ると。桓公曰く、何をか羣軌を別ち、壤宜を相ると謂ふかと。管子對へて曰く、莞蒲の壤あり、竹箭檀栢の壤あり、汜下漸澤の壤あり。水潦魚鼈の壤あり。今四壤の數、君皆善く官して之を守らば、則ち財物に籍して人畝に籍せず、十畝の壤、君、軌を以て守らざれば、則ち民且に之を守らんとす。民に過移して力を長するあらば、本を以て得と爲さず。此れ君の失なりと。桓公曰く、軌意安くにか出でんと。管子對へて曰く、陰に其軌を據らざる者は、下其上を制すと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、某郷の田若干、食する者若干、某郷の女事若干、餘衣若干、謹みて州里を行

て曰く、田若干、人若干、人衆きときは、田、食を度さざること若干と。

● 官は職也、事也、國を官にすとは國中有する所の者をして盡く其職事に服せしむる也、軌は量也 ● 度量之法也 ● 支用に准擬する所の數なり ● 費也 ● 應ずる也 ● 濟也、すくよ也 ● 價を定むる也 ● 他人と自己と也 ● 席をつくるもの ● 新は小竹、櫛は強弱以て車輻をつくるべし、柘は柔に似たり以て車を飼ふべし ● 守也

業直時而擴之。終歲人已衣被之後。餘衣若干。別群軌。相壤宜。桓公曰。何謂別群軌。相壤宜。管子對曰。有莞蒲之壤。有竹箭檀栢之壤。有汜下漸澤之壤。有水潦魚鼈之壤。今四壤之數。君皆善官而守之。則籍於人畝。十畝之壤。君不以軌守。則民且守之。民有過移。長力。不以本爲得。此君失也。桓公曰。軌意安出。管子對曰。不陰據其軌者。下制其上。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。某郷田若干。食者若干。某郷之女事若干。餘衣若干。謹行州里。曰。田若干。人衆田不度。食若干。

曰。田若干。餘食若干。必得軌程。此調之泰軌也。然後調立環乘之幣。田軌之有

曰く、田若干、餘食若干、必ず軌程を得るは、此れ調の泰軌なり。然る後に環乘の幣を調立す。田軌の其人食に餘ある者は、謹みて公幣を置く。大家衆く小家寡く、山田間田なれば、曰く、終歲其食其人に足らざること若干と。則ち公幣を置きて以て其准を満たす。重歲豊年、五穀登れば、高田の萌に謂つて曰

餘於其人食者。謹置公幣焉。大家樂。小田。曰。終歲其食。不足於其人若干。則置公幣焉。以滿其准。重歲豐年。五穀登。謂高田之萌。曰。吾所寄幣於子者若干。鄉穀之橫若干。請爲子什減三。穀爲上。幣爲下。高田撫間田。山不被穀。十倍。山田以君寄幣。振

く、吾が幣を子に寄する所の者若干、郷穀の横若干。請ふ、子の爲に什に三を減せんと。穀爲に上り、幣爲に下る。高田は間田を撫すれども、山の穀を被らざること十倍なれば、山田は君の寄幣を以て、其の贍らざるを振ふも、未だ淫失せざるなり。高田は時を以て主上に撫せらる、坐ながら長すること十を加ふ。女は織帛を貢し、苟も國奉に合する者は、皆置きて之を券にす。郷横市准を以てして曰く、上に幣なくして穀あれば、穀を以て幣に准し、穀を環らして策に應ずと。國奉あれば穀を決し、反りて准賦し幣を軌す。穀廩の重十を加ふるあり。大家委賈家に謂つて曰く、上且に游を修めんとす、人ごとに若干幣を出せと。郷縣に謂つて曰く、實ある者皆左右する勿れ。贍らすんば則ち且に人馬の爲に其食を民に假らんとすと。郷縣四面皆穀を廣にし、坐ながら長じて十倍なれば、上は令を下して曰く、賈家の假幣は、皆穀を以て幣に准し、幣に直てて之を庚へと。穀爲に下り幣爲に上る。百都百縣の軌には、穀の坐ながら長するこ

其不贈。未淫失也。高田。以時撫於主上。坐長加十也。女貢織帛。苟合於國奉者。皆置而券之。以郷横市准。曰。上無幣有穀。以穀准幣。

と十倍なるに據り、穀を環して假幣に應ずれば、國幣の九は上に在り、一は下に在り、幣重くして萬物輕し。

● 量度の章程也 ● 此れ輕重を和調するの大量なりと也 ● 臣樂馬幣穀用准するの法也 ● 之を生ずる者寡く之を食する者多きなり ● 中田なり ● 比年也 ● 上秋の田也 ● 民也 ● 寄する所の幣也 ● 至は大也 ● 奉は供也、國の供用する所に合ふ者 ● 之を證券にして金錢を予へずと也 ● 富貴也、委は賈也、賈は貨也 ● 遊觀也 ● 穀實也 ● 出穀を許さずと也 ● 更に穀價を定むる也 ● 四縣を都といふ

環穀而應策。國奉決穀。反准賦。軌幣。穀廩重有加十。謂大家委賈家。曰。上且修游。人出若干幣。謂郷縣。曰。有實者。皆勿左右不贈。則且爲人馬假其食。民郷縣四面皆橫穀。坐長而十倍。上下令曰。賈家假幣。皆以穀准幣。直幣而庚之。穀爲下。幣爲上。百都百縣軌。據穀坐長十倍。環穀而應假幣。國幣之九在上。一在下。幣重而萬物輕。

斂萬物。應之以幣。幣在上。萬物皆在上。萬物重十倍。府官以市橫。

萬物を斂めて之に應ずるに幣を以てせば、幣は下に在り、萬物は皆上に在り、萬物の重十倍、府官市横を以て萬物を出し、隆くして止む。國軌未形に布き、其已成に據り、令に乗じて進退し、民に求むるなき之を國軌と謂ふと。桓公、管子

出萬物。隆而止。國軌布於未形。據其已成。乘令而進退。無求於民。謂之國軌。桓公問於管子。曰。不藉而贍國。爲之有道乎。管子對曰。軌守其時。有官天財。何求於民。桓公曰。何謂官天財。管子對曰。泰春民之功。泰夏民之令。泰秋民之令。泰冬民之令。令之所止。令

に問ひて曰く、藉せずして國を贍さんとす、之を爲すこと道あるかと。管子對へて曰く、其時を軌守し、天財を官にする有らば、何ぞ民に求めんと。桓公曰く、何をか天財を官にすと謂ふかと。管子對へて曰く、泰春は民の功繇あり。泰夏は民の令の止る所、令の發する所。泰秋は民令の止る所、令の發する所。泰冬は民令の止る所、令の發する所、此れ皆民の時守する所以なり。此れ物の高下の時なり、此れ民の相兼并する所以の時なり。君諸を四務に守れと。桓公曰く、何をか四務と謂ふかと。管子對へて曰く、泰春に民の且に用ふる所あらんとする者は、君已に之を虞せよ。泰夏に民の且に用ふる所あらんとする者は、君已に之を虞せよ。泰秋に民の且に用ふる所あらんとする者は、君已に之を虞せよ。泰冬に民の且に用ふる所あらんとする者は、君已に之を虞せよ。泰春功布の日、春は繻衣、夏は單衣、籠纍、箕、勝、簾、屑糗を捍へ、若干日の功、人を用ふること若干、賃なきの家は皆之を假す。械器勝簾屑糗公衣、功已れば公に歸し、衣、券を折る。故に

之所發。泰冬令之所發。此皆民所以時守也。此物之高下之時也。此民之所以相并兼之時也。君守諸四務。桓公曰。何謂四務。管子對曰。泰春民之且所用者。君已虞之矣。泰夏民之且所用者。君已虞之矣。泰秋民之且所用者。君已虞之矣。泰冬民之且所用者。君已虞之矣。泰春功布日。春繻衣。夏單衣。捍籠纍。箕。勝。簾。屑糗。若干日之功。用人若干。無賞之家。皆假之。械器勝簾屑糗公衣。功已而歸。公衣折券。故力出於民。而用出於上。春十日。不害三耕事。夏十日。不害三斂實。冬二十日。不害三除田。此之謂時作。

桓公曰。善。吾欲立軌官。爲之奈何。管子對曰。鹽鐵之策。足以立軌

桓公曰く、善し。吾れ軌官を立てんと欲す、之を爲す奈何せん。管子對へて曰く、鹽鐵の策は、以て軌官を立つるに足ると。桓公曰く、奈何せん。管子對へて曰く、龍夏の地、黄金九千を布くに、幣貨金を以てす。巨家は金を以てし小

力は民に出でて用は上に出づ。春十日耕事を害せず、夏十日芸事を害せず、秋十日斂實を害せず、冬二十日除田を害せず、此を之れ時作と謂ふと。

- 價の貴き也 ● 其歌の未だ形れざる前に布く也 ● 天生する所の財也 ● 賦は徭也、徭役をいふ ● 山澤の禁設するところをいふ、民令は民に令する也 ● 四時を令を守るをいふ ● 百姓の四時に務むる所をいふ ● 虞は虞也、人の要する所先づ皆之を備へよと也 ● 春事の令を民に布く日 ● 鹽は也、鹽鐵具る者をいふ ● 功と人とに應じて之を貸す也 ● 借時入れし所の債券を帳消しにする也

官桓公曰。奈何。管子對曰。龍夏之地。布黃金九千。以幣貨金。巨家以金。小家以幣。周岐山。至崤丘。之西。塞丘者。山邑之田也。布幣。稱貧富。而調之。周壽陵而東。至少沙者。中田也。據之以幣。巨家以金。小家以幣。三壤已推。而國穀再什倍。梁渭陽。瓊之牛馬。滿齊行。

家は幣を以てす。周の岐山より、崤丘の西塞丘に至るまでは、山邑の田なり。幣を布き貧富に稱うて之を調す。周の壽陵よりして東のかた少沙に至るまでは中田なり。之に據るに幣を以てし、巨家は金を以てし、小家は幣を以てす。三壤已に撫して、國穀再び什倍。梁の渭陽瓊の牛馬齊行に滿つるときは、之を賑らんと請ふ。顧齒もて其高壯を量る。曰く、國、師旅の爲に戰車廠り就き、子の牛馬を斂めん。上に幣なし。謂ふ、穀を以て市擴に視て、子の牛馬を庚ひ、爲に粟を上らんと。二家貨を立て、其粟を散じて反准すれば、牛馬上に歸せり。管子曰く、請ふ、貨を民に立てん。田ある之を倍にし、内其外ある毋く、外皆貨壤と爲らん。鞍を被るの馬千乘、齊の戰車の具此に具りて、民に求むる無けん。此れ丘邑の藉を去るなり。國穀の朝夕上に在り。山林廠械器の高下上に在り。春秋冬夏の輕重上に在り。田疇を行るに、田中に木ある者を、之を穀賊と謂ふ。宮中四に其機を榮樹にするを、女功を害すと曰ふ。宮室械器、山にあらざれば仰ぐ

請敵之。顧齒量其高壯。曰。國爲師旅。戰車廠就。斂子之牛馬。上無幣。請以穀視市擴。而庚子牛馬。爲上粟。二家立貨。散其粟。反准。牛馬歸於上。管子曰。請立實於民。有田倍之。內毋有。其外。外皆爲。實壤。被鞍之馬千乘。齊之戰車之具。具於此。無求於民。此去丘邑

所なし。然る後に君は三等の租を山に立つ。曰く、握以下の者を柴植と爲し、把以上の者を室奉と爲し、三圍以上を棺槨の奉と爲す。柴植の租は若干、室奉の租は若干、棺槨の租は若干と。管子曰く、鹽鐵軌に撫ふときは、穀一なるも十を廩す。君常に九を操り、民衣食して繻すれば、下安ぞ怨咎無らん。其田賦を去りて、以て其山に租せん。巨家の其親を重く葬る者は、重租を服し、小家の其親を菲く葬る者は、小租を服す。巨家の其宮室を美修する者は、重租を服し、小家の室廬の爲にする者は、小租を服す。上、軌を國に立つれば、民の貧富、之に加ふるに繩を以てするが如し。之を國軌と謂ふと。

- 貨財を量る官 ● 黃金及び幣貨、貨幣は刀布也 ● 山田は地瘠せて收少し ● 周の地也 ● 金を布きて之を賑撫し以て其穀を致す、故に國穀の多き再び十倍に至る ● 牛馬の産地 ● 驅りて賣らんとする也 ● 顧齒頭也凡そ老少を察するに牛は其齒を視、馬は其齒を視る ● 戰車を驅りて之に就き以て買子の牛馬を斂むと也 ● 價の貴き也 ● 四井を邑と曰ひ四邑を丘と曰ふ、兵馬戰車の具此より出づ、今貨を立て、故に其種去るべきなり ● 貴賤といふに同じ ● 蔵する所の械器なり ● 曠は原田也、田中に木あれば必ず穀を害す
- 巡視也 ● 周垣を宮といふ ● 隻手副所をいふ ● 掘に同じ ● 領也 ● 兵威をいふ、

之藉也。國穀之朝夕在上。山林廩械器之高下在上。春秋冬夏之輕重在上。行田疇。田中有木者。謂之穀。宮中四榮。樹其餘。曰害。女功。宮室械器。非山無所仰。然後君立三等之租於山。曰。握以下者。爲柴。植。把以上者。爲室。奉。三園以上。爲棺。擲之。奉。柴。植之。租。若干。室。奉之。租。若干。棺。擲之。租。若干。管子曰。鹽鐵。撫軌。穀一廩。十。君常操。九。民衣食而繇。下安無怨。咎。去其田賦。以租其山。巨家重。葬其親者。服。重。租。小。家。非。葬其親者。服。小。租。巨。家。美。修。其。宮。室。者。服。重。租。小。家。爲。室。廩。者。服。小。租。上。立。軌。於。國。民。之。貧。富。如。加。之。以。繩。謂。之。國。軌。

恒税にあらざる也 材を買ふこと多し、故に重租に被服せしむ 國は小賤也 平均すること一の如く貧富大小の異なき也

山權數第七十五

管子輕重八

桓公問管子曰。請問權數。管子對曰。天以時爲權。地以財爲權。人以力爲權。君

桓公、管子に問ひて曰く、權數を請ひ問ふと。管子對へて曰く、天は時を以て權と爲し、地は財を以て權と爲し、人は力を以て權と爲し、君は令を以て權と爲す。天の權を失はば、則ち人地の權亡びんと。桓公曰く、何をか天の權を失へば、則ち人地の權亡ぶと謂ふかと。管子對へて曰く、湯には七年の旱あり、禹には五年

以令爲權。失天之權。則人地之權亡。桓公曰。何謂失天之權。則人地之權亡。管子對曰。湯七年旱。禹五年水。民之無糧。賣子者。湯以莊山之金。鑄幣。而贖民之無糧。賣子者。禹以歷山之金。鑄幣。而贖民之無糧。賣子者。故天權皆失也。故王者。歲守十分

の水あり。民の糧なくして子を賣る者あり。湯は莊山の金を以て幣を鑄て、民の糧なくして子を賣る者を贖ふ。禹は歷山の金を以て幣を鑄て、民の糧なくして子を賣る者を贖ふ。故に天の權失へば、人地の權皆失ふなり。故に王者は、歲に十分の三を守り、三年と少半と與にして歳を成す。三十一年にして十一年と少半とを藏す。參の一を藏するも、以て民を傷るに足らずして、農夫は事を敬みて力作す。故に天毀れ崖凶に、旱水決するも、民の溝壑に入りて乞請する者なきなり。此れ時を守りて以て天權を待つ道の道なりと。桓公曰く、善し。吾れ三權の數を行はんと欲す、之を爲すこと奈何せん。管子對へて曰く、梁山の陽、緇夜石の幣、天下に有るなしと。管子曰く、以て國穀を守り、歲に一分を守り、以て五年を行はば、國穀の重、異日に什倍せんと。管子曰く、請ふ、幣を立てん。國銅二年の粟を以て之を願し、黔落を立つ。力重きときは、天下と調す。彼れ重ければ則ち射られ、輕ければ則ち泄さる。故に天下と調す。泄さるゝ者は權を

之參。三年與少半一成。歲三十一一年。而藏三十一一年。與少半。藏參之一。不足。以傷民。而農夫敬事力作。故天毀。堅凶。早水。洗。民無入。於溝。壑。乞。請。者。也。此。守。時。以。待。天。權。之。道。也。桓。公。曰。善。吾。欲。行。三。權。之。數。爲。之。奈。何。管。子。對。曰。梁。山。之。陽。精。細。夜。石。之。幣。天。下。無。有。管。子。曰。以。守。國。穀。歲。守。一。分。以。行。五。年。國。穀。之。重。什。倍。異。日。管。子。曰。請。立。幣。國。銅。以。三。年。之。粟。願。之。立。野。落。力。重。與。天。下。一。調。彼。重。則。見。射。輕。則。見。泄。故。與。天。下。一。調。泄。者。失。權。也。見。射。者。失。策。也。

失ふなり。射らるゝ者は策を失ふなり。

● 自ら重くして以て物を致す所なり ● 儲かの食物より得る能はずして子を賣りて之に代ふる者ありと也 ● 少半は三分の一なり、儲に十分の二を守り三年に九分を得、又三分の一の守る處を加へて一分を得一十分の收を成すなり ● 地の古字 ● 淫也、あふる、即ち濫早誘すと雖も救荒闢あり、故に民の溝壑に轉入するなく又道路に乞請する者なしと也 ● 天地人の權也 ● 精は赤綿、縞は縞也、夜石は未だ詳ならず、夜中光を發するが故に名づけしか ● 以て國穀を守り、儲に一分を守りて售らざれば之を行ふこと五年、穀の民間に在るもの少く其賣値日々に什倍せんと也 ● 錢を鑄るをいふ ● 國也、あたひす ● 影は影言也、人民、蔭は村落 ● 我が輕きを射取らるゝ也

天權を備へざれば、下に相求めて准に備へ、下陰に相謀す。此れ刑罰の起る所にして、之を亂すの本なり。故に平は則ち平ならず、民富めば則ち貧に如かず、委積すれば則ち虚し。此れ三權の失なりと。桓公曰く、三權を守るの數奈何せん

故平則不平。民富則不富。貧。委積則虚矣。此三權之失也。桓公曰。守三權之數。奈何。管子對曰。大豐則藏分。阨亦藏分。桓公曰。阨者所以益也。何以藏分。管子對曰。陰則易益也。一可三以爲十。十可三以爲百。以阨守豐。阨之准數。一上十。豐之策數。十去九。則吾九。爲餘於數。策豐則三權皆在。君。此之謂國權。

と。管子對へて曰く、大豐には則ち分を藏し、阨にも亦分を藏すと。桓公曰く、阨は益する所以なり、何を以て分を藏せんと。管子對へて曰く、陰なれば則ち益し易きなり。一以て十と爲すべく、十以て百と爲すべし。阨を以て豊を守り、阨の准數は、一、十に上り、豊の策數は、十に九を去る。則ち吾が九、數に餘ると爲す。豊を策すれば則ち三權皆君に在り。此を之れ國權と謂ふと。

● 下必ず贏利を相求むる也 ● 富家に歸屬する也 ● 半也 ● 凶年也 ● 能く豐年を計れば則ち府庫常に實つ、凶年も亦半を減すべし、故に天地人の三權皆君に在りと也

桓公、管子に問ひて曰く、國制を請ひ問ふと。管子對へて曰く、國に制なくして地に量ありと。桓公曰く、何をか國に制なくして地に量ありと謂ふかと。管子對へて曰く、高田は十石、間田は五石、庸田は三石。其餘は皆諸を荒田に屬す。地

謂國無制。地有量。管子對曰。高田十石。間田五石。庸田三石。其餘皆屬諸荒田。地量百畝。一夫之力也。粟買一。粟買十。粟買三十。粟買百。其在流策者。百畝從中。千畝之策也。然則百乘從千乘也。千乘從萬乘也。故地有量。國無策。桓公曰。善。今欲爲大國。大國欲爲

の量百畝は一夫の力なり。粟の買一、粟の買十、粟の買三十、粟の買百、其の流策に在る者、百畝は從ち千畝の策に中るなり。然らば則ち百乘は從ち千乘なり、千乘は從ち萬乘なり。故に地に量ありて國に策なしと。桓公曰く、善し。今大國を爲めんと欲す。大國にして天下を爲めんと欲せば、權策に通ぜずんば、其れ能くする者無からんと。桓公曰く、今權を行ふこと奈何せん。管子對へて曰く、君、廣狹の數に通ずれば、狹を以て廣を畏れず。輕重の數に通ずれば、少を以て多を畏れず。此れ國策の大なる者なりと。桓公曰く、善し。天下を蓋ひ海内を視る、譽を長じて止むなし。之を爲すこと道あるかと。管子對へて曰く、有り。曰く、軌は其數を守り、准は其流を平かにし、未形に動きて事を己に成るに守る。物は一なり、而して十となる。是れ九、用を爲すと。徐疾の數、輕重の策あればなり。一以て十と爲すべく、十以て百と爲すべし。十の半を引きて四を藏し、五を以て事を操るは、君の決塞に在りと。桓公曰く、何を決塞と謂

天下不通。權策其無能者一矣。桓公曰。今行權。奈何。管子對曰。君通於廣狹之數。不以狹長。通於輕重之數。不以少長。多。此國策之大者也。桓公曰。善。蓋天下。視海內。長譽而無止。爲之有道乎。管子對曰。有。曰。軌守其數。准平其流。動於未形。而守事已成。物一也。而十。是九爲用。徐疾之數。輕重之策也。一可以爲十。十可以爲百。引二十之半。而藏四。以五操事。在君之決塞。桓公曰。何謂決塞。管子曰。君不爲仁。則國不相被。君不爲慈。則民簡其親。而輕過。此亂之至也。則君請以國策十分之一者。樹表置高。鄉之孝子。聘之幣。孝子兄弟衆寡。不與師旅之事。樹表置高。而

ふかと。管子曰く、君、仁を高ばざれば則ち國相被らず、君、慈孝を高ばざれば、則ち民其親を簡りて過を輕んず。此れ亂の至りなり。則ち君、請ふ國策十分の一なる者を以て、表を樹てて高きに置き、郷の孝子は、之を聘するに幣あり、孝子兄弟の衆寡は、師旅の事に與らしめざらん。表を樹て高きに置き、仁慈孝を高ばば、財散じて輕し。輕きに乗じて之を守るに策を以てすれば、則ち十の五は在るあり。上、五を運して事を行ふ如き、日月の終復するが如し。此れ長く天下を有つの道なり。之を道に准すと謂ふと。

● 上腴の地 ● 中田也 ● 下田也 ● 出糶の數也 ● 師也 ● 威天下を蓋ひ、徳を海内に示し聲譽を延長して止息なからしむ、之を爲すに道あるかと ● 崇也 ● 覆也、相撫恤するをいふ ● 日月の終りて又其始に復するが如きなり

高仁慈孝。財散而輕。乘輕而守之。以策。則十之五有在。上運五如行事。如日月之終復。此長有天下之道。謂之准道。

桓公問於管子曰。請問教數。管子對曰。民之能明於農事者。置之黃金一斤。直食八石。民之能養六畜者。置之黃金一斤。直食八石。民之能樹藝者。置之黃金一斤。直食八石。民之能樹瓜瓠葦菜百果。使灌育者。置之黃金

桓公、管子に問ひて曰く、教數を請ひ問ふと。管子對へて曰く、民の能く農事を明かにする者は、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の能く六畜を蕃育する者は、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の能く瓜瓠葦菜百果を樹る、蕃育せしむる者は、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の能く民の疾病を已むる者は、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の時を知りて、曰く、歲且に阨ならんとすと。曰く、某穀登らずと。曰く、某穀豐なりといふ者をば、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の蠶桑に通じ、蠶をして疾病せざらしむる者をば、皆之に黃金一斤・直食八石を置け。謹みて其言を聽きて之を官に藏し、師旅の事をして、與る所なからしむ。此れ之を國策する者なり。國用相靡して足り、相困操して吝る。然る後に四限に高下を置く。

一斤。直食八石。民之能已民疾病者。置之黃金一斤。直食八石。民之能已之知時。曰。歲且阨。曰。某穀不登。曰。某穀豐者。置之黃金一斤。直食八石。民之通於蠶桑。使蠶不疾病者。皆置之黃金一斤。直食八石。謹聽其言。而藏之官。使師旅之事。無所與。此國策之者也。國用相靡而足。相困操而吝。然後置四限。高下。令之徐疾。蔽屏萬物。守之以策。有五

令の徐疾、萬物を蔽屏し、之を守るに策を以てす。五官の技ありと。桓公曰く、何をか五官の技と謂ふかと。管子曰く、詩は物を記する所以なり、時は歲を記する所以なり、春秋は成敗を記する所以なり、行は民の利害を道くなり、易は凶吉成敗を守る所以なり、卜は凶吉利害を下するなり。民の此を能くする者は、皆一馬の田・一金の衣、此れ君をして迷妄せざらしむるの數なり。六家の者即ち其時を見ば、豫め先づ蚤間の日に之を受けしむ。故に君は時を失ふなく策を失ふなく、萬物興豐、利を失ふなく、遠く得失を占ひて以て末教と爲す。詩記の人は辭を失ふなく、行は道を彈して義を失ふなく、易は禍福凶吉を守りて相亂れず。此を君操と謂ふと。

● 教民の法也 ● 直日食ふ所、八石は大男二月の食 ● 賜ふ所の金數、其中に在る也 ● 保の誤也 ● 四境也 ● 記は春秋也、即ち詩經と春秋とを學べる人はと也 ● 操は柄也、君權といふ也

官技。桓公曰。何謂五官技。管子曰。詩者所以記物也。時者所以記歲也。春秋者所以記成敗也。行者道民之利害也。易者所以守凶吉成敗也。卜者卜凶吉利害也。民之能此者。皆一馬之田。一金之衣。此使君不迷妄之數也。六家者。即見其時。使先蚤間之日受之。故君無失時。無失策。萬物興豐。無失利。遠占得失。以爲未教。詩記人無失辭。行禪道。無失義。易守禍福凶吉。不相亂。此謂君操。

桓公問於管子曰。權操之數。吾已得聞之矣。守國之固。奈何。曰。能皆已官。時皆已官。得失之數。萬物之終始。君皆已官。以數行。桓公曰。何謂以數行。管子對曰。

桓公、管子に問ひて曰く、權操の數は、吾れ已に之を聞くを得たり。守國の固は奈何せんと。曰く、能皆已に官し、時皆已に官し、得失の數、萬物の終始、君皆已に之を官せり。其餘は皆數を以て行はんと。桓公曰く、何をか數を以て行ふと謂ふかと。管子對へて曰く、穀は民の司命なり。智は民の輔なり。民智にして君愚、下富みて君貧しく、下貧しうして君富む。此を之れ事名^二と謂ふ。國機は徐疾のみ、君道は法を度るのみ、人心は繆^二を禁ずるのみと。桓公曰く、何をか法を度ると謂ひ、何をか繆^二を禁ずると謂ふかと。管子對へて曰く、法を度る者は、人力を量りて功を擧げ、繆^二を禁ずる者は、往を非めて來を戒む。故に禍萌通

穀者民之司命也。智者民之輔也。民智而君愚。下富而君貧。此之謂事名^二。國機徐疾而已矣。君道度法而已矣。人心禁繆而已矣。桓公曰。何謂度法。何謂禁繆。管子對曰。度量。量人力而舉功。禁繆者。非往而戒來。故禍不萌通。而民無患。管子對曰。請聞三心禁。管子對曰。晉有下臣不忠於其君。慮殺其主。謂之公過。諸公過之家。毋使得事君。此晉之過失也。齊之公過。坐立長差。惡惡乎。來刑。善善乎。來榮。戒也。此之謂國戒。

せずして民に患咎なしと。○桓公曰く、請ふ、心禁を聞かんと。管子對へて曰く、晉に臣にして其君に忠ならず、其主を殺さんと慮るものあり、之を公過と謂ふ。諸公過の家は、君に事ふるを得しむる毋らしむ。此れ晉の過失なり。齊の公過は、坐するに長差を立つ。惡を惡まんか刑を來す、善を善みせんか榮を來す。戒なり。此を之れ國戒と謂ふと。

- 能は材也、權操草木の屬をいふ、官しは之をして其職を盡さしむる也
- 法也
- 二は殊也、ことなる也
- 事也
- 責也
- 心に非を爲すを禁ずる也
- 諸は衆也、公過に其職に與する者をいふ、この家は則ち罪子孫に及ぶと也
- 罪するに首と從とを定むる也

桓公問管子。管子對曰。度法者。量人力而舉功。禁繆者。非往而戒來。故禍不萌通。而民無患。管子對曰。請聞三心禁。管子對曰。晉有下臣不忠於其君。慮殺其主。謂之公過。諸公過之家。毋使得事君。此晉之過失也。齊之公過。坐立長差。惡惡乎。來刑。善善乎。來榮。戒也。此之謂國戒。

桓公問管子

桓公、管子に問ひて曰く、准を輕重するは之を施へり。策此れに盡くるかと。

曰。輕重准施之矣。策盡於此乎。管子曰。未也。將御神用寶。桓公曰。何謂御神用寶。管子對曰。北郭有掘闕而得龜者。此檢數百里之地也。桓公曰。何謂得龜百里之地。管子對曰。北郭之得龜者。令過之平盤之中。君請起十乘之使。百金之提。命北郭得龜之家曰。賜

管子曰く、未だし。將に神を御し寶を用ひんとすと。桓公曰く、何をか神を御し寶を用ふと謂ふかと。管子對へて曰く、北郭に掘闕して龜を得たる者あり。此れ數百里の地を檢するなりと。桓公曰く、何をか龜を得て百里の地と謂ふかと。管子對へて曰く、北郭の龜を得たる者は、之を平盤の中に過かしむ。君請ひて十乗の使・百金の提を起し、北郭龜を得たるの家に命じて曰く、若に服中大夫を賜はんと。曰く、東海の子、龜に類するもの、若に託舍す。若に大夫の服を賜ふ、以て而の身を終へよ、若を勞するに百金を以てすと。之の龜無貨たり。而して諸を泰臺に藏し、一日にして之に斃するに四牛を以てし、寶を立て、無貨と曰ふ、還ること四年にして孤竹を伐たんとす。丁氏の家粟、三軍の師を食ひ、行くこと五月なるべし。丁氏を召して之に命じて曰く、吾れ此に無貨の寶あり。吾れ今將に大事あらんとす。請ふ、寶を以て子に質と爲し、以て子の邑粟を假らんと。丁氏北郷再拜して粟を入れ、敢へて寶質を受けず。桓公は丁氏に命じて

若服中大夫。曰。東海之子類於龜。託舍於若。賜若大夫之服。以終而身。勞若以百金。之龜爲無貨。而藏諸泰臺。一日而立寶。曰。無貨。還四年。伐孤竹。丁氏之家粟。可食三軍之師。行五月。召丁氏。而命之曰。吾有無貨之寶於此。吾今將有二人。事。請以寶爲

曰く、寡人老いたり。子たる者は此數を知らざらん。終に吾質を受けよと。丁氏歸り、革めて室を築き、籍を賦き龜を藏す。還ぐるること四年にして孤竹を伐つ謂ふ、丁氏の粟、三軍を食ふこと五月の食に中ると。桓公、貢數の文を立て、行くこと七年に中る。龜は四千金に中り、黑白の子は千金に當る。凡そ貢制二に中るは、齊の壞策なり。貢を用ふるは國危く、寶を出すは國安くして流を行ふと。桓公曰く、何をか流と謂ふかと。管子對へて曰く、物に豫あれば、則ち君、策を失ひて、民生を失ふ。故に善く天下を爲むる者は、二豫の外に操ると。桓公曰く、何をか二豫の外と謂ふかと。管子對へて曰く、萬乘の國は、以て萬金の蓄飾なかるべからず。千乘の國は、以て千金の蓄飾なかるべからず。百乘の國は、以て百金の蓄飾無かるべからず。此を以て令と進退す。此を之れ時に乗すと謂ふと。

- 時價を輕重するの法也
- 神は怪也、御しは之を驅使する也
- 穴を穿つ也
- 之を求め得たるをいふ
- 賦也
- 携ふる所の幣をいふ
- 若は汝也、而も汝に直に其服を賜ひて以て官と爲さんと也
- 海神也
- 質は限也、至貴限なきをいふ
- 管子に泰といへるは皆譽んで之を稱する也
- 定也
- 齊の富

質_二於子_一。以假_二子之邑粟_一。丁氏北鄉再拜入粟。不敢受。實質。桓公命_二丁氏_一曰。寡人老矣。爲子者不知_二此數_一。終受_二吾質_一。丁氏歸。革築室。賦_二籍藏_一。龜_二還_一。四年。伐孤竹。謂_二丁氏_一之粟。中_二食_一三軍。五月之食。桓公立_二貢數_一。文_二行_一中_二七年_一。龜中_二四千金_一。黑白之子當_二千金_一。凡_二貢制_一中_二二_一。齊之壞策也。用_二貢國_一危。出_二寶國_一安。行_二流_一。桓公曰。何謂_二流_一。管子對曰。物有_二豫_一。則君失_二策_一。而民失_二生_一矣。故善_二爲_一天下_二者_一。操_二於_一二_二豫_一之外_一。桓公曰。何謂_二二_一。管子對曰。萬乘之國。不可_二以_一無_二萬金_一之蓄飾。千乘之國。不可_二以_一無_二千金_一之蓄飾。百乘之國。不可_二以_一無_二百金_一之蓄飾。以此與_二令進退_一。此之謂_二乘_一時。

人、所謂丁氏也。 郷は質也、向ふ也。 廟也。 貢制、四用十分の二に中る、券田出す所の計也。 君と民理と也、豫は豫め備ふる也。 粟は因也、此蓄飾を以て糧と進退し以て輕重を御す、これをこれ時に因るといふ也。

山至數第七十六

管子輕重九

桓公問_二管子_一曰。梁聚謂_二寡人_一曰。古者輕_二賦稅_一。而肥_二籍斂_一。取_二下_一無_二順_一於_二此_一者_一矣。梁聚之言何如。

桓公、管子に問ひて曰く、梁聚は寡人に謂つて曰く、古者は賦税を軽くして籍斂を肥くす。下に取ること此より順なる者なしと。梁聚の言は如何と。管子對へて曰く、梁聚の言は非なり。彼れ賦税を軽くすれば、則ち倉廩虚し。籍斂を肥くすれば、則ち械器奉ぜず。械器奉ぜずして、諸侯の皮幣衣らず。倉廩虚しければ

管子對曰。梁聚之言非也。彼輕_二賦稅_一。則倉廩_二虚_一。肥_二籍斂_一。則械器_二不_一奉。械器不_二奉_一。而諸侯_二之皮幣_一不_二衣_一。倉廩虚。則_二俸賤_一無_二祿_一。外_二皮幣_一不_二衣_一。於_二天下_一。內國_二俸賤_一。梁聚之言_二非也_一。君有_二山_一。山有_二金_一。以_二立_一幣。以_二幣准_一穀。而_二授_一祿。故_二穀_一斯在_二上_一。穀價_二什倍_一。農夫_二夜_一。蚤起。不_二待_一見使。

則ち俸つるや賤しくして祿なし。外は皮幣天下に衣らず、内は國俸賤し。梁聚の言は非なり。君は山を有し、山は金を有し、以て幣を立つ。幣を以て穀に准じて祿を授く。故に國穀斯に上に在りて、穀價什倍す。農夫は夜に寝ね蚤に起き、使はるゝを待たずして、五穀什倍し、士は祿を半にして君に死す。農夫は、夜に寝ね蚤に起き、力作して止むなし。彼の善く國を爲むる者は、之を使ふと曰はずして、使はれざるを得ざらしむ。之を貧にすと曰はずして、用ひられざるを得ざらしむ。故に民をして、使はれざるを得ざる者あること無からしむ。夫の梁聚の言は非なりと。桓公曰く、善しと。○桓公又管子に問ひて曰く、人有り我に教ふ。之を請士と謂ふ。曰く、何ぞ百能を官にせざると。管子對へて曰く、何をか百能と謂ふかと。桓公曰く、智士をして其智を盡し、謀士をして其謀を盡し、百工をして其巧を盡さしむ。此の若くんば則ち以て國を爲むべきかと。管子對へて曰く、請士の言は非なり。祿肥ければ則ち士死せず、幣輕ければ則ち士賞を簡り、

今九爲餘穀重而萬物輕。若此則國財九在大夫矣。國歲反一。財物之九者皆倍重而出矣。財物在下。幣九在大夫。然則幣國美在大夫也。天子以客行。令以時出。熟穀之人亡。諸侯受而官之。連朋而聚與。高下萬物以合民用。內則大夫自還而不盡忠。外則諸侯連朋合與。熟穀之人則去亡。故天子失其權也。桓公曰善。

桓公又問管子曰。終身有天下而勿失。爲之有道乎。管子對曰。請勿施天下。獨施之於吾國。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。國之廣狹。壤之肥瘠。有數。終歲食餘有數。彼守國者守穀而已矣。曰。某

桓公又管子に問うて曰く、終身天下を有ちて失ふ勿し。之を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、請ふ、天下に施ふなくして、獨り之を吾國に施へと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、國の廣狹・壤の肥瘠數あり、終歲の食餘數あり。彼の國を守る者は、穀を守るのみ。曰く、某縣の壤の廣さ若干、某縣の壤の狹きこと若干、則ち必ず幣を積み委く。是に於て縣州里公錢を受く。秦秋には、國穀參の一を去る。君、令を下して郡縣屬大夫に謂ふ。里邑皆粟を藉して若干を入れしむ。穀の重は一なり。以て上に藏する者は、國穀參分なれば、則ち二分上に在り。秦春には、國穀倍重するは、數なり。秦夏には、穀を賦するに市機を以てし、民皆上穀を受け、以て田の土を治む。穀秋には、田穀の

縣之壤。廣若干。某縣之壤。狹若干。則必積委幣。於是縣州里受公錢。秦秋。國穀去參之一。君下令。謂郡縣屬大夫。里邑皆籍粟入若干。穀重一也。以藏於上者。國穀參分。則二分在上矣。秦春。國穀倍重。數也。秦夏。賦穀以市機。民皆受上穀。以治田土。穀秋。田穀之存

存予する者若干。今上穀を斂むるに幣を以てす。民曰く、幣なしと。穀を以てすれば、則ち民の三有上に歸す。重の相因り、時の化舉するは、穀策と爲らざるなし。君、大夫の委を用ひて、流を以て上に歸す。君、民を用ひ、時を以て君に歸す。輕を藏し輕を出すに、重を以てするは數なり。則ち彼れ安ぞ自還の大夫獨り之を委するあらん。彼の諸侯の穀十のとき、吾國穀をして二十ならしめば、則ち諸侯の穀吾國に歸せん。諸侯の穀二十のとき、吾が國穀十ならば、則ち吾國穀諸侯に歸せん。故に善く天下を爲むる者は、謹みて重流を守りて、天下吾を洩さず。彼の重の相歸すること、水の下きに就くが如し。吾國歲凶にあらざるなり。幣を以て之を藏す、故に國穀倍重、故に諸侯の穀至るなり。是れ一分を藏して、以て諸侯の一分を致すなり。利天下に奪はれず、大夫は富を以て侈り、重を以て輕を藏むるを得ずんば、國常に十國の策あり。故に諸侯服して止むなく、臣擴かに從うて以て忠。此れ輕重を以て天下を御するの道なり。之を數應と謂ふ。

予者若干。今上敵穀以幣。民曰。無幣。以穀。則民之三有歸於上矣。重之相因。時之化舉。無不爲穀策。君用大夫之委。以流歸於上。君用民。以時歸於君。藏輕出輕。以重數也。則彼安有自還之大夫。獨委之。彼諸侯之穀十。使吾國穀二十。則諸侯穀歸吾國矣。諸侯穀二十。吾國穀十。則吾國穀歸於諸侯矣。故善爲天下者。謹守重流。而天下不吾洩矣。彼重之相歸。如水之就下。吾國歲非凶也。以幣藏之。故國穀倍重。故諸侯之穀至也。是藏一分。以致諸侯之一分也。利不奪於天下。大夫不得以富侈。以重藏輕。國常有二十國之策也。故諸侯服而無止。臣橫從而以忠。此以輕重。御天下之道也。謂之數應。

桓公問管子曰。請問國會。管子對曰。君失大夫。爲無伍。失民。爲失下。故守大夫。以一縣之策。守一縣。以一鄉之策。守一鄉。管子對曰。君失大夫。爲無伍。失民。爲失下。故守大夫。以一縣之策。守一縣。以一鄉之策。守一鄉。

之策。守一鄉。以一縣之策。守一縣。管子對曰。君失大夫。爲無伍。失民。爲失下。故守大夫。以一縣之策。守一縣。以一鄉之策。守一鄉。管子對曰。君失大夫。爲無伍。失民。爲失下。故守大夫。以一縣之策。守一縣。以一鄉之策。守一鄉。

桓公。管子に問ひて曰く、國會を請ひ問ふと。管子對へて曰く、君、大夫を失へば伍なしと爲す。民を失へば下を失ふと爲す。故に大夫を守るに縣の策を以てし一縣を守るに一鄉の策を以てし、一鄉を守るに一家の策を以てし、家を守るに一人の策を以てすと。桓公曰く、其會數奈何と。管子對へて曰く、幣准の數、一縣必有二一縣中田之策、一鄉必有二一鄉中田之策、一家必有二一家直人之用、故不以時守郡、爲無與、不以時守鄉、爲無伍。桓公曰、行此奈何、管子對曰、王者藏於民、霸者藏於

に直るの用あり。故に時を以て郡を守らざれば、與なしと爲す。時を以て郷を守らざれば、伍なしと爲すと。桓公曰く、此を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、王者は民に藏し、霸者は大夫に藏し、殘國亡家は饑に藏すと。桓公曰く、何をか民に藏すと謂ふ。請ふ、散ぜん。棧臺の錢は諸を城陽に散じ、鹿臺の布は、諸を濟陰に散ぜん。君、令を百姓に下して曰く、民富めば、君與に貧しきなく、民貧しければ、君與に富むなし。故に賦に錢布なく、府に藏財なくして、貨は民に藏す。歲豊に五穀登れば、五穀大に輕く、穀賈、上歳の分を去り、幣を以て之を據る。穀爲に君り、幣爲に下る。國幣盡く下に在り。幣輕く穀重し。上、上歳の二分を分ちて下に在り。下歳の二分上に在れば、則ち二歳の者四分上に在り。則ち國穀の一分下に在りて、穀三倍の重となる。邦布の籍、終歲十錢、人家食を受く。十畝に十を加ふれば、是れ一家は十戸なり。國穀の策を出して幣に藏する者なり。

大夫。國亡。家藏於篋。桓公曰。何謂藏於民。請散棧臺之錢。散諸城陽。鹿臺之布。散諸濟陰。君下令於百姓曰。民富。君無與貧。民貧。君無與富。故賦無錢布。府無藏財。賞藏於民。歲豐五穀登。五穀大輕。穀買去上歲之分。以幣據之。穀爲君。穀爲下。國穀盡在下。幣輕穀重。上分上歲之二分。在下。下歲之二分。在上。則二歲者四分在上。則國穀之一分在下。穀三倍重。邦布之籍。終歲十錢。人家受食。十畝加十。是一家十戶也。於國穀策。而藏於幣者也。

以國幣之分。復布百姓。四減國穀。三在上。一在下。復策也。大夫聚壤而封。積實而屬上。請奪之以會。桓公曰。何謂奪之。以會。管子對曰。粟之三分。國幣之分。以て。復た百姓に布き、國穀を四減し、三は上に在り、一は下に在るは、復策なり。大夫、壤を聚めて封じ、實を積みて上に屬る。請ふ、之を奪ふに會を以てせんと。桓公曰く、何をか之を奪ふに會を以てすと謂ふかと。管子對へて曰く、粟の三分は上に在り。民朋に謂ふ、皆上粟を受けよ。君の藏を度さんと。五穀相靡して重し。什の三を去りて餘と爲し、國幣の穀准を以て反行す。大夫、重に什なければ、君、幣を以て祿を賦す。什、上に在れば、君、穀を出すとき、什にして七を去り、君、三を斂む。上七を賦して、資あらざる者を散振す

在上。謂民朋。皆受上粟。度君藏焉。五穀相靡者重。去什三爲餘。以國幣穀准。反行。大夫無什於重。君以幣賦。祿什在上。君出穀。什而去七。君斂三。上賦七。散振不資者。仁義也。五穀相靡而輕。數也。以鄉完重。而籍國數也。出實財。散仁義。萬物輕。數也。乘時進退。故曰。

るは仁義なり。五穀相靡して輕きは數なり。郷の完重を以て國に藉するは數なり。實財を出し仁義を散じ、萬物輕きは數なり。時に乘じて進退す。故に曰く、王者は時に乘じ、聖人は易に乗すと。桓公曰く、善しと。○桓公、管子に問ひて曰く、特に我に命じて曰く、天子は三百領、泰畜して散す。大夫は此に准じて行へと。此れ如何と。管子曰く、法家にあらざるなり。大夫其饜を高くし、其室を美するには、此れ農事及び市庸を奪ふなり、此れ國を便にするの道にあらざるなり。民以て織り繕納と爲すを得ずして、之を地に糶む。彼の善く國を爲むる者は、時の徐疾に乗するのみ、之を國會と謂ふと。○桓公、管子に問ひて曰く、請ひ問ふ、爭奪の事は何如と。管子曰く、戚を以て始ると。桓公曰く、何をか戚を用て始ると謂ふかと。管子對へて曰く、人に君たるの主、弟兄十人あれば、國を分ちて十と爲す。兄弟五人あれば、國を分ちて五と爲す。三世は則ち昭穆祖を同じくし、十世は則ち祖と爲る。故に伏尸行に滿ち、兵決して止むなし。輕重の家、復た其間

王者乘時。聖人乘易。桓公曰。善。管子曰。特命我曰。天子三百領。泰而散。大夫准此而行。此如何。管子曰。非何。管子曰。非法家也。大夫高其銀。美其室。此奪農事及市庸。此非便國之道也。民不得以織。爲繆。繆而理之於地。彼善爲國者。乘時徐疾而已矣。謂之國會。

に遊ぶ。故に曰く、人に予ふるに壤を以てする毋れ。人に授くるに財を以てする毋れ。財終れば則ち始るあり。四時と廢起す。聖人は、之を理むるに徐疾を以てし、之を守るに決塞を以てし、之を奪ふに輕重を以てし、之を行ふに仁義を以てす。故に天壤と數を同じくす、此れ王者の大譽なりと。○桓公、管子に問ひて曰く、幣乘馬を請ひ問ふと。管子對へて曰く、始め夫の三大夫の家を取る。方六里にして一乘、二十七人にして一乘を奉ず。幣乘馬は方六里、田の美惡若干、穀の多寡若干、穀の貴賤若干、凡そ方六里、幣を用ふること若干、穀の重は幣を用ふるに若干。故に幣乘馬は、幣を國に布くには、幣もて一國陸地の數を爲む。之を幣乘馬と謂ふと。桓公曰く、幣乘馬の數を行ふこと奈何せん。管子對へて曰く、士は資を受くるに幣を以てし、大夫は邑を受くるに幣を以てし、人馬は食を受くるに幣を以てす。幣を以てすれば則ち一國の穀資上に在り、幣資下に在り。國穀什倍するは數なり。萬物財物什二を去るは策なり。皮革筋角・羽毛竹箭。

桓公問管子。管子曰。請問。爭奪之事何如。管子曰。以威始。桓公曰。何謂用威始。管子對曰。君人之主。弟兄十人。分國爲十。兄弟第五人。分國爲五。三世則昭穆同祖。十世則爲一。故伏尸滿街。兵決而無止。輕重之家。復游於其間。故曰。母予人以財。母授人以財。財終則有始。與四時一廢起。聖人理之。以徐疾。守之以決塞。奪之以輕重。行之以仁義。故與

器械財物。苟も國器君用に合ふ者は、皆上に矩券あり。君、郷州に實して藏せしむ。曰く、某月某日。苟も責に従ふ者は、郷に決し州に決せんと。故に曰く、庸を就ふこと一日にして決せんと。國策は穀より出づ。國を軌するの策は、貨幣乘馬の者なり。今刀布官府に藏し、巧幣萬物輕重、皆之を在賈す。彼れ幣重くして萬物輕く、幣輕くして萬物重し、彼の穀は重くして穀輕し。人君、穀幣金衡を操りて、天下定むべきなり。此れ天下を守るの數なりと。

● 半也 ● 四分也 ● 數也 ● 濟也 ● 賈也 ● 財を散じて之を教ふ也 ● 理也 ● 聖馬也 ● 數也 ● 泰は豐也、高は收也 ● 墳也 ● 親戚を以て始むと也 ● 祖先の配列也 ● 主を藏する室石也、五世親盡くれば、則ち主を祖に移すと也 ● 廣平也 ● 兵を以て決塞する也 ● 決は閉、塞は閉也 ● 王者以て天下を御す、故にしかいふ ● 幣を以て乘馬を出すの法也 ● 價也 ● 治也 ● 資用する所にて藏也 ● 理也 ● 布帛の類 ● 求也 ● 開也 ● 斯は實して屬はる、もの。或は儲にてやとふ也 ● 同財の計也 ● 同財を最長するの計也 ● 奇巧の幣也 ● 在は察也賈は賈也 ● 錢也 ● 衡は平也亦時價をいふ

天壤同數。此王者之大幣也。桓公問管子曰。請問幣乘馬。管子對曰。始取夫三大夫之家。方六里而一乘。二十七人而一乘。幣乘馬者。方六里。田之美惡若干。穀之多寡若干。穀之貴賤若干。凡方六里。用幣若干。穀之重。用幣若干。故幣乘馬者。布幣於國。幣爲一國陸地之數。謂之幣乘馬。桓公曰。行幣乘馬之數。奈何。管子對曰。士受資以幣。大夫受邑以幣。人馬受食以幣。以幣則一國之穀資在上。幣資在下。國穀什倍數也。萬物財物。去什二策也。皮革筋角。羽毛竹箭。器械財物。苟合於國器。君用者。皆有矩券於上。君實。鄒州藏焉。曰某月某日。苟從責者。鄒州決。故曰就庸。一日而決。國策出於穀。軌國之策。貨幣乘馬者也。今刀布藏於官府。巧幣萬物輕重。皆在買之。彼幣重而萬物輕。幣輕而萬物重。彼穀重而穀輕。人君操穀幣金衡。而天下可定也。此守天下之數也。

桓公問於管子曰。准衡輕重。國會。吾得聞之矣。請問縣數。管子對曰。狼牡以至於馮會之日。龍夏以北。至於海莊。禽獸羊牛之地也。

桓公、管子に問ひて曰く、准衡・輕重・國會、吾れ之を聞くを得たり。縣數を請ひ問ふと。管子對へて曰く、狼牡より以て馮會の日に至るまで、龍夏以北より海莊に至るまで、禽獸羊牛の地なり。何ぞ此を以て國策を通ぜざらんやと。桓公曰く、何をか國策を通ずと謂ふかと。管子對へて曰く、市門の一吏に馮り、贅を書し事を直しくすること、其事の若くす。唐園牧食の人は、養視して失はざらしむ。扞殂する者は、其郡秩と其縣秩とを去る。大夫の郷贊合游せざる者は、之を

何不以此通國策哉。桓公曰。何謂通國策。管子對曰。馮市門一吏。書贊直事。若其事。唐園牧食之人。養視不失。扞殂者。去其郡秩與其縣秩。大夫不鄉贊合游者。謂之無禮。義大夫幽。其春秋列民幽。其門山之祠。馮會龍夏。牛羊犧牲。月買十二倍異日。此出諸禮義。藉

禮義なしと謂ふ。大夫は幽せらる。其春秋には列民幽せらる。其門山の祠、馮會龍夏には、牛羊犧牲、月買異日に十倍す。此れ諸を禮義に出して、無用の地に藉す。牢を捫する策に因るなり。之を通と謂ふと。○桓公、管子に問うて曰く、國勢を請ひ問ふと。管子對へて曰く、山處の國あり、（はんか）氾下水多き國あり、（む）山地分るゝ國あり、（む）水洗るゝ國あり、（む）漏壤の國あり。此れ國の五勢にして、人君の憂ふる所なり。山處の國は、常に國穀三分の一を藏し、（はんか）氾下水多き國は、常に國穀三分の一を操り、（む）山地分るゝ國は、常に國穀十分の三を操り、（む）水泉の傷るゝ所、（む）水洗るゝ國は、常に十分の二を操り、（む）漏壤の國は、謹んで諸侯の五穀と工とを下さんとし、（む）梓器を彫文して、（む）以て天下の五穀を下す。此れ時に准する五勢の數なりと。

● 縣を治むる法 ● 正也 ● 唐は墟の古字。唐園は、墟を築きて逃匿者をよせむをいふ ● 聚ちて死せしむるもの ● 秩は禮也 ● 氾は、水の溢れする也 ● 山と平地と相半する也 ● 遊也 ● 致に同じ

於無用之地。因捫牢策也。謂之通。○桓公問管子曰。請問國勢。管子對曰。有山處之國。有
 汜下多水之國。有山地分之國。有水決之國。有漏壤之國。此國之五勢。人君之所憂也。山
 處之國。常藏國穀三分之一。汜下多水之國。常操國穀三分之一。山地分之國。常操國穀
 十分之三。水泉之所傷。水決之國。常操十分之二。漏壤之國。謹下諸侯之五穀。與工。雕文
 梓器。以下天下之五穀。此准時。五勢之數也。

桓公問管子曰。今有海內。縣諸侯。則國勢不用已乎。管子對曰。今以諸侯爲等。公州之飾焉。以乘四時。行捫牢之策。以東西南北。相彼國。平而准。故曰。爲諸侯。則高下萬物。以應諸侯。徧

桓公、管子に問ひて曰く、今海内を有し、諸侯を縣にせば、則ち國勢用ひずして已まんと、管子對へて曰く、今諸侯を以て等と爲す、公州の飾なり。以て四時に乘じ、牢を捫する策を行ひ、以て東西南北、彼の國を相て、平にして准す。故に曰く、諸侯たれば則ち萬物を高下して以て諸侯に應じ、徧く天下を有てば則ち幣を賦し、以て萬物の朝夕調するを守るのみ、利の足るあれば則ち行ひ、滿たざれば則ち止むあり。王者は郷州時を以て之を察す。故に利あるも相傾けず、其所に縣死す。君は大を守り一を奉ず、之を國薄と謂ふと。

● 之を亡して縣とす也 ● 幣を持つ者也 ● 齊をいふ ● 錢を民間に布く也 ● 賦は聖也 ● 國計の簿の意

有天下。則賦幣。以守萬物之朝夕調而已。利有足則行。不滿則有止。王者郷州以時察之。故利不相傾。縣死其所。君守大奉一。謂之國簿。

卷第二十二

地數第七十七

管子輕重十

桓公曰。地數可得聞乎。管子對曰。地之東西二萬八千里。南北二萬六千里。其出。水者八千里。受。水者八千里。出。銅之山四百六十山。出。鐵之山三千六百九山。此之所也。戈。矛之所也。

桓公曰く、地數聞くを得べきかと。管子對へて曰く、地の東西二萬八千里、南北二萬六千里、其水を出す者八千里、水を受くる者八千里。銅を出す山、四百六十七山、鐵を出す山は三千六百九山、此れ之れ壤を分ち穀を樹うる所以なり。戈矛の發する所、刀幣の起る所なり。能者は餘りあり、拙者は足らず。泰山に封じ梁父に禪す。封禪の王七十二家、得失の數、皆是の内に在り。是を國用と謂ふと。桓公曰く、何をか得失の數皆此に在りと謂ふかと。管子對へて曰く、昔者桀、天下を霸有して用足らず、湯は七十里の薄を有して用餘りあり。天は獨り湯の爲に菽粟を雨らすにあらざり、而して地は獨り湯の爲に財物を出すにあらざるなり。伊尹は善く輕重を通移し、開闢決塞高下徐疾の策、坐起の費時に通すればなり。黃

發。刀幣之所起也。能者有餘。拙者不足。封於泰山。禪於梁父。封禪之王七十二家。得失之數。皆在是内。是謂國用。桓公曰。何謂得失之數。皆在此。管子對曰。昔者桀。霸有天下。而用不足。湯有七十里之薄。而用有餘。天非獨爲湯雨菽粟。而地非獨爲湯出財物也。伊尹善通移輕重。開闢決塞。通於高下。徐疾之策。坐起之費時也。黃帝問於伯高曰。吾欲下陶天下。而以爲一家。上爲之有道乎。伯高對曰。請刈其莞而樹之。吾謹逃其蚤牙。則天下可陶而爲一家。黃帝曰。此若言可得聞乎。伯高對曰。上有丹沙者。下有黃金。上有慈石者。下有鉛錫赤銅。上

帝は伯高に問ひて曰く、吾れ天下を陶して以て一家と爲さんと欲す。之を爲すに道あるかと。伯高對へて曰く、請ふ、其莞を刈りて之に樹るん。吾れ謹んで其蚤牙を逃れば、則ち天下陶して一家と爲すべしと。黃帝曰く、此の若の言、聞くを得べきかと。伯高對へて曰く、上に丹沙ある者は下に黃金あり、上に慈石ある者は、下に銅金あり。上に陵石ある者は、下に鉛錫赤銅あり。上に緒ある者は、下に鐵あり。此れ山の榮を見ず者なり。

● 土地の情により得失の數あるをいふ ● 錢也 ● 砂也 ● 利すれば則ち之を開き、利せざれば則ち之を閉づ。決塞は開閉の如き也 ● 高下は貴賤、徐疾は緩急也 ● 靜動也 ● 物價の靜動、必ず賈と時とあり。之に通ずれば國を利する能はずと也 ● 化也 ● 銅を金といふは、古へ銅を稱して金といひしなり ● 陵は磧也、方解石の屬 ● 赤土

有諸者。下有鐵。此山之見榮者也。

苟山之見其榮者。君謹封而祭之。距封十里。面爲壇。是則使乘者下行。行者趨。若犯令者。罪死不赦。然則與折取之違矣。修教十年。而葛盧之山發而出水。金從之。蚩尤受而制之。以爲劍。鎧矛。戟。是歲相兼者。諸侯九。雍狐之山發而出。

苟も山の其榮を見ず者は、君、謹封して之を祭る。封を距ること十里にして一壇を爲る。是れ則ち乗者をして下行し、行者をして趨らしむ。若し令を犯す者は罪死にして赦さず。然らば則ち之を折取するに與て違し。教を修むること十年にして、葛盧の山發して水を出し、金之に従ふ。蚩尤受けて之を制し、以て劍鎧矛戟を爲る。是の歲、相兼ぬる者諸侯九。雍狐の山、發して水を出す、余之に従ふ。蚩尤受けて之を制し、以て雍狐の戟、丙戈を爲る。是の歲相兼ぬる者、諸侯十二年。故に天下の君、戟を頓くし、一たび怒れば、伏尸野に滿つ。此れ戈を見るの本なりと。桓公、管子に問ひて曰く、天財の出づる所、地利の在る所を請ひ問ふと。管子對へて曰く、山上に精有る者は、其下に鐵あり。上に鉛ある者は、其下に銀あり。一に曰く、上に鉛ある者は、其下に鈺銀あり。上に丹沙ある者は、其下に鈺金あり。上に慈石ある者は、其下に銅金あり。此れ山の榮を見ず者なり。苟

水。金從之。蚩尤受而制之。以爲雍狐之戟。丙戈。是歲相兼者。諸侯十二。故天下之君。頓戟。一怒。伏尸滿野。此見戈之本也。桓公問於管子曰。請問天財所出。地利所在。管子對曰。山上有精者。其下有鐵。上有鉛者。其下有鈺銀。上有丹沙者。其下有鈺金。上有慈石者。其下有銅金。此山之見榮者。謹封而爲壇。有勳封山者。罪死而不赦。有犯令者。左足入。右足斷。然則其與犯之遠矣。此天財地利之所在也。桓公問於管子曰。以天財地利。立功成名於天下者。誰子也。管子對曰。文武是也。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。夫玉起於牛氏邊山。金起於汝漢之右澇。珠起於赤野之末光。此

も山の榮を見ず者は、謹封して祭を爲す。封山を動す者あれば、罪死にして赦さず。令を犯す者あれば、左足入れば左足斷ち、右足入れば右足斷つ。然らば則ち其の之を犯すに與て違し。此れ天財地利の在る所なりと。桓公、管子に問ひて曰く、天財地利を以て、功を立て名を天下に成す者は誰の子ぞと。管子對へて曰く、文武是れなりと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞと。管子對へて曰く、夫れ玉は牛氏邊山より起り、金は汝漢の右澇より起り、珠は赤野の末光より起る。此れ皆周を距ること七千八百里、其途遠くして至難なり。

● 誓也、無誓也 ● 地名 ● 丙は短也、戈は戟より短し。故にいふ ● 鈺也、疾く戰へば則ち銳鈍るなり ● 始也 ● 註は非也 ● 變也之を變つをいふ ● 牛氏也

皆距周七千八百里。其涂遠而至難。

故先王各用其重。珠玉爲上幣。黃金爲中幣。刀布爲下幣。令疾徐則黃金重。令先王權度其號令之徐疾。高下其中幣。而制下下之用。則文武是也。桓公器於管子曰。吾欲守國財。而毋稅於天下。而外因天下。可乎。管子對

故に先王各、其重を用ひ、珠玉を上幣と爲し、黄金を中幣と爲し、刀布を下幣と爲す。令疾ければ則ち黄金重く、令徐かなれば則ち黄金輕し。先王其號令の徐疾を權度し、其中幣を高下して、下上の用を制す、則ち文武是れなりと。○桓公、管子に問ひて曰く、吾れ國財を守りて、天下に稅する毋くして、外、天下に因らんと欲す。可ならんかと。管子對へて曰く、可なり。夫れ月激して流渠なり、令疾くして物重し。先王、其號令の徐疾を理めて、内は國財を守り、而して外は天下に因れりと。桓公、管子に問ひて曰く、其の事を行ふに奈何せん。管子對へて曰く、夫れ昔者、武王に巨橋の粟貴糶の數ありと。桓公曰く、之を爲すこと奈何せん。管子對へて曰く、武王、重泉の戌を立つ。令して曰く、民の百鼓の粟ある者より行かしめずと。民、最むる所の粟を舉げて、以て重泉の戌を避く。而して國穀二什倍、巨橋の粟亦二什倍、武王は巨橋の粟二什倍を以てして、繒帛を市ふ。軍するこ

曰。夫月激而流渠。令疾而物重。先王理其號令之徐疾。內守國財。而外因天下。矣。桓公問於管子曰。其行事奈何。管子對曰。夫昔者。武王有巨橋之粟。貴糶之數。桓公曰。爲之奈何。管子對曰。武王立重泉之戌。令曰。民自有二百鼓之粟者。上不行。民舉所最粟。以避重泉之戌。而國穀二什倍。巨橋之粟亦二什倍。武王以巨橋之粟二什倍。而市繒帛。軍五歲。毋籍衣於民。以巨橋之粟二什倍。而衡黃金百萬。終身無籍於民。准衡之數也。桓公問於管子曰。今亦可以行此乎。管子對曰。可。夫楚有汝漢

と五歲、衣を民に籍する毋し。巨橋の粟二什倍を以てして、黄金百萬を衡し、終身民に籍する無し。准衡の數なりと。桓公、管子に問ひて曰く、今亦以て此を行ふ可きかと。管子對へて曰く、可なり。夫れ楚に汝漢の金あり、齊に渠展の鹽あり、燕に遼東の煮あり。此の三者も亦以て武王の數に當るべし。十口の家、十人鹽を晒め、百口の家、百人鹽を晒む。凡そ鹽を食ふの數、一月に、丈夫は五升少半、婦人は三升少半、嬰兒は二升少半。鹽の重、升に分耗を加へて、釜ごとに五十升、一耗を加へて、釜ごとに百升、十耗を加へて釜ごとに千。君、消薪を伐り、泔水を煮て鹽を爲る。正して之を積むこと三萬鍾。陽春に至り、請ふ、時に籍せんと。

- 鹽晒の處置 ● 粟は巨也、大也 ● 一鼓は十二斛 ● 曬也 ● 平也、其價を平准して金を取る也 ● 鹽也 ● 晒に同じ ● 耗は孔也、分孔は半鍾也 ● 流は枯草 ● 漚したる潮水。或はいよ拂の誤と

之金。齊有渠展之鹽。燕有遼東之煮。此三者亦可以當武王之數。十口之家。十人。鹽。百口之家。百人。凡食鹽之數。一月。丈夫五升少半。婦人三升少半。嬰兒二升少半。鹽之重。升加三分耗。而釜五十升。加一耗。而釜百升。加二十耗。而釜千。君伐菹薪。煮泔水爲鹽。正而積之。三萬鍾。至陽春。請籍於時。

桓公曰。何謂籍於時。管子曰。陽春農事方作。令民毋得築垣墻。毋得繕冢墓。丈夫毋得治宮室。毋得立臺榭。北海之衆。毋得聚庸而煮鹽。然鹽之買。必四什倍。君以四什之買。脩河濟之流。南輸梁。赴宋衛濮陽。惡食無鹽則腫。守圉之本。其用鹽獨重。君伐菹薪。煮泔水。以籍於時。桓公曰。何をか時に籍すと謂ふかと。管子曰。陽春、農事方に作る。民に令して垣墻を築くを得る毋らしめ、冢墓を繕するを得る毋らしむ。丈夫、宮室を治むるを得る毋らしめ、臺榭を立つるを得る毋らしめ、北海の衆、庸を聚めて鹽を煮るを得る毋らしむ。然るときは鹽の買必ず四什倍せん。君、四什の買を以て、河濟の流を脩め、南は梁に輸し、宋衛濮陽に赴かしむ。惡食して鹽なければ則ち腫る。守圉の本は、其れ鹽を用ふる獨り重し。君、菹薪を伐り泔水を煮て以て天下に籍す。然らば則ち天下減ぜずと。

● 大夫也 ● 皆野の境にあり、之を修むるは漕に便する也 ● 惡食鹽をすれば則ち腫る。之を凶年に歸するに果して然り。腫るれば則ち腫ふ能はずこれ守圉の本なり

天下。然則天下不減矣。

桓公問於管子曰。吾欲富本而豐五穀。可乎。管子對曰。不可。夫本富而財物衆。不能守。則稅於天下。五穀興。豐巨錢。而天下貴。則稅於天下。然則吾民常爲天下下。夫善用本者。若以一身濟於大海。觀風之所起。天下高則高。天下下則下。天高我下。則財利稅於天下矣。

桓公、管子に問ひて曰く、吾れ本を富し五穀を豊にせんと欲す、可ならんかと。管子對へて曰く、不可なり。夫れ本富みて財物衆し。守る能はざれば則ち天下に稅す。五穀興り、巨錢を豊にして天下貴べば、則ち天下に稅す。然らば則ち吾民常に天下の虜と爲る。夫れ善く本を用ふる者は、身を以て大海を濟るが若し。風の起る所を觀る。天下高ければ則ち高く、天下下ければ則ち下る。天高く我れ下れば、則ち財利天下に稅すと。

● 變也 ● 大錢也 ● 古へ虜俘を以て奴となす、故に奴を謂ひて虜といふ

桓公、管子に問ひて曰く、事此に盡くるかと。管子對へて曰く、未だし。夫れ齊は衝處の本、通達の出づる所なり。遊子勝商の道する所、人の本を求むる者は、

曰。未也。夫齊
衡處之本。通
達所出也。游
子勝商之所
道。人求本者。
食吾本粟。因
吾本幣。騾驥
黃金然後出。令

吾が本粟を食ひ、吾が本幣に因り、騾驥黄金然る後に出づ。令に徐疾あり、物に
輕重あり。然る後に天下の寶、壹に我が用を爲す。善者は、有にあらざるを用
ひ、人にあらざるを使ふ。

●首也 ●富商也 ●資本 ●夫也

黃金然後出。令有徐疾。物有輕重。然後天下之寶。壹爲我用。善者用非有、使非人。

齊桓公。問於
管子。曰。自
人以來。其大
會可得而閉
乎。管子對曰。
憊人以來。未
有不以輕重
爲天下也。共
工之王。水處

齊の桓公、管子に問ひて曰く、憊人より以來、其大會得て閉くべきかと。管子對
へて曰く、憊人以來、未だ輕重を以て天下を爲めざるあらざるなり。共工の王た
るや、水處什の七、陸處什の三、天勢に乗じて以て天下を隘制す。黃帝の王たる
に至りて、謹みて其爪牙を逃るゝのみにて、其器を利くせず。山林を燒き、增藪
を破り、沛澤を焚き、禽獸を逐ひ、實して以て人を益す。然る後に天下得て牧ふ

揆度第七十八

管子輕重十一

什之七。陸處
什之三。乘天
勢以隘制天
下。至黃帝之
王。謹逃其爪
牙。不利其器。
燒山林。破增
藪。焚沛澤。逐
禽獸。實以益
人。然後天下
可得而牧也。
至於堯舜之
王。所以化海
內者。北用禹
氏之玉。南貴
江漢之珠。其
勝禽獸之仇。
以大夫隨之。
桓公曰。何謂
也。管子對曰。

べきなり。堯舜の王たるに至り、海内を化する所以の者は、北、禹氏の玉を用
ひ、南、江漢の珠を貴ぶ。其の禽獸の仇に勝つときは、大夫を以て之に隨はしむ
と。桓公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、諸侯の子にして將に質を委せん
とする者は、皆雙武の皮を以てせしむ。卿・大夫は豹飾、列大夫は豹曠、大夫は
其邑粟と其財物とを散じ、以て虎豹の皮を市ふ。故に山林の人、其猛獸を刺すこ
と、親戚の仇に従ふが若し。此君、朝に冕服して、猛獸に外に勝つ。大夫已に其
財物を散じて、萬人其流を受くるを得。此れ堯舜の數なりと。桓公曰く、事名
二、正名五にして天下治る。何をか事名二と謂ふかと。對へて曰く、天策は陽な
り、壤策は陰なり、此を事名二と謂ふ。何をか正名五と謂ふかと。對へて曰く、
權なり、衡なり、規なり、矩なり、准なり、此を正名五と謂ふ。其の色に在る者
は、青・黃・白・黑・赤なり。其の聲に在る者は、宮・商・羽・徵・角なり。其の味に在
る者は、酸・辛・鹹・苦・甘なり。二五の者、山を童にし澤を竭す。

令諸侯之子將委質者皆以雙武之皮一解大夫豹飾。列大夫豹飾。大夫散其邑粟與其財物。以市虎豹之皮。故山林之人。刺其猛獸。若從親戚之仇。此君冕服於朝。而猛獸勝於外。大夫已散其財物。萬人得受其流。此堯舜之數也。桓公曰。事名二。正名五。而天下治。何謂事名二。對曰。天策陽也。壤策陰也。此謂事名二。何謂正名五。對曰。權也。衡也。規也。矩也。准也。此謂正名五。其在色者。青黃白黑赤也。其在聲者。宮商羽徵角也。其在味者。酸辛鹹苦甘也。二五者。童山竭澤也。

● 大計也、會は計也 ● 女媧氏につぎて天下を有てり ● 險は狹也 ● 謹みて猛獸爪牙の害を避るゝのみにて、未だ其害を利くして以て之に勝つに暇あらずと也 ● 鳩は重也、散は大澤也 ● 水草の難給するを沛といふ ● 養也 ● 禽獸人を害するが故に仇といふ ● 離也 ● 置也 ● 武は虎也 ● 飾は豹飾也 ● 此、は父母をいふ ● 財物の流通の利也 ● 法也 ● 陰陽あり、而して養物生ず、物生じ而して後事起る、故に陰陽を事名といふ也 ● 五者は皆物を正すの器なり

人君以數制之。人味者所守。以守民口也。聲者所以守民耳也。色者所以守民目。

人君は數を以て之を人に制す。味は民口を守る所以なり、聲は民耳を守る所以なり、色は民目を守る所以なり。人君の二五を失ふ者は其國を亡し、大夫の二五を失ふ者は其勢を亡し、民の二五を失ふ者は其家を亡す。此れ國の至機なり。之を國機と謂ふ。○輕重の法に曰く、自ら言ふ、能く司馬と爲らんと。司馬と爲る能

人君失二五者。亡其國。大夫失二五者。亡其勢。民失二五者。亡其家。此國之至機也。謂之國機。輕重之法。曰。自言。能爲司馬。不能爲司馬。不能爲司馬者。殺其身。以毀其鼓。自言。能治田土。不能治田土者。殺其身。以毀其社。自言。能爲官。不能爲官者。削以爲門。父。故無敢姦能誣。

はざる者は、其身を殺して以て其鼓に毀る。自ら言ふ、能く田土を治むと。田土を治むる能はざる者は、其身を殺して其社に毀る。自ら言ふ、能く官を爲むと。官を爲むる能はざる者は、削りて以て門父と爲す。故に敢て能を姦り祿を誣ひて、君に至る者なし。故に相任じ、眞みて官都を爲す。重門擊柝去る能はざるも、亦之に隨ふに法を以てす。○桓公、管子に問ひて曰く、大准を請ひ問ふと。管子對へて曰く、大准は天下皆我を制して我なし、此を大准と謂ふと。桓公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、今天下兵を起して我に加ふ。臣の能く國を厲し、名を定むるを謀る者は、壤を割きて封じ、臣の能く車兵を以て進退し、功を成し名を立つる者は、壤を割きて封ぜん。然らば則ち是れ天下盡く君の臣を封するなり。君之を封するにあらざるなり。天下已に君の臣を十里に封す、天下動くごとに君の民を二十里に重封す。君の民富むにあらざるなり、鄰國之を富すなり。鄰國動くごとに君の民を重富す。貧者重ねて貧しく、富者重ねて富むは

祿。至於君者上矣。故相任。寅爲官都。重門擊柝。不能去。亦隨之以法。

○桓公問於管子曰。請問大准。管子對曰。大准者。天下皆制我。而無我焉。此謂大准。桓公曰。何謂也。管子對曰。今天下起兵加我。臣之能謀國定名者。割壤而封。臣之能以車兵進退。成功立名者。割壤而封。然則是天下盡封君之臣也。非君封之也。天下已封君之臣十里矣。天下每動。重封君之民二十里。君之民非富也。鄰國富之。鄰國每動。重富君之民。貧者重富。富者重富。大准之數也。桓公曰。何謂也。管子對曰。今天下起兵加我。民棄其耒耜。出持戈於外。然則國不得耕。此非天凶也。此人凶也。

君朝令而夕求具。民肆其財物。與其五

大准の數なりと。桓公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、今天下兵を起して我に加ふ。民其の耒耜を棄て、出でて戈を外に持す。然らば則ち國耕すを得ず、此れ天凶にあらざるなり、此れ人凶なりと。

● 二者は生じ、五者は用ひ、其勢、必ず山を踰して海を臨みに至る。故に人君は、法を以て之を人に制し、安りに取るを許さずと也 ● 守らざれば則ち之を淫にあまつと也 ● これ國家盛衰の關鍵なりと也 ● 門を守らるもの ● 詐也 ● 敬也 ● 官職の美をなす也 ● 疾走也 ● 其實、功位に倍す、故にかくいふ也 ● 語俟來り伐てば、則ち臣、功を以て封せられ、民は疾令によりて富む

君、朝に令して夕に具るを求む。民、其財物と其五穀とを肆ねて、驢馱を爲して去る。賈人受けて之を廩す。然らば則ち國財の一分は賈人に在り。師罷めて民

穀。爲驢馱。厭而去。賈人受而廩之。然則國財之一分在賈人。師罷。民反其事。萬物出其財物。國幣之少分。廩於賈人。若此。則幣重三分。財物之輕重。三分。賈人市於三分之間。國之財物。盡在賈人。而君無策焉。民更相制。君無有事焉。此輕重之大准也。管

其事に反り、萬物其重に反る。賈人其財物を出し、國幣の少分、賈人に廩す。此の若くなれば則ち幣重三分、財物の輕重三分、賈人、三分の間を市ひて、國の財物盡く賈人に在りて、君策なし。民、更る相制し、君、事あるなし。此れ輕重の大准なりと。管子曰く、人君本を操れば、民、末を操るを得ず。人君始を操れば、民、卒を操るを得ず。其の塗に在る者は、之を衝塞に籍す。其の穀に在る者は、之を春秋に守る。其の萬物に在る者は、貨を立てて行ふ。故に物動けば則ち之に應ず。故に豫め其塗を奪へば、則ち民違ふなし。君其の流を守れば、則ち民其の高きを失ふ。故に四方の高下を守れば、國に游賈なく、貴賤相當る。之を國衡と謂ふ。利を以て相守れば、則ち數君に歸すと。○管子曰く、善く商任を正す者は、肆あるを省く。肆あるを省けば、則ち市朝間なり。市朝間なれば則ち田野充つ。田野充てば則ち民財足る。民財足れば、則ち君賦斂して窮らず。今は則ち然らず。民重くして君重くす、重くして輕くする能はず。民輕くして君

子曰。人君操本。民不得操末。人君操始。民不得操卒。其在塗者。籍之於衢。塞其在穀者。守之在穀者。守之在穀者。其在萬物者。立實而行。故物動則應之。故豫奪其塗。則民無違。君守其流。則民失其高。故守四方之故。下國無游。賈賤相當。此謂國衡以利相守。則數歸於君矣。○管子曰。善正商任者。省有肆。省有肆。則市朝間。市朝間。則田野充。田野充。則民財足。民財足。則君賦斂焉不窮。今則不然。民重而君重。重而不能輕。民輕而君輕。輕而不能重。天下善者不然而民重。則君輕。民輕則君重。此乃財餘以滿不足之數也。故凡不能調民利者。不可以為大治。不察於終始。不可以為至矣。動左右以重相因。二十國之策也。鹽鐵二十國之策也。錫金二十國之策也。

● 列也 ● 善是對、賦は富なり。民、上求に堪へず、有する所の財物と五穀とを陳ねて、後其價を評議するに堪へず、君が徴する所の數と相對當するをなして去ると也 ● 農事也 ● 物價また賤賣するをいふ ● 分は半也、少分は十分の三 ● 更は送也、官民送に與り相制し、君、輕重に事あるを得ずと也 ● 商也 ● 關市をいふ ● 貨也 ● 物價變動すれば則ち起ちて之に應ずと也 ● 貴也 ● 輕重の計也 ● 商を務めとなすもの ● 其餘廢ある者を省減すと也 ● 藏也 ● 明也 ● 極也

策也。五官之數。不籍於民。

桓公問於管子曰。輕重之數。惡終。管子對曰。若四時之更舉。無所終。國有患憂。輕重五穀。以調用。積餘藏。羨以備賞。天下賓服。有海內。以富誠信。仁義之士。故民高辭讓。無為奇。惟者。彼輕重者。諸侯不服。以出戰。諸侯賓服。以行仁義。○管子

桓公、管子に問ひて曰く、輕重の數、惡にか終ると。管子對へて曰く、四時の更舉ぐるが若くして、終る所なく、國に患憂あれば、五穀を輕重して以て用を調ふ。餘を積み羨を藏して以て賞に備ふ。天下賓服して、海内を有ちて、以て誠信仁義の士を富ます。故に民は辭讓を高びて、奇恠を爲す者なし。彼の輕重の者は、諸侯服せざれば以て出戰し、諸侯賓服すれば以て仁義を行ふと。○管子曰く、一歲耕せば五歲食し、粟賈五倍。一歲耕せば六歲食し、粟賈六倍。二年耕せば十年食す。夫れ富は能く奪ひ、貧は能く予ふるときは、乃ち以て天下を爲むべし。且つ天下は茲を處き茲を行ふ。此の如くにして天下壹にすべきなり。夫れ天下は之を使ひて使はれず、之を用ひて用ひられず。故に善く天下を爲むる者は、之を使ふと曰ふ毋くして、使はれざるを得ざらしむ。之を用ふと曰ふ毋くして、用ひざるを得ざらしむと。○管子曰く、善く國を爲むる者は、金石の相舉ぐるが如し。

子曰。一歲耕。五歲食。粟買。五倍。一歲耕。六歲食。粟買。六倍。二年耕。而十一年食。夫富能奪。貧能予。乃可以天下。且天下。處茲行。茲。如此而天下。可壹也。夫天下者。使之不。使。用之。不。用。故善爲天下者。毋曰使之。使不得不用也。管子曰。善爲國者。如金石之相舉。重鈞則金傾。故治權則勢重。治道則勢贏。今穀重於吾國。輕於天下。則諸侯之自泄。如原水之就下。故物重則至。輕則去。有以重至。而輕處者。我動而錯之。天下即已於我矣。物藏則重。發則輕。故則多。幣重則民死。利。幣輕則決而不用。故輕重調於數而止。

重さ鈞しければ則ち金傾く。故に權を治むれば則ち勢重く、道を治むれば則ち勢贏る。今穀吾國に重く、天下に輕ければ、則ち諸侯の自ら泄すこと、原水の下きに就くが如し。故に物重ければ則ち至り、輕ければ則ち去る。重きを以て至り、輕くして處る者あり。我れ動かして之を錯けば、天下即ち我に已る。物藏すれば則ち重く、發すれば則ち輕く、散すれば則ち多し。幣重ければ則ち民利に死し、幣輕ければ則ち決して用ひずと。故に輕重は數を調して止むと。

● 財用を和調する也 ● 餘也 ● 舍也、舍と行と皆我に在り、然して後天下得て一にすべきなりと也 ● 健藏せざるをいふ ● 散すれば則ち之を爲す者馳む、故に多しと也 ● 去也 ● 貴國の數を和調して止むと也

五穀者民之司命也。刀幣者溝瀆也。號令者徐疾也。社稷重於法。社稷重於親戚。胡謂也。對曰。夫城郭拔。社稷不血食。無生臣親沒之。後無死子。此社稷之所重。於親戚者也。故有城無人。謂之守平虛。有人而無甲兵。而無食。謂之與禍居。桓公問於管子曰。吾聞海

五穀は民の司命なり、刀幣は溝瀆なり、號令は徐疾なり。令は法より重く、社稷は親戚より重しとは、胡の謂ぞやと。對へて曰く、夫れ城郭拔け、社稷血食せず。生臣なければ、親沒の後、死子なし。此れ社稷の親戚より重き所の者なり。故に城ありとも人なき、之を平虛を守ると謂ふ。人ありて甲兵なく、食なき、之を禍と與に居ると謂ふと。○桓公、管子に問ひて曰く、吾れ聞く、海内の玉幣に七策ありと。得て聞くを得べきかと。管子對へて曰く、陰山の礪磻は一策なり、燕の紫山白金は一策なり、發・朝鮮の文皮は一策なり、汝・漢水の右衝黄金は一策なり。江陽の珠は一策なり、秦明山の會青は一策なり、禹氏邊山の玉は一策なり。此れ寡を以て多と爲し、狹を以て廣と爲すと謂ふ。天下の數、輕重に盡くと。

● 財幣を流移す、故に溝瀆といふ ● 物の輕急は號令によりて變ずと也 ● 父也 ● 舊は城なきがごとき故に虚といふ。虚墟と通ず ● 玉にたぐ寶石 ● 東夷の名 ● 虎豹の皮也

内玉幣有七策。可得而問乎。管子對曰。陰山之儒。一策也。燕之紫山白金一策也。發朝。鮮之文皮一策也。汝漢水之右衛黃金一策也。江陽之珠一策也。秦明山之曾青一策也。朝。馬氏邊山之玉一策也。此謂以寡爲多。以狹爲廣。天下之數。盡於輕重一矣。

桓公問於管子曰。陰山之馬。駕之具。平買萬也。金之平買萬也。吾有伏金千斤。爲此奈何。管子對曰。君請使與正籍者。皆以幣還於金。吾至四萬。此一爲四矣。吾非疑。填。填。填。變。而。立。黃金。上。也。今。黃金。之。重。一。爲。四。者。桓公、管子に問ひて曰く、陰山の馬、駕を具ふる者千乘、馬の平買萬なり、金の平買萬なり。吾に伏金千斤あり、此を爲すこと奈何せん。管子對へて曰く、君請ふ、正籍に與る者をして、皆幣を以て金を還らさしめ、四萬に吾至すれば、此の一、四と爲る。吾れ填を疑し、鐘豪を搗して黄金を立つるにあらざるなり。今黄金の重、一の四と爲る者は數なり。珠は赤野の末光より起り、黄金は汝漢水の右衛より起り、玉は馬氏の邊山より起る。此れ度に周を去ると七千八百里、其塗遠く、其至ると阨し。故に先王、度りて其重を用ひて之に因る。珠玉を上幣と爲し、黄金を中幣と爲し、刀布を下幣と爲す。先王、中幣を高下し、下上の用を利す。百乘の國、中して市を立つ。東西南北、度るに五十里、一日慮を定め、二日載を定め、三日慮を出で、五日にして反る。百乘の輕重を制する、五日に過ぐるなし。百乘は耕田萬頃た

數也。珠起於赤野之末光。黃金起於汝漢水之右衛。玉起於馬氏之邊山。此度。去周七千八百里。其塗遠。其至阨。故先王。度用其重。而因之。珠玉爲上幣。黃金爲中幣。刀布爲下幣。先王高下中幣。利上下之用。百乘之國。中而立市。東西南北。度五十里。一日定慮。二日定載。三日出慮。五日而反。百乘之制。輕重。毋過五日。百乘爲耕田萬頃。爲開口十萬人。爲分者萬人。爲輕車千乘。爲馬四百匹。千乘之國。中而立市。東西南北。度五十餘里。三日定慮。五日定載。五日出慮。十日而反。千乘之制。輕重。毋過二旬。千乘爲耕田十萬頃。爲戶十萬戶。爲開口百萬人。○ 正戶正人の籍にて、正戸は木業あるもの、正人は家長 ○ 預也 ○ 吾は幣也、吾至は該當するをいふ ○ 成也 ○ 來也 ○ 疑也 ○ 物價の貴賤を定むるをいふ ○ 兵車

爲二分者十萬人。爲輕車千乘。爲馬四千匹。萬乘之國。中而立市。東西南北。度五百里。三日定慮。五日定載。十日出竟。二十日而反。萬乘之制。輕重毋過二旬。萬乘爲耕田百萬頃。爲二戶百萬戶。爲開口千萬人。爲二分者百萬。爲輕車萬乘。爲馬四萬匹。

管子曰。匹夫爲饑。匹婦爲寡。老而無子。者爲獨。君問其若有子弟。師役而死者。父母爲獨。上必葬之。衣衾三領。木必三寸。鄉吏視事。葬於公壤。若產而無弟。兄上必賜之。匹馬之壤。故親之殺其子。以爲上用。不苦也。君終歲行。

管子曰く、匹夫を饑と爲し、匹婦を寡と爲し、老いて子なき者を獨と爲すと。君問ふ。其れ若し子弟師役して死する者あり、父母獨となれば、上必ず之を葬る。衣衾三領、木必ず三寸、郷吏事を視て公壤に葬る。若し産して弟兄なければ、上必ず之に匹馬の壤を賜ふ。故に親の其子を殺して、以て上の用を爲すも苦まざるなり。君終歲邑里を行り、其人力同じくして宮室美なる者は、良萌なり、力作する者なり。脯二束、酒一石、以て之に賜ふ。力足るも蕩游して作さざれば、老者をば之を謀め、壯に當る者をば、之を遣して邊戍せしむ。民の本なき者には、之に圃疆を貸す。故に百事皆舉はれ、力を留めて時を失ふの民なし。此れ皆國策の數なりと。

● 匹は特也 ● 君は之を葬ると也 ● 木は棺木にて三寸より厚きを得ると也 ● 生也 ● 良民也 ● 賣也 ● 菜をうろうを圃といふ、置は圃と通ず、菜圃を貸す也

邑里其人力同而宮室美者良萌也。力作者也。脯二束。酒一石。以賜之。力足。蕩游不作。老者誰之。當壯者遣之。邊戍。民之無本者。貸之圃疆。故百事皆舉。無留力。失時之民。此皆國策之數也。

上農挾五。中農挾四。下農挾三。上女衣五。中女衣四。下女衣三。農有常業。女有常事。一農不耕。民有爲之。飢者。一女不織。民有爲之。寒者。飢寒凍餓。必起於糞土。故先王謹於其始。事再其本。民無糧者。賣其子。三其本。若爲食。

上農は五を挾くし、中農は四を挾くし、下農は三を挾くす。上女は五に衣せ、中女は四に衣せ、下女は三に衣す。農に常業あり、女に常事あり。一農耕さざれば、民之が爲に飢うる者あり。一女織らざれば、民之が爲に寒ゆる者あり。飢寒凍餓必ず糞上より起る。故に先王は其始を謹み、事其本を再びすれば、民の糧なき者其子を賣る。其本を三にすれば、若つて食を爲す。其本を四にすれば則ち郷里給す。其本を五にすれば則ち遠近通ず。然る後に死は葬を得。時其本を再びする能はずして、上の求むること止むなし。然らば則ち姦塗獨り違ふべからず。貨財拘に安んぜず。之に隨ふに法を以てすれば、則ち内は民を擲るに中る。輕重調はざれば、糧なきの民、責理すべからず。子を鬻けば使ふを得べからず。君其民を失ひ、父其子を失ふは、亡國の數なりと。管子曰く、神農の數に曰く、一穀

四其本則鄉里給。五其本則遠近通。然後死得葬矣。時不能再其本而上之求。焉無止。然則姦除不可。獨遺貨財不安於拘。隨之以法。則中內慚。民也。輕重不調。無種之民。不可責理。管子不可得。使君失其民。父失其子。亡國之數也。管子曰。神農之數曰。一穀不登。減一穀。穀之法什倍。二穀不登。減二穀。穀之法再什倍。夷疏滿之。無食者。予之陳。無種者。貸之新。故無什倍之買。無倍稱之民。

登らざれば一穀を減じ、穀の法什倍す。二穀登らざれば二穀を減じ、穀の法再什倍す。夷疏之に滿つ。食なき者には之に陳を予へ、種なき者には之に新を貸す。故に什倍の買なく、倍稱の民なしと。

- 決と通ず
- 順也
- 川足す也
- 私途にて民の自ら官道にあらざるを爲す所也
- 止也
- 又也
- 應ずる也
- 法也
- 勇鉄疏遠の者家師に滿つと也
- 罪は罪也、良を出すをいふ

國准第七十九

管子輕重十二

桓公問於管子曰。國准可得。聞乎。管子

桓公、管子に問ひて曰く、國准聞くを得べきかと。管子對へて曰く、國准は時を視て儀を立つと。桓公曰く、何をか時を視て儀を立つと謂ふかと。對へて曰

對曰。國准者。視時而立儀。桓公曰。何謂視時而立儀。對曰。黃帝之王。謹逃其爪牙。有虞之王。枯澤童山。夏后之王。燒澠。增穀。焚澠澤。不益民之利。殷人之王。諸侯無牛馬之牢。不利其器。周人之王。官能以備物。五家之數殊。而用一也。桓公曰。然則五家之數。籍何者爲

く、黃帝の王たる、謹みて其爪牙を逃れ、有虞の王たる、澤を枯し山を童にし、夏後の王たる、増穀を燒き澠澤を焚き、民の利を益さず。殷人の王たる、諸侯に牛馬の牢なく、其器を利せず。周人の王たる、能を官して以て物を備ふ。五家の數殊にして用は一なりと。桓公曰く、然らば則ち五家の數、何物を籍りて善と爲すかと。管子對へて曰く、山林を燒き増穀を破り澠澤を焚くは、猛獸衆ければなり。山を童にし澤を竭すは、君の智足らざればなり。増穀を燒き、澠澤を焚き、民利を益さず、械器を逃り、智能を閉づる者は、己れを輔くる者なり。諸侯の、牛馬の牢なく、其器を利せざる者は、曰く、淫器なりと。民心を登にする者なり。人を以て人を御し、戈刃を逃げ、仁義を高び、天固に乗じ、以て己れを安んずる者なり。五家の數は殊にして用は一なりと。

- 准は法也
- 法也
- 牛馬の居る所
- 兵器也
- 法也
- 籍也
- 去也、即ち利器と知能との已を害するを知り之を去閉するは是れ己れを助くるものなりと也
- 治也
- 囚也
- 時を視て法を建つるが故なり

善也。管子對曰。燒山林。破增藪。焚沛澤。猛獸衆也。童山竭澤者。君智不足也。燒增藪。焚沛澤。不益民利。逃械器。閉智能者。輔己者也。諸侯無牛馬之牢。不利其器者。曰淫器。而壹民心者也。以人御人。逃戈刃。高仁義。乘天固。以安己者也。五家之數殊。而用一也。

桓公曰。今當時之王者。立何而可。管子對曰。請兼用五家。而無盡。桓公曰。何謂。管子對曰。立立。新祥。以固山澤。立械器。以使萬物。天下皆利。而謹操重策。童山竭澤。益利搏流。出山金。立幣。存渣丘。立駢牢。以爲民饒。彼渣菜之壤。

桓公曰く、今當時の王者は、何を立てて可なるかと。管子對へて曰く、請ふ、五家を兼用して盡す無けん。桓公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、新祥を立て、以て山澤を固くす。械器を立てて以て萬物を使ふ。天下皆利して、謹んで重策を操る。山を童にし澤を竭し、利を益し流を搏くす。山金を出して幣を立て、渣丘を存じて駢牢を立て、以て民饒と爲す。彼の渣菜の壤は、五穀の生ずる所にあらざるなり。麋鹿牛馬の地は、春秋に生を賦し老を殺し、施を立てて以て五穀を守る。此れ無用の壤を以て民の贏を賦む。五家の數皆用ひて盡すなしと。○桓公曰く、五代の王以て天下の數を盡せり、來世の王者、得て聞くべきかと。管子對へて曰く、譏を好みて亂れず、亟ば變じて變ぜず。時至れば則ち爲し、過ぐれば則ち去る。王數は豫め致すべからず。此れ五家の國准なりと。

● 詳は福也、新祥を立つとは兆を置きて之を視る也 ● 械器既に成れば則ち萬物皆用ふべしと也 ● 天下皆之を利とし、而して我を益し其權を操ると也 ● 廣く其利を移すなり ● 金銀は幣也 ● 贏の賦 ● 衆也 ● 數也 ● 王たる術也

非五穀之所生也。麋鹿牛馬之地。春秋賦生殺老。立施以守五穀。此以無用之壤。賦民之贏。五家之數。皆用而勿盡。○桓公曰。五代之王。以盡天下數矣。來世之王者。可得而聞乎。管子對曰。好譏而不亂。亟變而不變。時至則爲。過則去。王數不可豫致。此五家之國准也。

輕重甲第八十

管子輕重十三

桓公曰。輕重有數乎。管子對曰。輕重無數。物發而應之。聞聲而乘之。故爲國不能下天下之財。致天下之

桓公曰く、輕重に數あるかと。管子對へて曰く、輕重に數なし。物發して之に應じ、聲を聞きて之に乗す。故に國を爲めて、天下の財を來し、天下の民を致す能はざれば、則ち國成すべからずと。桓公曰く、何をか天下の財を來すと謂ふかと。管子對へて曰く、昔者桀の時、女樂三萬人、端謀晨樂、三衢に聞ゆ。是れ文繡衣裳を服せざる者なし。伊尹、薄の游女工・文繡纂組一純を以て、粟百

民則國不可成。桓公曰。何謂來天下之財。管子對曰。昔者桀之時。女樂三萬人。端謀晨樂。閉於三衢。是無不。服文繡。衣裳者。伊尹以薄之游女。工文繡。纂組。一純。得粟百鍾。於桀之國。夫桀之國者。天子之國也。桀無天下。憂飾。婦女。鐘鼓之樂。故伊尹得。其粟。而奪之。

鍾を桀の國に得たり。夫れ桀の國は、天子の國なり。桀天下の憂なくして、婦女鐘鼓の樂を飾る。故に伊尹は其粟を得て、之が流を奪ふ。此を之れ天下の財を來すと謂ふと。桓公曰く、何をか天下の民を致すと謂ふかと。管子對へて曰く、請ふ。州ごとに一掌あらしめ、里ごとに五窳に積むことあらしめん。民の以て正籍に與る無き者は、之に长假を予へ、死して葬らざる者は、之に長度を予ふ。飢うる者は食を得、寒ゆる者は衣を得、死する者は葬を得、資せざる者は振はるゝを得ば、則ち天下の我に歸する者流水の若し。此を之れ天下の民を致すと謂ふ。故に聖人は、善く其有に有らざるを用ひ、其人にあらざるを使ふ。言を動かし辭を搖がし、萬民得て親むべしと。桓公曰く、善しと。

● 法也 ● 稱也、世に稱する所を聞きて之に因る也 ● 窳は首也 ● 昔樂の聲城外第三街に聞ゆと也 ● 善に同じ、殿の都の名 ● 遊は浮也 ● 屯に同じ一東也 ● 理發の利也 ● 一掌事の定 ● 穴也、容に同じ、謂は賦也 ● 正戸、正人の備也 ● 假は貸也 ● 資也、之を濟よをいふ ● 救也

流。此之謂來天下之財。桓公曰。何謂致天下之民。管子對曰。請使三州有二一掌。里有積五窳。民無以與正籍者。予之长假。死而不葬者。予之長度。飢者得食。寒者得衣。死者得葬。不資者得振。則天下之歸我者。若流水。此之謂致天下之民。故聖人善用非其有。使非其人。動言搖辭。萬民可得而親。桓公曰善。

桓公問管子曰。夫湯以七十里之薄兼桀之天下。其故何也。管子對曰。桀者冬不爲。夏不來。枵以觀凍。弱弛。弛虎。充市。以觀其驚。駭。至湯而不然。夷。競而積粟。飢者食之。寒者衣之。不資者振之。天

桓公、管子に問ひて曰く、夫れ湯は七千里の薄を以て、桀の天下を兼ぬ、其故何ぞやと。管子對へて曰く、桀は冬に枵を爲らす、夏に樹を束せずして、以て凍弱を觀る。弛虎を弛ちて市に充たしめ、以て其驚駭を觀る。湯に至りて然らず、競きを夷にして粟を積み、飢うる者は之に食はしめ、寒ゆる者は之に衣せ、資せざる者は之を振ふ。天下の湯に歸する流水の若し。此れ桀の其天下を失ふ所以なりと。桓公曰く、桀の湯をして是を爲すを得しめしは、其故何ぞやと。管子曰く、女華は桀の愛する所なり、湯之に事ふるに千金を以てす。曲逆は桀の善する所なり、湯之に事ふるに千金を以てす。内には則ち女華の陰あり、外には則ち曲逆の陽あり。陰陽の議合して、其天下を成すを得、此れ湯の陰謀なりと。○桓公曰く、

下歸湯。若三流
水。此桀之所
以失其天下
也。桓公曰。桀
使湯得爲是。
其故何也。管
子曰。女華者
桀之所愛也。

湯事之以千金。曲逆者桀之所善也。湯事之以千金。內則有女華之陰。外則有曲逆之陽。陰陽之譖合。而得成其天下。此湯之陰謀也。○桓公曰。輕重之數。國准之分。吾已得而聞之矣。請問用兵奈何。管子對曰。五戰而至於兵。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。請戰。戰。准。戰。流。戰。權。戰。勢。此所謂五戰。而至於兵者也。桓公曰。善。

桓公。欲賞死
事之後。曰。吾
國者。衝處之
國。饋食之都。
虎狼之所棲
也。今每戰。與

輕重の數、國准の分、吾れ已に得て之を聞けり。請ひ問ふ、兵を用ふる事奈
何せん。管子對へて曰く、五戰して兵に至らんと。桓公曰く、此の若の言は何
の謂ぞやと。管子對へて曰く、請ふ、衝を戦はし、准を戦はし、流を戦はし、權を
戦はし、勢を戦はせん。此れ所謂五戰して兵に至る者なりと。桓公曰く、善しと。

● 卷に同じ、殷の都 ● 權也 ● 放也 ● 強也、強要、民を害する者を平明にすと也

桓公、死事の後を賞せんと欲して曰く、吾國は衝處の國、饋食の都、虎狼の棲む
所なり。今戰ふごとに、死を興し、傷を扶く、如して孤茶首の孫、戟を刺すの寶
を仰ぐ、吾れ之に與ふるに由なし。之を爲すこと奈何せん。管子對へて曰く、
吾國の豪家、封を遷し邑に食みて居る者、君之を章にするに物を以てすれば、

死扶傷。如孤
茶首之孫。仰
制戟之寶。吾
無由與之。爲
之奈何。管子
對曰。吾國之
豪家。遷封食
邑而居者。君
章之以物。則
物重。不章以
物。則物輕。守
之以物。則物
重。不守以物。
則物輕。故遷
封食邑。富商
蓄買。積餘藏
羨。貯蓄之家。
此吾國之豪
也。故君請。編
素而就士室。

則ち物重し。章にするに物を以てせざれば則ち物輕し。之を守るに物を以てす
れば則ち物重く、守るに物を以てせざれば則ち物輕し。故に封を遷し邑を食み、
富商蓄買、餘を貯み羨を藏め、蓄を積む家は、此れ吾國の豪なり。故に君請ふ、
編素して士室に就き、功臣世家、封を遷し邑に食み、餘を積み羨を藏め蓄を貯む
の家を朝せしめて曰く、城脆ければ衝を致し、委なければ圍を致す。天下齊を
慮るありて、獨り其謀に與らず。子大夫、五穀菽粟ある者は、敢へて左
右する勿れ。請ふ、平賈を以て之を取らん。子、之れを其券契の齒・釜錮の數を
定め、修弁を爲すを得ず。困窮の民、聞いて之を糶し、釜錮止むなく、遠通も推
さず。國粟の賈、坐ながら長じて四十倍となる。君、四十倍の粟を出し、以て孤
寡を振ひ、貧病を收め、獨老窮にして子なき者を視て、相鬻ぐを得るなくして之
を養ひ、溝澮の中に赴かしむる勿らしむ。此の若くんば則ち士争ひて前戦し、
顔行を爲し、偷からずして用を爲し、死を興し傷を扶け、死者半に過ぎん。此

朝二功臣世家。選封食邑。積餘藏。美時。蓋之家。曰。城脆致衝。無委致。圍。天下有虛。齊。獨不與。其謀。子大夫有五穀。菽粟。者。勿敢左右。請以平買取之。子與之定。其券契之齒。釜。釜之數。不倍之粟。以振孤寡。收貧病。視獨老窮而無子者。靡得相鬻而養之。勿使赴於溝澮之中。若此。則士爭前戰。爲額行。不偷而爲用。與死扶傷。死者過半。此何故也。士非好戰。而輕死也。輕重之分使然也。

● 地方より食糧を仰ぐ都也 ● 敵兵 ● 而也 ● 孤は戦死の子、茶は孝秀也、茶首は白首 ● 敵兵を戦判するを賞するの貨財を仰ぎす也 ● 明也 ● 豊服也 ● 士は事也、事は事を謀るの室 ● 積也 ● 敵國の衝突を招くと也 ● 委積をければ無頼の攻圍を招くと也 ● 移動也 ● 多少也 ● 前列也 ● 薄也

桓公曰。皮幹筋角之微。甚重。重籍於民。而貴市之。皮幹筋角。非爲國之數也。管

桓公曰く、皮幹筋角の微甚だ重し。重く民に籍し、而して之の皮幹筋角を貴市するは、國を爲むるの數にあらざるなりと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て杠を高くし池を柴し、東西をして相睹す、南北をして相見せしめんと。桓公曰く、諾と。事を行ふこと期年にして皮幹筋角の微は分を去り、民の籍は分を去る。

子對曰。請以令。高杠柴池。使下。東西不相睹。南北不相見。桓公曰。諾。行。事。期。年。而皮幹筋角之微。去。分。民之籍。去。分。桓公召管子而問曰。此何故也。管子對曰。杠池。平。之。時。夫妻。服。鏡。輕。至。百里。今。高。杠柴池。東。西。南。北。不。相。睹。天。酸。然。雨。十。人。之。力。不。能。上。廣。澤。遇。雨。十。人。之。力。不。可。得。而。恃。夫。舍。牛。馬。之。力。無。所。因。牛。馬。絕。罷。而。相。繼。死。其。所。者。相

桓公、管子を召して問うて曰く、此れ何の故ぞやと。管子對へて曰く、杠池平なる時、夫妻簪に服し、軽く百里に至る。今杠を高くし池に柴し、東西南北相睹す。天酸然として雨れば、十人の力も上る能はず。廣澤雨に遇へば、十人の力も得て恃むべからず。夫れ牛馬の力を捨てて因る所なく、牛馬絶だ罷れて、相繼ぎて其所に死する者相望む。皮幹筋角、徒に人に予ふるも之を敗る莫し。牛馬の賈も、必ず坐ながら長じて百倍となる。天下之を聞かば、必ず其牛馬を離り、齊に歸すること流るゝが若けん。故に杠を高くし池に柴するは、天下の牛馬を致して、民の籍を損する所以なり。道若秘に云ふ、物の生ずる所は、其の聚る所に若かずと。

● 幹は骨也 ● 求也 ● 多也 ● 高く買ふ也、市は買也 ● 薪也 ● 柴を池に植つる也 ● 半也 ● 求めずして自ら至り而して又之をややく買ふ、故に皆半を去る也 ● 簪の誤、竹器也 ● 凄然に同じ、杠高し故に上るべからず、柴植つ故に恃むべかとすと也 ● 去也 ● 書名

望。皮幹筋角。徒予人而莫之敗。牛馬之買。必坐長而百倍。天下聞之。必離其牛馬。而歸齊若流。故高杠柴池。所以致天下之牛馬。而損中民之籍也。道若謠云。物之所生。不若其所聚。

桓公曰。弓弩多。匡軫者。而重籍於民。奉繕工。而使弓弩多。匡軫者。其故何也。管子對曰。鵠鷓之舍近。鵠鷓之通遠。鵠鷓之所在。君請式壁而聘之。桓公曰。諾。行。事。期年。而上無闕者。前無遺人。三月解。弓。而弓弩無匡軫者。

桓公曰く、弓弩の匡軫する者多くして、民に重籍し、繕工を奉ず。而るに弓弩をして匡軫する者多からしむ。其故何ぞやと。管子對へて曰く、鵠鷓の舍近く、鵠鷓の通遠し。鵠鷓の在る所、君請ふ、壁を式ひて之を聘せよと。桓公曰く、諾と。事を行ふこと期年にして、上闕くる者なく、前に遺人なし。三月弓を解いて、弓弩匡軫する者なし。管子を召して問ひて曰く、此れ何の故ぞやと。管子對へて曰く、鵠鷓の在る所、君、壁を式ひて之を聘す。菹澤の民之を聞き、平を越して遠きを射る。十鈞の弩にあらざれば、鵠鷓中つる能はず。彼の十鈞の弩は、素楸を得ざれば、自ら正す能はず。故に三月弓を解きて、弓弩匡軫する者なし、此れ何の故ぞや。其家其所に習ふを以てなりと。

● 曲りて正しからざるもの ● 遺世 ● 用也 ● 上に缺乏の者なく前に趨求の人なしの意にて弓弩の至足をいふ ● 鵠鷓、即ち離東する所の國を解く意 ● 弓弩を正す謂

召管子而問曰。此何故也。管子對曰。鵠鷓之所在。君式壁而聘之。菹澤之民聞之。越平而射遠。非十鈞之弩。不能中鵠鷓。彼十鈞之弩。不得素楸。不能自正。故三月解弓。而弓弩無匡軫者。此何故也。以其家習其所也。

桓公曰。寡人欲籍於室屋。管子對曰。不可。是毀成也。欲籍於萬民。管子對曰。不可。是隱情也。欲籍於六畜。管子對曰。不可。是殺生也。欲籍於樹木。管子對曰。不可。是伐生也。然則寡人安籍而可。管子對

桓公曰く、寡人、室屋に籍せんと欲すと。管子對へて曰く、不可なり。是れ成を毀るなりと。萬民に籍せんと欲す。管子曰く、不可なり。是れ情を隱すなりと。六畜に籍せんと欲す。管子對へて曰く、不可なり。是れ生を殺すなりと。樹木に籍せんと欲す。管子對へて曰く、不可なり。是れ生を伐るなりと。然らば則ち寡人安ぞ籍して可なると。管子對へて曰く、君、請ふ、鬼神に籍せよと。桓公忽然として色を作して曰く、萬民室屋、六畜樹木、且つ籍するを得べからず。鬼神乃ち得て籍すべけんやと。管子對へて曰く、厭宜勢に乗ずれば、事の利得るなり。計議權に因れば、事の困大なり。王者は勢に乗じ、聖人幼に乗じ、物と皆宜しと。桓公曰く、事を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、昔堯の五吏五官、食む所な

曰。君請籍於鬼神。桓公忽然作色曰。萬民室屋。六畜樹木。且不可得。籍鬼神乃可。管子對曰。厭宜乘勢。事之利得也。計議因權。事之困大也。王者乘勢。聖人乘幼。與物皆宜。桓公曰。行。事奈何。管子對曰。昔堯之五吏。五官。無所食。君請立五屬之祭。祭堯之五吏。春獻蘭。秋獻落原魚。以爲脯。鯢以爲醢。若此。則澤魚之正。伯倍異日。則

し。君、請ふ、五厲の祭を立て、堯の五吏を祭れ。春は蘭を獻じ、秋は落原を斂め、魚以て脯と爲し、鯢以て醢と爲す。此の若くんば則ち澤魚の正、異日に伯倍せん。則ち屋粟邦布の籍なし。此を之れ之を設くるに祈祥を以てし、之を推すに禮義を以てすと謂ふ。然らば則ち自ら足らん、何ぞ民に求めんと。○桓公曰く、天下の國、越より強きは莫し。今寡人、北のかた事を孤竹離枝に擧げんと欲す、恐らくは越人の至らんことを。此を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、君請ふ、原流を遏め、大夫、沼池を立て、矩游を以て樂を爲さしめば、則ち越人安ぞ敢へて至らんと。

● 實也、即ち民籍を避けて將に口數を隱さんとすと也 ● 厭は懼也、宜は社を祭るをいふ、鬼神を祈祭する也 ● 固は有也、權に因りて計議すれば、事の包有する所の者大なりと也 ● 幼は微也、聖人は智明なるが故に能く微に察すと也 ● 大なるを官といひ小なるを吏といふ ● 征也 ● 伯は百也 ● 越の強大は異を亡したる後あり ● 原は源の古字 ● 矩は教也、水を上ぐもの、必ず其身を匂す

無屋粟邦布之籍。此之謂設之。以祈祥。推之。以禮義也。然則自足。何求於民也。○桓公曰。天下之國。莫強於越。今寡人。欲北舉事。孤竹離枝。恐越人之至。爲此有道乎。管子對曰。君請過原流。大次立沼池。令下以矩游爲樂。則越人安敢至。

桓公曰く、事を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て隠し、三川に員都を立て、大舟の都・大身の都を立て、深淵壘十仞あり。令して曰く、能く遊ぶ者は千金を賜はんと。未だ金を用ふること千なる能はずして、齊民の水に遊ぶもの、臭越に避らす。桓公終に北のかた事を孤竹離枝に擧ぐ。越人果して至る。曲蓋に隠はれて以て齊を水にす。管子に扶身の士五萬人あり。以て戰を曲蓋に待ち、大に越人を敗る。此を之れ水豫と謂ふ。○齊の北澤燒け、火光、堂下を照す。管子入りて桓公を賀して曰く、吾田野辟け、農夫必ず百倍の利あらんと。是の歲租稅九月にして具り、粟又美なり。桓公は管子を召して問うて曰く、此れ何故ぞやと。管子對へて曰く、萬乘の國・千乘の國、薪なくして炊く能はず。今北澤燒けて之を續ぐなければ、則ち是れ農夫、居裝して其薪を賣るを得。一

五萬人以待。戰於曲。大敗。越人。此之謂水。○齊之北澤。燒。火。光。照。堂。下。管子入賀桓公。曰。吾田野辟。農夫必有百倍之利矣。是歲租稅。九月而具。粟又美。桓公召管子。而問曰。此何故也。管子對曰。萬乘之國。不千乘之國。不能無薪而炊。今北澤燒。莫之。則。是。農

東十倍なれば、則ち春は以て稻を割すあり。夏は以て芸を決るあり。此れ租税の九月にして具る所以なりと。○桓公、北郭民の貧を憂へて管子を召して問ひて曰く、北郭は盡く履縷の疋なり。唐園を以て本利と爲す。此を爲むるに道あるかと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て禁ぜん。百鍾の家は、橋を事とするを得ず。千鍾の家は、唐園を爲るを得ず。市を去ること三百歩なる者は、葵菜を樹うるを得ず。此の若くんば則ち空閒以て相給資するあり。則ち北郭の疋、其の手搔の功を離ゆる所あり。唐園の利、故より十倍の利ありと。

● 命令を以て之を離し越人をしてさくらしめし也 ● 員は開也、都は蒸にて水の聚る所 ● 大舟を浮ぶる深水 ● 膠也 ● 蓋は膠也、膠は蔽也、即ち越人が身を曲曲に蔽はれて水を好城に溜ぐと也 ● 種め水を開へて散をばる也 ● 大を薪と曰ひ小を薪と曰ふ ● 閉也 ● 去也 ● 唐は唐の古字、即ち唐を築きて水を防ぎ以て圃を爲し、葵菜を其中に種え此を以て本業の利源と爲す是以て貧の甚しきをいへるなり ● 號令を以て國人を禁ぜんと也 ● 橋は蒸也、事とすは作るをいふ ● 唐園に生ずる所のもの ● 空は徒也 ● 此に此令を聞く意 ● 開也

夫得居裝。而賣其薪。一束十倍。則春有以割。夏有以決。芸。此租稅所。以九月而具也。○桓公憂北郭民之貧。召管子而問曰。北郭者盡履縷之疋也。以唐園爲本利。爲此有道乎。管子對曰。請以令禁。百鍾之家。不得事橋。千鍾之家。不得爲唐園。去市三百歩者。不得樹葵菜。若此。則空閒有以相給資。則北郭之疋。有所離其手搔之功。唐園之利。故有十倍之利。

管子曰。陰王之國有。而齊與在焉。桓公曰。此若言。可得聞乎。管子對曰。楚有汝漢之黃金。而齊有渠展之鹽。燕有遼東之煮。此陰王之國也。且楚之有黃金。中齊有書石。

管子曰く、陰王の國三あり、齊與りて在りと。桓公曰く、此の若の言聞くを得べきかと。管子對へて曰く、楚に汝漢の黄金あり。而して齊に渠展の鹽あり。燕に遼東の煮あり、此れ陰王の國なり。且つ楚の黄金あるは、齊に蓄石あるに中るなり。苟も之を操りて工ならず、之を用ひて善ならざるあらば、天下倪して是んのみ。夷吾をして楚の黄金を居ふるを得しめよ。吾れ能く農をして、耕すなくして食し、女をして織るなくして衣しめん。今齊に渠展の鹽あり。請ふ、君道薪を伐り、水を煮て鹽を爲り、正して之を積まんと。桓公曰く、諾と。十月始めて正し、正月に至り、鹽三萬六千鍾を成す。管子を召して問ひて曰く、安く

也。苟有採之
不工。用之不
善。天下倪而
是耳。使夷吾
得居楚之黃
金。吾能令農
母耕而食。女
母織而衣。今
齊有渠展之
鹽。請君伐涇
薪。煮水爲鹽。
正而積之。桓
公曰。諾。十月
始正。至於正
月。成鹽三萬
六千鍾。召管
子而問曰。安
用此鹽而可。
管子對曰。孟
春既至。農事

に此鹽を用ひて可なるかと。管子對へて曰く、孟春既に至り、農事且に起らんとす。大夫、冢墓を繕し宮室を理め、臺樹を立て墻垣を築くを得るなし。北海の家、庸を聚めて鹽を煮るを得るなし。此の若くんば則ち鹽必ず坐ながら長じて十倍ならんと。桓公曰く、善し。事を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て之を梁・趙・宋・衛・濮陽に糶せん。彼は盡く饋食の國なり、鹽なければ則ち腫る。守圉の國、鹽を用ふること獨り甚しと。桓公曰く、諾と。乃ち令を以て之を糶せしめて、成金萬一千餘斤を得たり。桓公、管子を召して問ひて曰く、安くに金を用ひて可なるかと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て賀獻せしむるに、正籍を出す者は必ず金を以てせしめん。金坐ながら長じて百倍となる。金の重を運らし、以て萬物を衡し、盡く君に歸す。故に此れ所謂用は河海に扞むが若く、輪の馬に合するが若しと。此れ陰王之業なりと。

● 陰は影也、諸侯にして王者の利あり、故に陰王と曰ふ ● 鹽也 ● 鹽を糶く石 ● 糶也 ● 是は鹽に

且起。大夫無
得繕冢墓。理
宮室。立臺樹。
築墻垣。北海之
衆。無得聚庸而
煮鹽。若此。則鹽
必坐長而十倍。
桓公曰。善。行
事奈何。管子
對曰。請以令糶
之。梁。趙。宋。衛。
濮陽。彼盡饋食
之國也。無鹽則
腫。守圉之國。用
鹽獨甚。桓公
曰。諾。乃以令
使糶之。得成金
萬一千餘斤。桓
公召管子而問曰。
安用金而可。管
子對曰。請以令
使賀獻。出正籍
者。必以金。金坐
長而百倍。運金
之重。以衡萬物。
盡歸於君。故此
所謂

て鹽は糶也 ● 善也 ● 征也 ● 初春 ● 鹽を糶くり然して後人之を食ふを得、故に糶食の國といふなり ● 成は海也 ● 盡く君に歸すをいふ

管子曰。萬乘
之國。必有萬
金之買。千乘
之國。必有千
金之買。百乘
之國。必有百
金之買。非君
之所與也。君
之所與。故爲
人君。而不審

管子曰く、萬乘の國、必ず萬金の買あり、千乘の國、必ず千金の買あり。百乘の國、必ず百金の買あり。君の頼む所にあらざるなり、君の與ふる所なり。故に人君と爲りて其號令を審にせざれば、則ち一國にして二君二王に中るなりと。桓公曰く、何をか一國にして二君二王と謂ふかと。管子對へて曰く、今君の籍取、以て萬物に正しうするの賈輕く、其分を去るときは皆商賈に入る。此れ一國にして二君二王に中るなり。故に賈人其弊に乗じ、以て民の時を守る。貪者は其財を

其號令。則中
 一國而二君
 二王也。桓公
 曰。何謂一國
 而二君。二王
 管子對曰。今
 君之籍取。以
 正萬物之賈
 輕去其分。皆
 入於商賈。此
 中一國而二
 君二王也。故
 買人乘其弊。
 以守民之時。
 貧者失其財。
 是重貧也。農
 夫失其五穀。
 是重渴也。故
 爲人君而不
 能謹守其山

失ふ、是れ重ねて貧しきなり。農夫は其五穀を失ふ、是れ重ねて渴くるなり。故に人君と爲りて、謹みて其山林洧澤草萊を守る能はざれば、以て立てて天下の王と爲すべからずと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、山林・洧澤・草萊は、薪蒸の出づる所、犧牲の起る所なり。故に民をして之を求めしめ、民をして之を籍せしめ、因りて以て之に給す。私愛の民に於けるは、弟の兄に與ける、子の父に與けるが若きなり。然る後に以て財を通じ、交殷すべきなり。故に請ふ、君の游財を取りて、邑里に之を布積せん。陽春蠶桑且に至らんとす。請ふ、以て其口食箇曲の彊を給せん。此の若くんば則ち絳絲の籍、分を去りて斂らん。且つ四方の至らざるときは、六時之を制す。春日耜を傳し、次日麥を獲り、次日芋を薄き、次日麻を樹る、次日洧を絶き、次日大雨且に至らんとす。芸壅培を趣し、六時之を制す。臣給して國都に至る。善者は郷にをり、其輕重に因り、其委廬を守る。故に事至りて妄ならず。然る後に以て立ちて天下

の王となるべしと。

● 國に大賈のあるは君の依頼する所にあらざ、乃ち君の賜與する所なりと也 ● 廬也 ● 春は之しく秋は涇なるの時也 ● 垂也 ● 薪蒸犧牲を賣よをいふ ● 殷は過也、上下交々盛なるをいふ ● 游は餘也 ● 節は舟をつなぐ竹索 ● 注は絲の粗なるもの ● 絳也 ● 薛也 ● 物資を蓄ふる倉

林洧澤草萊。不可立爲。天下王。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。山林洧澤草萊者。薪蒸之所出。犧牲之所起也。故使民求之。使民籍之。因以給之。私愛之於民。若弟之與兄。子之與父也。然後可以通財交殷也。故請取君之游財。而邑里布積之。陽春蠶桑且至。請以給其口食箇曲之彊。若此則絳絲之籍。去分而斂矣。且四方之不至。六時制之。春日傳耜。次日獲麥。次日薄芋。次日樹麻。次日絕洧。次日大雨且至。趣芸壅培。六時制之。臣給至於國都。善者郷。因其輕重。守其委廬。故事至而不妄。然後可以立爲天下王。

管子曰く、一農耕さざれば、民或は之が爲に飢る、一女織らざれば、民或は之が爲に寒ゆ。故に事、其本を再びすれば、則ち其子を賣る者なし。事其本を三たびすれば、則ち衣食足る。事其本を四たびすれば、則ち正籍給す。事其本を五たびすれば、則ち遠近通じ、死して藏むるを得。今事、其本を再びする能はずして、上の求むること止むなし。是れ姦塗をして獨り行くべからず、遺財をして拘止すべか

事四其本。則正籍給。事五其本。則遠近通。死得藏。今事不能再。其本。而求之。求焉無止。是使行。遺財不可。拘止。隨之以法。則是下艾。民。食三升。則鄉有正食。而盜。食二升。則里。有正食。而盜。食一升。則家有正食。而盜。今操不反之事。而食四十倍之粟。而求民之無失。不可得矣。且君朝令而求夕具。有者出其財。無者賣其衣履。農夫羅其五穀。三分買而去。是君朝令一怒。布帛流越。而之天下。君求焉而無止。民無以待之。走亡而棲山阜。持戈之士。顧不見親。家族失。而不分。民走

らざらしむ。之に隨ふに法を以てすれば、則ち是れ下、民を艾るなり。食三升なれば、則ち郷に正食して盜む者あり。食一升なれば、里に正食して盜む者あらん。食一升なれば、則ち家に正食して盜むもの有らん。今不反の事を操り、四十倍の粟を食ひて、民の失なきを求むとも得べからず。且つ君朝に令して、夕に具るを求む。有る者は其財を出し、有るなき者は其衣履を賣り、農夫は其五穀を糶し、三分の賈にして去る。是れ君朝に令し一たび怒り、布帛流越して天下にく。君求めて止むなく、民以て之を待つなし。走亡して山阜に棲む。持戈の士、顧みて親まれず、家族失ふら分たれず。民は中に走りて、士は外に遁る。此れ戦を待たずして内に敗れんと。

● 遺は餘也 ● 艾也 ● 凡そ我が二合五勺餘にあたる ● 出づるのみにて反らざるをいふ ● 通也 ● 糶は散也 ● 供也 ● 衛侯の士也

於中而士通於外。此不待戰而內敗。

管子曰。今爲國有地。牧民者。務在四時。守在倉廩。國多財。則遠者來。地辟。舉。則民留。處。倉廩實。則知禮節。衣食足。則知榮辱。今君躬犁墾田。耕發草土。得其穀。矣。民人之食。有入若干步。畝之數。然而有餓餒於衢。闔者何也。穀有所藏也。今

管子曰く、今國を爲め地を有ち民を牧する者、務は四時に在り。守は倉廩に在り。國に財多ければ則ち遠き者來り、地辟舉すれば則ち民留處す。倉廩實つれば則ち禮節を知り、衣食足れば則ち榮辱を知る。今君躬ら墾田を墾し、草土を耕發して其穀を得、民人の食、人ごとに若干歩畝の數あり。然り而して衢闔に餓餒する者あるは何ぞや。穀藏する所あればなり。今君、錢を鑄、幣を立て、民通移す。人ごとに百十の數あり。然り而して民に子を賣る者あるは何ぞや。財の并する所あればなり。故に人君となりて、積聚を散じ、高下を調へ、并財を分つ能はざれば、君、本を強くし、耕を趣し、草を發き、幣を立てて止むなしと雖も、民猶ほ足らざるを苦むなりと。桓公、管子に問ひて曰く、今高下を調へ、并財を分ち、積聚を散せんと欲す。然らずんば則ち世且に并兼して止むなく、餘を蓄へ羨を藏して息まざらんとす。貧賤寡獨老、得るに與らず。之を散する

君鑄錢立幣。民通移。人有百十之數。然而民有三寶。子者何也。財有所并也。故為人君不能散積聚。調高下。分并財。君雖下。彌本趣耕。發草立幣而無止。民猶若不足也。桓公問。管子曰。今欲調高下。分并財。散積聚。不然。則世且并兼而無止。蓄餘藏羨而不息。貧賤錄

に道あり、之を分つに數あるかと。管子對へて曰く、唯輕重の家、能く之を散するを爲すのみ。請ふ、以て輕重の家に令せんと。桓公曰く、諾と。車五乘を束し、癸乙を周下原に迎ふ。桓公問ふこと四たびす。因りて癸乙・管子・齊威と相與に四坐す。桓公曰く、輕重の數を請ひ問ふと。癸乙曰く、重く其民を籍する者は、其下を失ふ。數ば諸侯を欺く者は權與なしと。管子差肩して問ひて曰く、吾れ吾民に籍せずんば、何を以て車革を奉ぜん。吾民に籍せずんば、何を以て隣國を待たんと。癸乙曰く、唯好心を可なりと爲すのみ。夫れ好心なれば則ち萬物通ず、萬物通すれば則ち萬物運く。萬物運けば則ち萬物賤し。萬物賤しければ則ち萬物因るべし。萬物の因るべきを知りて因らざる者は、天下に奪はる。天下に奪はるゝ者は、國の大賊なりと。

●管子國策に人年ごと十歳收むる所を食ふを奉となす ●成也 ●齊の東の地名 ●威權ある吾その己れを欺くを欺れば皆へて與國とならずと也 ●や、後れて立つをいふ ●車は兵車、革は甲冑

寡獨老。不與得焉。散之有道。分之有數乎。管子對曰。唯輕重之家。爲能散之耳。請以令輕重之家。桓公曰。諾。東車五乘。迎癸乙於周下原。桓公問四。因與癸乙。管子齊威。相與四坐。桓公曰。請問輕重之數。癸乙曰。重籍其民者。失其下。數欺諸侯者。無權與。管子差肩而問曰。吾不籍吾民。何以奉車革。不籍吾民。何以待隣國。癸乙曰。唯好心爲可耳。夫好心。則萬物通。萬物通。則萬物賤。萬物賤。則萬物可因。知萬物之可因。而不因者。奪於天下。奪於天下者。國之大賊也。

桓公曰。請問好。心。萬物之可因。癸乙曰。有餘富。無餘乘者。責之。卿諸侯。足其所。不賂其游者。責之。令大夫。若此。則萬物通。萬物通。則萬物運。萬物運。則萬物賤。則萬物賤。則萬物

桓公曰く、好心にして萬物の因るべきを請ひ問ふと。癸乙曰く、餘富あり餘乘なき者は、之を卿諸侯に責めよ。其所を足して其游に賂はざる者は、之を令大夫に責めよ。此の若くんば則ち萬物通ず、萬物通すれば則ち萬物運く、萬物運けば則ち萬物賤し、萬物賤しければ則ち萬物因るべし。故に三准同策を知る者は、能く天下を爲む。三准の同策を知らざる者は、天下を爲むる能はず。故に之に申ぬるに號令を以てし、之を抗ぐるに徐疾を以てせんか、民其れ我に歸すること流水の若し。此れ輕重の數なりと○桓公、管子に問ひて曰く、今傳戰十萬、薪菜の靡、日に十里の術を慮しうす。戰を頼らし一課して、靡幣の用、日に千金の積を去

物可因矣。故知三准同策者。能爲天下不知三准之同策者。不能爲天下。故申之以號令。抗之以徐疾也。民乎其歸我。若流水。此輕重之數也。桓公問於管子曰。今刺莪十萬。薪菜之廉。日虛二十里之行。頓載一課。而靡幣之用。日去千金之積。久之。且何以待之。管子

る。之を久しくせば、且に何を以て之を待たんとすると。管子對へて曰く、粟買平ごとに四十ならば、則ち金の買四千、粟の買簽ごとに四十ならば、則ち鍾ごとに四百なり。十鍾に四千なり。二十鍾ならば八千となるなり。金の買四千ならば、則ち二金、八千に中るなり。然らば則ち一農の事、終歲百畝を耕し、百畝の收、二十鍾に過ぎず。一農の事は、乃ち二金の財に中るのみ。故に粟重く黄金輕し。黄金重くして粟輕し。兩者衡立せず。故に善者は、粟の買を重くす。簽四百ならば、則ち是れ鍾四千なり。十鍾に四萬、二十鍾は八萬、金買四千ならば、則ち是れ十金に四萬なり。二十金の者八萬と爲る。故に號を發し令を出して曰く、一農の事、二十金の策ありと。然らば則ち地に廣狹あるにあらず、國に貧富あるにあらず、號を發し令を出すに通じ、輕重の數を審にするのみ。

● 衡にして百里の采あるもの、餘富ありて餘車なきは其人饒富なり故に之を賣めて戎車の數を具へしむと也 ● 游資也 ● 財を以て人に與ふるをいふ ● 大夫の長 ● 穀幣財を三准となす、輕重に従ひて之を調ちすを同

策といふ ● 粟也 ● 粟也 ● 廣平の地 ● 鈍也 ● 平也 ● 粟重からざれば則ち農を傷る。故に治を善くする者は之を重んずと也

子對曰。粟買平四十。則金買四十。粟買簽四十。則鍾四百也。十鍾者。爲八千也。金買四千。則二金。中八千也。然則一農之事。終歲耕百畝。百畝之收。不過二十鍾。一農之事。乃中二金之財耳。故粟重。黄金輕。黄金重。而粟輕。兩者不衡立。故善者重粟之買。簽四百。則是鍾四千也。十鍾四萬。二十鍾者八萬。金買四十。則是十金四萬也。二十金者。爲八萬。故發號出令曰。一農之事。有二十金之策。然則地非有廣狹。國非有貧富也。通於發號出令。審於輕重之數。然。

管子曰。漣然擊鼓。士忿怒。鎗然擊金。士帥然。策桐鼓。從之。與死扶傷。爭進而無止。口滿用手。滿錢。非大父母之仇也。重祿重賞之所

管子曰く、漣然として鼓を撃てば、士忿怒し、鎗然として金を撃てば、士帥然とし、桐鼓を策てば之に従ひ、死を與し傷を扶け、争進して止むなし。口は用を満たし、手は錢を満たす。父母の仇より大とするにあらざるなり。重祿重賞の使ふ所なり。故に軒冕して朝に立つも、爵祿隨はざれば、臣は忠を爲さず。中軍戰を行ふも、委予の賞隨はざれば、士は其の列陳に死せず。然らば則ち是れ大臣、朝に執り、而して列陳の士、賞に執るなり。故に父にして其子を子とす

使也。故軒冕立於朝。爵祿不隨。臣不爲忠。中軍行戰。委予之賞不隨。士不死其列陳。然則是大臣執於朝。而列陳之士。執於賞也。故使下父不得子。其子。兄不得弟。其弟。妻不得有。其夫。唯重祿重賞爲然耳。故不遠千里。而能威絕域之民。不險山川。而能服有恃之國。發若雷霆。動若風雨。獨出獨入。莫之能圍。

るを得ず、兄にして其弟を弟とするを得ず、妻にして其夫あるを得ざらしむるは、唯だ重祿重賞を然りと爲すのみ。故に道里を遠しとせずして、能く絶域の民を威し、山川を險とせずして、能く恃むあるの國を服す。發すること雷霆の若く、動くこと風雨の若く、獨出獨入、之を能く圍ぐものなしと。

● 鼓聲也 ● 鐘聲也 ● 急遽の貌 ● 相は朝に通ず、朝は深にて深鼓は大鼓也 ● 杖也 ● 食用也、戰士の重賞のために身を顧みざるをいふ ● 利に動くをいふ ● 國の敵を父母の仇より大なりとせずと也 ● 中軍は軍中也 ● 執は守なり、朝に執るとは朝に位祿あり、故に其節を執守すると也 ● 子は父を棄て、死し父も亦その子を殺して患へざるをいふ ● 輪を待むをいふ

桓公曰く、四夷服せずんば、恐らくは其逆政、天下に游れて寡人を傷らん。寡人の此を行爲すること道あるかと。管子對へて曰く、吳越朝せず、珠象して以て幣と爲さんか。發朝鮮朝せず。請ふ、文皮毳服して以て幣と爲さんか。禺氏朝せず。請ふ、白璧を以て幣と爲さんか。崑崙の虚朝せず。請ふ、璆琳琅玕を以て幣と爲さんか。故に夫の握りて手より見れず、含みて口より見れず、而して千金を辟す者は珠なり。然る後に八千里の吳越、得て朝せしむべきなり。一豹の皮、金を容るゝと金の而し。然る後に八千里の發朝鮮、得て朝せしむべきなり。懷にして抱より見れず、挾みて掖より見れず。而して千金を辟す者は白璧なり。然る後に八千里の禺氏、得て朝せしむべきなり。簪餌して千金を辟す者は璆琳琅玕なり。然る後に八千里の崑崙の虚、得て朝せしむべきなり。故に物に主なく事に接なく、遠近以て相因るなければ、則ち四夷得て朝せざるなりと。

有道乎。管子對曰。吳越不朝。珠象而以爲幣乎。發朝鮮不朝。請文皮毳服而以爲幣乎。禺氏不朝。請以白璧爲幣乎。崑崙之虚不朝。請以璆琳琅玕爲幣乎。故夫握而不見於手。含而不見於口。而辟千金者珠也。然後八千里之吳越。可得而朝也。一豹之皮。容金而金也。然後八千里之發。朝鮮可得而朝也。懷而不見於抱。挾而不見於掖。而辟千金者。白璧也。然後八千里之禺氏。可得而朝也。簪餌而辟千金者。璆琳琅玕也。然後八千里之崑崙之虚。可得而朝也。故物無主。事無接。遠近無以相因。則四夷不得而朝矣。

朝せず。請ふ、白璧を以て幣と爲さんか。崑崙の虚朝せず。請ふ、璆琳琅玕を以て幣と爲さんか。故に夫の握りて手より見れず、含みて口より見れず、而して千金を辟す者は珠なり。然る後に八千里の吳越、得て朝せしむべきなり。一豹の皮、金を容るゝと金の而し。然る後に八千里の發朝鮮、得て朝せしむべきなり。懷にして抱より見れず、挾みて掖より見れず。而して千金を辟す者は白璧なり。然る後に八千里の禺氏、得て朝せしむべきなり。簪餌して千金を辟す者は璆琳琅玕なり。然る後に八千里の崑崙の虚、得て朝せしむべきなり。故に物に主なく事に接なく、遠近以て相因るなければ、則ち四夷得て朝せざるなりと。

● 流也 ● 文皮は虎豹の皮、毳服は皮毛を治去して以て服となすをいふ ● 璆石の名 ● 璆也 ● 如也

卷第二十四

輕重乙第八十一

管子輕重十四

桓公曰。天下之朝夕可定乎。管子對曰。終身不定。桓公曰。其不定之說。可得聞乎。管子對曰。地之東西。二萬八千里。南北二萬六千里。天子中而立。國之四面。而萬有餘里。民之入正籍者。亦萬有餘

桓公曰く、天下の朝夕定むべきかと。管子對へて曰く、終身定らずと。桓公曰く、其の定らざるの説得て聞くべきかと。管子對へて曰く、地の東西は二萬八千里、南北二萬六千里、天子中して立つ。國の四面、面ごとに萬有餘里、民の正籍に入る者亦萬有餘里。故に百倍の力にして至らざる者あり、十倍の力にして至らざる者あり。倪して是る者あれば、則ち遠き者は疏く上を疾怨す。邊竟の諸侯、君の怨民を受け、之と善を爲し、缺然として朝せず。是れ天子其塗を塞ぎて、穀を熟する者去り、天下得て霸たるべしと。桓公曰く、事を行ふこと奈何せん。管子對へて曰く、請ふ、之が與に壤列を天下の旁に立てん。天子は中立し、地方千里、兼霸の壤は、三百有餘里、批諸侯は度百里、負海子男は度七十里。此の

若くんば則ち胸の臂を使ひ、臂の指を使ふが如し。然らば則ち小も民より分つ能はず。徐疾羨不足を推すもの、下に在りと雖も君が憂と爲さず。夫れ海は湧を出して止むなく、山は金木を出して息むなし。草は時を以て生じ、器は時を以て弊弊す。沛水の鹽以て日に消る。終れば則ち始るあり、天壤と争ふ。是を壤列を立つと謂ふなりと。

● 物價の高低をいふ ● 其適益々遠くして、力を用ふることを益々多し。而して額は且つ至らず。是に於て賤んで之を視る者あり。則ち賤き者は遂に疎んぜられて、君上を疾怨すと也。倪は睨也、是は睨にて、視る也 ● 好也 ● 諸侯を兼并し天下に覇たる者 ● 倪は小也 ● 移也 ● 潮水の沙を濼すもの ● 弊也 ● 弊也

里。故有二百倍之力而不至者。有十倍之力而不至者。有視而是者。則遠者疏。疾怨上。邊竟諸侯。受君之怨。民與之爲善。缺然不朝。是天子塞其塗。熟殺者去。天下之可得而霸。桓公曰。行事奈何。管子對曰。請與之立壤列。天下之旁。天子中立。地方千里。兼霸之壤。三百有餘里。批諸侯。度百里。負海子男者。度七十里。若此。則如胸之使臂。臂之使指也。然則小不能分於民。推徐疾羨不足。雖在下。不爲君憂。夫海出沛無止。山生金木無息。草以時生。器以時弊。沛水之鹽。以日消。終則有始。與天壤争。是謂立壤列也。

武王問於癸

武王、癸度に問ひて曰く、賀獻重からざれば、身は君に親まず、左右足らざれ

山木。鼓山鐵。是可以用。管子對曰。不可。今發徒隸而作之。則逃亡而不守。發民。則下疾。上邊竟有兵。則懷三宿怨。而不戰。未見山鐵之利。而內敗矣。故善者。不與民量其重。計其贏。民得其十。君得其三。有下。有上。以輕重守之。以高下若此。則民疾作。而爲上。實矣。

んと。

● 車轂中の鐵なり、こしががね ● 鉄は堅の大なるもの ● 車の輪をつなぐもの ● 長計也 ● 山木をきりて炭をつくる也。山鐵云々は鐵をふいごにかけて鑄するをいふ

桓公曰。請問壤數。管子對曰。河壙諸侯。畝鍾之國也。山諸侯之國也。河壙諸侯。常不勝山諸侯之國者。豫戒者也。桓公曰。此若言何謂也。管子

桓公曰く、壤數を請ひ問ふと。管子對へて曰く、河壙の諸侯は、畝ごとに鍾の國あり。曠は山諸侯の國なり。河壙の諸侯、常に山諸侯の國に勝たざる者は、豫戒すればなりと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、夫れ河壙の諸侯は、畝ごとに鍾の國なり。故に穀衆多にして理らず、固より有るを得ず。山諸侯の國に至りては、則ち蔬を斂め菜を藏む。此を之れ豫戒と謂ふと。桓公曰く、壤數此に盡くるかと。管子對へて曰く、未だし。昔は狄の諸侯は、畝ごとに鍾の國なり。故に粟十鍾にして鑄金、程の諸侯は、山諸侯の國なり。故に

對曰。夫河壙諸侯。畝鍾之國也。故穀衆多而不理。固不得有。至於山諸侯之國。則斂蔬藏菜。此之謂豫戒。桓公曰。壤數盡於此乎。管子對曰。未也。昔狄諸侯。畝鍾之國也。故粟十鍾而鑄金。程諸侯。山諸侯之國也。故粟五釜而鑄金。故狄諸侯。十鍾而不鑄。程諸侯。十鍾而不鑄。

粟五釜にして鑄金、故に狄の諸侯は、十鍾にして制穀を得ず、程の諸侯は、五釜にして制穀を得。十倍にして足らず、或は五分して餘ある者は、輕重高下の數を通ず。國に十歳の蓄ありて民食足らざる者は、皆其事業を以て君の祿を望むなり。君に山海の財ありて民用足らざる者は、皆其事業を以て上に交接する者なり。故に租籍は、君の宜しく得べき所なり、正籍は君の強ひて求むる所なり。亡君は其の宜しく得べき所を廢して、其の強ひて求むる所を斂む。故に下、上を怨みて令行はれず。民之を奪へば則ち怒り、之を予ふれば則ち喜ぶ。民情固より然り。先王其の然るを知る。故に予の所を見て奪の理を見さず。故に五穀粟米は、民の司命なり。黄金刀布は、民の通貨なり。先王善く其通貨を制して、以て其司命を御む。故に民力盡すべきなりと。

● 水國の諸侯にて、その土地の收穫多し ● 齊也、山中の土層 ● 六銖を鍾といひ六斗四升を釜といひ、十釜を鍾といふ ● 事に税するを租といふ

候。五釜而得。則。十倍而不足。或五分而有餘者。通輕重高下之數。國有二十歲之蓄。而民食不足者。皆以其事業。望君之祿也。君有山海之財。而民用不足者。皆以其事業。交。接。於上者也。故租籍。君之所宜得也。正籍者。君之所強求也。亡君廢其所以宜得。而斂其所強求。故下怨上。而令不行。民奪之則怒。予之則喜。民情固然。先王知其然。故見予之所不見。奪之理。故五穀粟米者。民之司命也。黃金刀布者。民之通貨也。先王善制其通貨。以御其司命。故民力可盡也。

管子曰。泉雨五尺。其君必辱。食稱之國必亡。特五穀者。衆也。故樹木之勝。霜露者。不受。令於天。家足其所。者。不從。聖人。故奪然後予。高然後下。喜然後怒。天下可舉。○桓公

管子曰く、泉雨五尺ならば、其君必ず辱められ、食稱の國必ず亡びん。五穀を待つ者衆ければなり。故に樹木の霜露に勝ふる者は、令を天に受けず。家其所に足る者は、聖人に従はず。故に奪ひて然る後に予へ、高くして然る後に下し、喜びて然る後に怒る、天下擧ぐべしと。○桓公曰く、本を強め用を節し、以て存と爲すべきかと。管子對へて曰く、以て益愈ると爲すべし、而して未だ以て存と爲すに足らざるなり。昔者紀氏の國に本を強め用を節する者あり。其五穀豐滿して理むる能はざるなり。四流して天下に歸す。是の若くんば則ち紀氏其れ本を強め用を節するも、適、以て其民をして、穀盡きて理むる能はず、天下の虜と爲ら

曰。強本節用。可以爲存乎。管子對曰。可。以爲益愈。而未足以爲存也。昔者紀氏之國。強本節用者。其五穀豐滿。而不能理也。四流而歸於天下。若。是。則紀氏其強本節用。適足以使其民。穀盡。而不能理。爲天下。廢。是以其國亡。而身無所處。故可以益愈。而不足以爲

しむるに足る。是の以に其國亡びて身處る所なし。故に以て益愈るべきも、以て存すと爲すに足らず。故に善く國を爲むる者は、天下下せば我れ高くし、天下軽くすれば我れ重くし、天下多くすれば我れ寡くす。然る後に以て天下を朝せしむべしと。○桓公曰く、寡人、一士を殺すなく、一戟を頓くするなくして、方都二を辟かんと欲す、之を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、涇水十二空、汝淵洙浩には、三に滿つるの於乃あり。請ふ令を以て、九月麥を種るしめ、日至に日穫せば、則ち時雨未だ下らずして農事に利せんと。桓公曰く、諾と。令して九月を以て麥を種る、日至にして穫る。其艾を量るに、一收の積、方都二に中る。故に此れ所謂善く天時に因り地利を辯じて、方都を辟くの道なりと。

● 地下五尺に泉あり、而して雨澤の地に入るもまた五尺なり。かゝる地は豐穰なるが故に人民富みて其君辱めらるると也 ● 食の民にかなひて腹かなる國 ● 國也 ● 合して我有となすべしと也 ● 強也 ● 勝也 ● 奴也 ● 鈍也 ● 四縣を都といふ。方都は其地正方中部也 ● 駁也 ● 汝。深は川の名。洙は大水の貌 ● 辨と通ず

存。故善爲國者。天下下。我高。天下輕。我重。天下多。我寡。然後可以朝天下。○桓公曰。寡人欲毋殺一士。毋頓一戟。而辟方都二。爲之有道乎。管子對曰。涇水十二空。汶泗涿洸。滿三之於乃。請以令。使九月種麥。日至日穫。則時雨未下。而利農事一矣。桓公曰。諾。令以九月種麥。日至而穫。量其艾。一收之積。中方都二。故此所謂善。因天時。辯於地利。而辟方都二之道也。

管子入。復桓公曰。終歲之租金。四萬二千金。請以一朝。素賞軍士。桓公曰。諾。以令至。鼓期於泰舟之野。朝軍士。桓公乃即壇而立。寡威。鮑叔。闕朋。易牙。賓胥無。皆差肩而立。

管子入りて桓公に復して曰く、終歳の租金四萬二千金、請ふ、一朝を以て軍士を素賞せんと。桓公曰く、諾と。令を以て鼓期に泰舟の野に至り、軍士を朝せしむ。桓公乃ち壇に即きて立ち、寡威・鮑叔・闕朋・易牙・賓胥無、皆差肩して立つ。管子袍を執りて軍士に揖して曰く、誰か能く陳を陥れ衆を破る者あるか。之に百金を賜はん。三問して對へず。一人劍を乗りて前むあり。問ひて曰く、幾何人の衆と。管子曰く、千人の衆と。千人の衆は臣能く之を陥れんと。之に百金を賜ふ。管子又曰く、兵接し弩張る。誰か能く卒長を得る者あるか。之に百金を賜はん。問ひて曰く、幾何人卒の長なるかと。管子曰く、千人の長と。千人の長は

管子執袍而揖軍士曰。誰能陷陳破衆者。賜之百金。三問不對。有一人乘劍而前。問曰。幾何人之衆也。管子曰。千人之衆。衆。千人之衆。臣能陷之。賜之百金。管子又曰。兵接弩張。誰能得卒長者。賜之百金。問曰。幾何人卒之長也。管子曰。千人之長。千人之長。臣能得之。

臣能く之を得んと。之に百金を賜ふ。管子又曰く、誰か能く旗旌の指す所を聽きて、將首を執るを得る者あるか。之に千金を賜はん。能く得ると言ふ者壘ねて千人あり。之に人ごとに千金を賜ふ。其餘能く外に首を斬ると言ふ者は、之に人ごとに十金を賜ふ。一朝にして素賞し、四萬二千金、廓然として空し。桓公惕然大息して曰く、吾れ曷を以て此を識さんと。管子對へて曰く、君患ふる勿れ。且く外、名を其内郷に爲し、功を其親に爲し、家には徳を其妻子に爲さしむ。此の若くんば則ち士必ず名を争ひ徳に報いて、北ぐるの意なけん。吾れ兵を擧げて攻め、其軍を破り其地を并せば、則ち特に四萬二千金の利のみにあらざるなりと。五子曰く、善しと。桓公曰く、諾と。乃ち大將を誡めて曰く、百人の長必ず之が朝禮を爲せ。千人の長必ず拜して之を送ること、兩級より降れ。其の親戚ある者は、必ず之に酒四石・肉四鼎を遺れ。其の親戚なき者は、必ず其の妻子に酒三石・肉三鼎を遺れと。教を行ふこと半歲、父其子に教へ、兄其弟に教へ、妻其夫を諫

賜之百金。管子又曰。誰能聽三旗旌之所指。而得執三將首者。賜之千金。言能得者。壘千人。賜之八千金。其餘言能外斬首者。賜之十金。一朝素賞。四萬二千金。廓然空。桓公惕然大息曰。吾曷以識此。管子對曰。君勿患。且使外爲名於其內。鄉爲功於其親。家爲德於其妻子。若此。則士必爭名報德。無北之意矣。吾舉兵而攻。破其軍。并其地。則非特四萬二千金之利也。五子曰。善。桓公曰。諾。乃誡大將曰。百人之長。必爲之朝禮。千人之長。必拜而送之。降兩級。其有親戚者。必遺之酒四石。肉四鼎。其無親戚者。必遺其妻陳。可以反於鄉乎。桓公終舉兵攻萊。戰於昔必市里。鼓旗未相望。衆少未相知。而萊人大遁。故遂破其軍。兼其地。而虜其將。故未列地而封。未出金而賞。破萊軍。并其地。禽其君。此

●素は空也、功なくして賞するが故なり ●先後してなすぶをいふ ●從也 ●軍兵を出して敵に迫るをいふ ●空しき貌 ●恐るゝ貌 ●賞を受くる者誌さんと也 ●議は誌也 ●思出 ●敗走也 ●附を降ること二等せよと也 ●萊の二の地名 ●裂也

桓公曰。曲防之戰。民多假貸而給上事者。寡人欲爲之出賂。爲之奈何。管子對曰。請以令合富商。蓋買百符而一馬。無有者。取於公家。若此。則馬必坐長。而百倍其本矣。是公家之馬。不離其牧。阜而曲防之戰。賂足矣。

素賞之計也。

桓公曰。曲防之戰。民多假貸而給上事者。寡人欲爲之出賂。爲之奈何。管子對曰。請以令合富商。蓋買百符而一馬。無有者。取於公家。若此。則馬必坐長。而百倍其本矣。是公家之馬。不離其牧。阜而曲防之戰。賂足矣。

●財を以て人に與ふる也 ●符は券也、財を人に貸したる證となすもの ●阜は賤也

桓公問於管子曰。崇弟、蔣弟、丁惠之功。將世吾歲。罔寡人不得籍。斗

桓公、管子に問ひて曰く、崇弟・蔣弟・丁惠の功ある、吾が歲罔を世にす。寡人、斗升を籍するを得ず、菹菜・鹹鹵・斥澤・山間、用を爲さざる壤を去り、寡人、斗升を籍するを得ず、一列、封に縁る十五里の原に稼し、強耕して自ら以て落と

升焉。去道菜鹹鹵斥澤。山間壤墾。不爲用之壤。寡人不得籍斗升焉。去一列稼。緣封十五里之原。強耕而自以爲落。其民寡人不得籍斗升焉。則是寡人之國五分。而不能操其二。是有萬乘之號。而無千乘之用也。以是與天子提衡。爭秩於諸侯。爲之有道乎。管子對曰。唯籍於號。令爲可耳。桓公曰。行事奈何。

爲すを去りて、其民、寡人斗升を籍するを得ず。則ち是れ寡人の國五分して、其二を操る能はず、是れ萬乘の號ありて、千乘の用なきなり。是を以て天子と衡を提し、秩を諸侯に争はんとす、之を爲るに道あるかと。管子對へて曰く、唯だ號を令に籍せば可なりと爲すのみと。桓公曰く、事を行ふ、奈何せん。

● 崇弟は二邑の名、弟といへるは桓公の弟の封せられし所なるが故也 ● 請々に調取する所の説也 ● 平なる土地 ● 除也 ● 強ひて耕す也 ● 平を持調するにて、相下らざるをいふ ● 序列也

管子對曰。請以令發師。置屯籍農。十鍾之家不行。百鍾之家不行。千鍾之家不行。

管子對へて曰く、請ふ、令を以て師を發し、屯を置きて農に籍す、十鍾の家行かず、百鍾の家行かず、千鍾の家行かず。行く者は百の一、千の十なる能はずして、困窮の數皆上に見る。君、困窮の數を案じ、之に令して曰く、國貧にして用足らず。請ふ、平價を以て之を子より取らんと。皆困窮を案じて挹損する能はず。

行。行者不能二百之一。千之十。而困窮之數。皆見於上矣。君案困窮之數。令之曰。國貧而用不足。請以平價取之子。皆案困窮而不能挹損矣。君直幣之輕重。以決其數。使無券契之責。則積藏困窮之粟。皆歸於君矣。故九州無敵。竟上無患。令曰。罷師歸農。無所用之。管子曰。天下有兵。則積藏之粟。足以備其根。天下無兵。則以賜貧。若此。則道菜鹹鹵斥澤。山間壤墾之壤。無不發草。此之謂籍於號令。

す。君、幣の輕重に直て、以て其數を決し、券契の責なからしむ。則ち困窮に積藏する粟、皆君に歸せん。故に九州に敵なく、竟上に患なし。令して曰く、師を罷めて農に歸れ。之を用ふる所なしと。管子曰く、天下兵あらば、則ち積藏の粟以て其根に備ふるに足り、天下兵なければ、則ち以て貧賤に賜ふ。此の若くんば則ち道菜・鹹鹵・斥澤・山間壤墾の壤、草を發せざるなし。此を之れ號令に籍すと謂ふと。

● 成也 ● 困は倉の圓なるもの。幣は穴 ● 當也 ● 草を發すとは、荒を墾くをいふ

管子曰。滕魯之粟釜百。則使吾國之粟。

管子曰く、滕魯の粟釜百ならば、則ち吾國の粟をして釜千ならしめん。滕魯の粟、四流して我に歸する、深谷に下る者の若し。歲凶にして民飢うるにあらざ

釜千。膠魯之粟。四流而歸。我若下深谷者。非歲凶而民飢也。辟之以號令引之。以徐疾施平。其歸我若流水。○桓公曰。吾欲殺正商賈之利。而益農夫之事。爲此有道乎。管子對曰。粟重而萬物輕。粟輕而萬物重。兩者不衡立。故殺正商賈之利。而益農夫之事。則請。

るなり。之を辟すに號令を以てし、之を引くに徐疾を以てせば、施平として其の我に歸すること流水の若しと○桓公曰く、吾れ正商賈の利を殺ぎて、農夫の事を益さんと欲す、此を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、粟重くして萬物輕し。粟輕くして萬物重し。兩者衡立せず。故に正商賈の利を殺ぎて農夫の事を益さば、則ち請ふ、粟の價を重くすること、釜ごとに三百にせん。是の若くんば則ち田野大に辟けて、農夫其事に勸まん。桓公曰く、之を重くするに道あるかと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て大夫の與に藏を城き、卿諸侯をして千鍾を藏め、令大夫をして五百鍾を藏め、列大夫をして百鍾を藏め、富商蓄賈をして五十鍾を藏めしめん。内は以て國委と爲すべく、外は以て農夫の事を益すべしと。桓公曰く、善しと。令を卿諸侯令大夫に下し、藏を城かしむ。農夫其五穀を辟き、其賈を三倍にす。則ち正商、其事を失ひて、農夫、百倍の利あり。

● 召也 ● 舒かに行く貌。平は乎の誤 ● 正は長也長商賈は大商人也 ● 誠也 ● 大夫の爲に、穀を藏む

る城を、藏穀の圃の外に築き、之をして餘す所の穀を藏めしむるをいふ ● 百粟の家 ● 令は長也、上大夫をいふ ● 中大夫也

重粟之價。釜三百。若是。則田野大辟。而農夫勸其事矣。桓公曰。重之有道乎。管子對曰。請以令與大夫一城藏。使卿諸侯藏千鍾。令大夫藏五百鍾。富商蓄賈藏五十鍾。內可以爲國委。外可以益農夫之事。桓公曰。善。下令卿諸侯令大夫。城藏。農夫辟其五穀。三倍其賈。則正商失其事。而農夫有百倍之利矣。

桓公問於管子曰。衡有數乎。管子對曰。衡無數也。衡者使物一高一下。不得常固。桓公曰。然則衡數不可調耶。管子對曰。不可調。調則澄。澄則常。

桓公、管子に問ひて曰く、衡に數あるかと。管子對へて曰く、衡に數なきなり。衡は物をして一高一下せしめて、常固を得ずと。桓公曰く、然らば則ち衡數調すべからざるかと。管子對へて曰く、調すべからず。調すれば則ち澄み、澄めば則ち常あり、常あれば則ち高下貳ならず、高下貳ならざれば、則ち萬物得べからずして固ならしむと。桓公曰く、然らば則ち何を以て時を守るかと。管子對へて曰く、夫れ歲に四秋ありて分に四時あり。故に曰く、農事且に作らんとす。請ふ、以て農夫を什伍にし耜鐵を賦せん。此を之れ春の秋と謂ふ。大夏且に至らんと

常則高下不貳。高下不貳。則萬物不可得。而使固。桓公曰。然則何以守時。管子對曰。夫歲有四時。而分有四時。故曰。農事且作。請以什伍農夫。賦二結織。此之謂春之秋。大夏且至。絲織之所作。此之謂夏之秋。而大秋成。五穀之所會。此之謂秋之秋。大冬營室中。女事

す、絲織の作る所、此を之れ夏の秋と謂ふ、而して大秋成る。五穀の會する所、此を之れ秋の秋と謂ふ。大冬室中に營し、女事紡績緝縷の作る所なり。此を之れ冬の秋と謂ふ。故に歲に四秋ありて、分に四時あり。已に四者の序を得。號を發し令を出し、物を輕重、相什して相伯す。故に物、常固あるを得ず。故に曰く、衡に數なしと○桓公曰く、皮鞞筋角、竹箭羽毛齒角足らず、此を爲すに道あるかと。管子曰く、唯だ曲衡の數可なりと爲すのみと。桓公曰く、事を行ふこと奈何せん。管子對へて曰く、請ふ、令を以て諸侯の商賈の爲に客舍を立てん。一乘の者食あり、三乘の者芻菽あり、五乘の者伍養あらしめん。天下の商賈、齊に歸すること流水の若くならんと。

● 物價を平准にする也 ● 常に一定不變なるをいふ ● 物價に高低なくして一なれば運きに行はれず、故に得べからずと也 ● 秋は物を收むる時也 ● 成は勝也 ● 聚也 ● 伯は百也 ● 車の數によりて之を行つを異にするをいふ。この法や委曲にして平高なりと也 ● 原養の卒五人ありと也

紡績緝縷之所作也。此之謂冬之秋。故歲有四秋。而分有四時。已得四者之序。發號出令。物之輕重。相什而相伯。故物不得有常固。故曰。衡無數。○桓公曰。皮鞞筋角。竹箭羽毛。齒角不足。爲此有道乎。管子曰。唯曲衡之數爲可耳。桓公曰。行何事。管子對曰。請以令爲諸侯之商賈。立客舍。一乘者有食。三乘者有芻菽。五乘者有伍養。天下之商賈。歸齊若流水。

輕重丙第八十二 七

管子輕重十五

輕重丁第八十三

管子輕重十六

桓公曰。寡人欲四朝天子。而賀獻不足。爲此有數乎。管子對曰。請以令城陰里。使其牆三重。而門九襲。因

桓公曰く、寡人、西のかた天子に朝せんと欲す、而るに賀獻足らず、此を爲すに數あるかと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て陰里に城き、其牆をして三重にして、門をして九襲せしめんと。因りて玉人をして、石を刻して璧を爲らしめ、尺なる者は萬泉、八寸なる者は八千、七寸なる者は七千、珪は四千に中り、環は五百に中る。璧の數已に具る。管子、西のかた天子に見えて曰く、弊邑の君、諸

使玉人刻石而爲璧。尺者萬泉。八寸者八千。七寸者七千。珪中四寸。瑗中五百。璧之數已具。管子西見天子曰。弊邑之君欲率諸侯而朝先王之廟。觀於周室。請以令使天下諸侯朝於先王之廟。觀於周室。於周室者。不得以形弓石璧。不不得入朝。天子許之曰。諾。號令於天下。諸侯載黃金珠玉。五穀文采布泉。輸齊以收石璧。石璧流而天下。天下財物流而之齊。故國八歲而無籍。陰里之謀也。

侯を率ゐて先王の廟に朝し、周室に觀えんと欲す。請ふ、令を以て天下の諸侯をして、先王の廟に朝し、周室に觀ゆる者は、形弓・石璧を以てせざるを得ざらしめん。形弓・石璧を以てせざる者は、朝に入るを得ざらしめんと。天子之を許して曰く、諾と。天下に號令す。天下の諸侯、黃金珠玉、五穀・文采・布泉を載せて、齊に輸し、以て石璧を收む。石璧流れて天下に之き、天下の財物流れて齊に之く。故に國八歲にして籍なきは、陰里の謀なりと。

右石璧謀

● 計也 ● 關も重也。其事を密にして、人をして知らざらしめんとする也 ● 玉をつくる人 ● 泉は古の錢の字 ● 觀の誤か ● 文采は錦繡の屬、布も亦錢也

桓公曰。天子之養不足。號令賦於天下。則不信諸侯。爲此有道乎。管子對曰。江淮之間。有一茅而三春。毋至其本。名之曰菁茅。請使天子之吏。環封而守之。夫天子則封於太山。禪於梁父。號令天下諸侯曰。諸從天子封於太山。禪於梁父者。必抱菁苞一束。以爲禪籍。不如令者。不得從天子。下諸侯載其黃金。爭秩而走。江淮之菁茅。坐長而

桓公曰く、天子の養足らず、號令天下に賦すれば、則ち諸侯に信ぜられず。此を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、江淮の間、一茅にして三春なるものあり、其本に至るなし、之を名づけて菁茅と曰ふ。請ふ、天子の吏をして、環封して之を守らしめん。夫れ天子は則ち太山に封じ、梁父に禪し、天下諸侯に號令して曰く、諸ろ天子に従ひて太山に封じ、梁父に禪する者は、必ず菁苞一束を抱きて以て禪籍と爲せ。令の如くならざる者は、天子に従ふを得ずと。下諸侯其黃金を載せて秩を争ひて走る。江淮の菁茅、坐ながら長じて十倍となり、其賈一束にして百金となる。故に天子三日位に即き、天下の金、四流して周に歸すること流水の若し。故に周の天子七年、賀獻を求めざる者は、菁茅の謀なりと。

右菁茅謀

● 三角の茅をいふ ● 次節也 ● 祭位也。封禪すること三日、其位に即きて祭ると也

十倍。其買一束而百金。故天子三日即位。天下之金。四流而歸周。若流水。故周天子七年。不求賀獻者。菁茅之謀也。

桓公曰。寡人多務。令吾國之富商。蓄買稱貸家。以利吾貧萌。農夫不失其本事。反此有違乎。管子對曰。惟反之。以號令爲可耳。桓公曰。行何事。奈何。管子對曰。請使資胥無馳而南。隔朋馳而北。寧戚馳而東。鮑叔馳而西。四

桓公曰く、寡人、務を多し、吾國の富商・蓄買・稱貸の家に衡籍せしめ、以て吾が貧萌農夫を利して、其本事を失はざらしめんとす。此を反すに道あるかと。管子對へて曰く、惟り之を反すこと。號令を以てせば可なりと爲すのみと。管子曰く、事を行ふこと奈何せん。管子對へて曰く、請ふ、資胥無をして馳せて南し、隔朋をして馳せて北し。寧戚をして馳せて東し、鮑叔をして馳せて西せしめんと。四子の行定る。夷吾請ひて號令して四子に謂つて曰く、子皆、我君の爲に、四方の稱貸の間、其息を受くるの氓幾何なるかを視て、千家ならば以て吾に報ぜよと。鮑叔馳せて西し、反報して曰く、西方の民は、濟を帶び河を負ふ。濱澤の萌なり。漁獸し、薪蒸を取つて食と爲す。其稱貸の家、多き者千鍾、少き者六七百鍾。其の之を出すや、鍾に也た一鍾、其の息を受くるの萌、九百餘家と。資

子之行定。夷吾請號令。謂四子曰。子皆爲我君。視四方稱貸之間。其受息之氓幾何。千家以報吾。鮑叔馳而西。反報曰。四方之氓者。帶濟負河。濱澤之萌也。漁獵取薪蒸。而爲食。其稱貸之家。多者千鍾。少者六七百鍾。其出之。鍾也一鍾。其受息之萌。九百餘家。資胥

胥無馳せて南し、反報して曰く、南方の萌は、山居谷處、登降の萌なり。上には輪軸を斷ち、下には杼粟を采り、田獵して食を爲す。其稱貸の家多き者千萬、少き者六七百萬、其の之を出すや、伯伍に中るなり。其の息を受くる萌、八百餘家ありと。寧戚馳せて東し、反報して曰く、東方の萌、山を帶び海を負ひ、上に處るが若きは福を斷ず。漁獵の萌なり。葛纒を治めて食を爲す。其の稱貸の家、丁惠・高・國あり。多き者五千鍾、少き者三千鍾、其の之を出すや、鍾五釜に中るなり。其の息を受くるの萌は、八九百家ありと。隔朋馳せて北し、反報して曰く、北方の萌は、循處して海を負ひ、涕を煮て鹽と爲す。濟に梁して魚を取るの萌なり。薪食す。其の稱貸の家、多き者千萬、少き者六七百萬、其の之を出すや、伯二十に中るなり。息を受くる萌は九百餘家と。凡そ稱貸の家、泉を出す三千萬、粟を出す三千萬鍾、子息を受くるの民三萬家。四子已に報す。

○ 此也 ○ 貧民也、萌は民と通ず ○ 價也、貧民農夫の爲に、其價を反償するをいふ ○ 息を受くる、多

無馳而南。反報曰。南方之萌者。山居谷處。登降之萌也。上斷輪軸。

下采行粟。田獵而爲食。其稱貸之家。多者千萬。少者六七百萬。其出之。中伯伍也。其受利息之萌。八百餘家。齊威馳而東。反報曰。東方之萌。帶山負海。若處上斷。福流獵之萌也。治葛縷爲食。其稱貸之家。丁惠高國。多者五千鍾。少者三千鍾。其出之。中鍾五釜也。其受利息之萌。八九百家。陽朋馳而北。反報曰。北方之萌者。衍處負海。煮沛爲鹽。梁濟取魚之萌也。新食。其稱貸之家。多者千萬。少者六七百萬。其出之。中伯二十也。受利息之萌。九百餘家。凡稱貸之家。出泉參千萬。出粟參千萬鍾。受利息民。參萬家。四子已報。

管子曰。不棄我君之有萌。中一國而五君之正也。然欲國之無貧。兵之無弱。安可得哉。桓公曰。爲此有道。

管子曰く、棄てざるときは我君の萌あるは、一國にして五君の正に中るなり。然して國の貧なく、兵の弱なきを欲すとも、安ぞ得べけんやと、桓公曰く、此を爲すに道あるかと。管子曰く、惟り之を反すに號令を以てするを可と爲す。請ふ以て賀獻する者に令し、皆鑼枝蘭鼓を以てせしめば、則ち必ず坐ながら長じて其本を什倍せん、君の棧臺の職も、亦坐ながら長じて什倍せん。請ふ、令を以て稱貸の

少相去るの間也。 ① 國千家に滿たば則ち以て吾に報せよと也。 ② 貸也。 ③ 亦也。 ④ 百鍾を貸して五鍾を收息する也。 ⑤ 當也。 ⑥ 幅也、即ち其の山上に處る者のごときは、幅を斷ちて以て生を爲し、下地は則ち漁獵を以て業と爲すと也。 ⑦ 丁惠は齊國の富人。高氏國氏は皆齊の卿。 ⑧ 衍は下平也。 ⑨ 煮鹽にて、魚をとるやな也。 ⑩ 鹽を煮るに薪を要す、故に民は薪に食する也。 ⑪ 子も息也。

乎。管子曰。惟反之以號令。爲可。請以令賀獻者。皆以鑼枝蘭鼓。則必坐長什倍。其本矣。君之棧臺之職。亦坐長什倍。請以令召稱貸之家。君因酌之酒。太宰行。而問曰。寡人多務。令衡籍吾國。聞子假貸吾貧。萌使有以終其上。令寡人有鑼枝蘭鼓。其買

家を召さんと。君因りて之に酒を酌み、太宰觴を行らす。桓公、衣を舉げて問ひて曰く、寡人多く務め令して吾國に衡籍す。聞く、子吾が貧萌に假貸し、以て其上令を終ふることあらしむ。寡人鑼枝蘭鼓あり、其賈純萬泉に中る。願はくは以て吾が貧萌の爲に、其子息の數を決し、券契の責なからしめんと。稱貸の家、皆首を齊しうし、稽顙して曰く、君の萌を愛ふる、此に至る。請ふ再拜して以て堂下に獻せんと。桓公曰く、不可なり。子、吾萌春をして以て稻を傳すあり、夏以て芸を決するあらしむ。寡人の子に徳ありて寵する所なし。此の如くにして受けずんば、寡人心に得ずと。故に稱貸の家曰く、皆再拜して受けんと。出す所の棧臺の職、未だ三十純なる能はず、而して四方子息の數を決し、券契の責なからしむと。四方の萌之を聞き、父は其子に教へ、兄は其弟に教へて曰く、夫れ田を墾し、務を發くは、上の急にする所なり、以て庶なかるべけんや。君の我を愛ふる此に至ると。此を之れ反準と謂ふ。

中純萬泉也。願以爲吾貧。萌決其子息之數。使無券契之責。稱貸之家。皆齊首。而稽類曰。君之憂萌至。於此。請再拜以獻堂下。桓公曰。不可。子使吾萌春有以。對。夏有以。決。芸。寡人之德。子無所籠。若此而不受。寡人不得於心。故稱貸之家。曰。皆再拜受。所出棧臺之職。未幾。參十純也。而決四方子息之數。使無券契之責。四方之萌聞之。父教其子。兄教其弟。曰。夫墾田發務。上之所急。可無庶乎。君之憂我。至於此。此之謂反準。

● 稱貸の家をして子息を養育せしめざるなり。四方に各々稱貸の家あり、君を拜せて五、是れ一國にして五君の征に應ずと也。● 藁は藁をつるす器、藁枝は之を制する木。● 籠は籠、籠は籠、籠を架する鼓。● 衣袂を與ぐる也。● 純は屯と通ず、東也。其價一東萬錢と也。● 去也。● 事務を興發する也、農を勉めしむるをいふ。● 財を借ひて以て物價を重くする也。

管子曰。昔者癸度居人之國。必四面望。於天下。天下高亦高。天下高我獨下。必失其國。於天下。桓公曰。此

管子曰く、昔者癸度人の國に居り、必ず四面天下を望む。天下高ければ亦高く、天下高くして我獨り下ければ、必ず其國を天下に失ふと。桓公曰く、此の若の言曷の謂ぞやと。管子對へて曰く、昔萊人善く染む。練此の萊に於ける、純繡、繡綳の萊に於ける、亦純繡なり。其周には十金に中る。萊人之を知り、纂此空しく、周且に馬を斂めんとするを聞き、作つて萊人之之を操るを見る。萊に馬を推すあ

若言曷謂也。管子對曰。昔萊人善染。練此之於萊。純繡。綳綳之於萊。亦純繡也。其周中二十金。萊人知之。聞纂此空。周且斂馬。作見於萊人。操之。萊有推馬。是自萊失。纂此。而反準於馬也。故可因者。因之。乘者。乘之。此因天下。以制天下。此之謂國準。桓公曰。齊西水涼

り、是れ萊の纂此を失ひしより、反りて馬に準するなり。故に因るべき者は之に因り、乘する者をば之に乗す。此れ天下に因りて以て天下を制す、此を之れ國準と謂ふと。桓公曰く、齊西に水涼ありて民飢、齊東豊庸にして糶賤し。東の賤を以て西の貴に被らしめんと欲す、之を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、今齊西の粟、釜ごとに百泉なれば、則ち糶には二十なり。齊東の粟、釜ごとに十泉なれば則ち糶に二錢なり。請ふ、令を以て人に三十泉を籍し、五穀穀粟を以て其籍を決するを得しめん。此の若くんば則ち齊西三斗を出して其籍を決し、齊東三釜を出して其籍を決せん。然らば則ち釜十の粟皆倉廩に實ち、西の民、飢うる者は食を得、寒ゆる者は衣を得、食なき者は之に陳を予へ、種なき者は之に新を予ふ。此の若くんば則ち東西の相被むる、遠近の準平かなりと。

● 練は練繡也、此は染草。● 繡は繡也。● 繡は集也。● 起也。● 價也、即ち此に失ひて馬に準す、實善く之に因る、以て天下を制すべしと也。● 糶は用也、用の足る也。● 豐年にして用の足るをいふ。● 區と同去也、除也。

而民飢。齊東豐庸而驢賤。欲以東之賤。被西之貴。爲之有道乎。管子對曰。今齊西之粟。釜百泉。則錙二十也。齊東之粟。釜十泉。則錙二錢也。請以令籍二人三十泉。得以下五穀。粟。決其籍。若此。則齊西出三斗而決其籍。齊東出三釜而決其籍。然則釜十之粟。皆實於倉廩。決西之民。飢者得食。寒者得衣。無食者予之陳。無種者予之新。若此。則東西之相被。遠近之準平矣。

桓公曰。衡數。吾已得聞之矣。請問國準。管子對曰。孟春且至。溝瀆阮而不途。谿谷報上之水。不安於藏。內毀室屋。壤垣。外傷田野。殘禾稼。故君謹守泉金之謝。物且爲之。

公曰く、衡數は吾れ己に之を聞くを得たり。國準を請ひ問ふと。管子對へて曰く、孟春且に至らんとす。溝瀆阮りて遂ます。谿谷上の水を報して藏に安んぜず。内は室屋を毀り牆垣を壞り、外は田野を傷り禾稼を殘ふ。故に君謹んで泉金の謝を守る。物且に之が爲に舉らんとす。大夏には帷蓋衣幕の奉給せず、謹んで泉布の謝を守り、物且に之が爲に舉らんとす。大秋には甲兵繕を求め、弓弩弦を求め、絲麻の謝を謹め。物且に之が爲に舉らんとす。大冬には甲兵に任じ、糧食給せず、黄金の賞足らず。謹んで五穀黄金の謝を守る。物且に之が爲に舉らんとす。己に其謝を守り、富商著賈、故の如きを得ず。此を之れ國準と謂ふ。

舉。大夏帷蓋衣幕之奉不給。謹守泉布之謝。物且爲之。大秋甲兵求繕。弓弩之謝。物且爲之。大冬任甲兵。糧食不給。黄金之賞不足。謹守五穀黄金之謝。物且爲之。富商著賈。不爲。如故。此之謂國準。○龍聞於馬。謂之陽。牛山之陰。管

と。○龍、馬謂の陽、牛山の陰に鬪ふ。管子入り、桓公に復して曰く、天、使者をして君の郊に臨ましむ。請ふ、大夫をして初め左右を飭め、天の使者に玄服せしめんかと。天下之を聞きて曰く、神なるかな齊の桓公、天、使者をして其郊に臨ましむと。兵を擧ぐるを待たずして朝する者八諸侯。此れ天威に乗じて天下を動すの道なり。故に智者は鬼神を役使して、愚者は之を信ずと。○桓公神を終む。管子入りて桓公に復して曰く、地重く之に哉兆を投ずれば、國に働あり。風重く之に哉兆を投ずれば、國に槍星ありて其君必ず辱めらる。國に彗星あれば必ず流血丘に浮ぶの戦あり。彗の出づる所は必ず天下の仇を服らん。今彗星、齊の分に見る。請ふ、令を以て功臣世家を朝せしめ、國中に號令して曰く、彗星出づ、寡人恐らくは天下の仇を服らん。請ふ、五穀收粟、布帛文采ある者は、皆敢へて左右する勿れ。國且に大事あらんとす。請ふ、平賈を以て之を取らんと。功臣の家、人民百姓、皆其穀菽粟泉金を獻じ、其財物を歸り、以て君の大事を佐く。此

桓公曰。崑丘之戰。民多稱貸。負子息。以給上之急。度上之求。寡人欲復業。產此何以洽。管子對曰。惟經數爲可耳。桓公曰。諾。令左右州。曰。表稱貸之家。皆壅白其門。而高其閭。州通之師。執折策。曰。君且使使者。桓公使八使者。式壁而聘之。以給鹽菜之用。稱貸之家。

桓公曰く、崑丘の戦、民多く稱貸し、子息を負ひて以て上の急に給し、上の求を度ふ。寡人、業産を復せんと欲す、此れ何を以て洽くせんと。管子對へて曰く、惟り經數を可なりと爲すのみと。桓公曰く、諾と。左右州に令して曰く、稱貸の家を表し、皆其門を壅白にし、其閭を高くせよと。州通の師、折策を執りて曰く、君且に使者を使はんとすと。桓公、八使者をして壁を式ちて之を聘せしめて、以て鹽菜の用を給す。稱貸の家、皆首を齊へ、稽顙して問ひて曰く、何を以て此を得るかと。使者曰く、君の令に曰く、寡人之を聞く、詩に曰く、禮梯の君子、民の父母と。寡人、崑丘の戦あり。吾れ聞く、子、吾貧窮に假貸し、以て寡人の急に給し、寡人の求を度ふあらしむと。吾萌をして、春は以て耜を傳すあり、夏は以て芸を決するありて上事に給せしむるは子の力なり。是の以に壁を式て子を聘し、以て鹽菜の用を給す。故に子は民の父母に中るなりと。稱貸の家、皆其券を折りて其書を削り、其積藏を發し、其財物を出し、以て貧病を賑し、其故貸を

分つ。故に國中大に給するは、崑丘の謀なり。此を之れ總數と謂ふと。

● 渡に同じ、濟也すくふ ● 之を施する也 ● 里門也 ● 井十を道となす。師は長也 ● 禮儀にて書版をいふ ● 用也 ● 給する所の至微なるをいふ謙辭 ● 濕顧なるをいふ ● 古券は木を用ふ、故に折りて其書を削る也

皆齊首稽顙而問曰。何以得此也。使者曰。君令曰。寡人聞之。詩曰。愷悌君子。民之父母也。寡人有崑丘之戰。吾聞子假貸吾貧窮。使有以給寡人之急。度寡人之求。使吾萌。春有以耜耨。夏有以決芸。而給中上事。子之力也。是以式壁而聘子。以給鹽菜之用。故子中民之父母也。稱貸之家。皆折其券。而削其書。發其積藏。出其財物。以賑貧病。分其故貸。故國中大給。崑丘之謀也。此之謂總數。

桓公曰。四郊之民貧。商賈之民富。寡人欲殺商賈之民。以益中四郊之民。爲之奈何。管子對曰。請以令決種。

桓公曰く、四郊の民貧にして、商賈の民富む。寡人、商賈の民を殺ぎ、以て四郊の民を益さんと欲す、之を爲すと奈何せん。管子對へて曰く、請ふ、令を以て瓊洛の水を決し、之を杭・莊の間に通せん。桓公曰く、諾と。令を行ふこと未だ一歳なる能はざるに、郊外の民殷然として益富み、商賈の民、靡然として益貧し。桓公、管子を召して問ひて曰く、此れ其故何ぞやと。管子對へて曰く、

洛之水。通之。杭莊之間。桓公曰。諾。行。令。未。能。一。歲。而。郊。外。之。民。殷。然。益。富。商。賈。之。民。靡。然。益。貧。桓。公。召。管。子。而。問。曰。此。其。故。何。也。管。子。對。曰。決。瓊。洛。之。水。通。之。則。杭。莊。之。間。則。居。沽。之。汁。肥。流。水。則。蠶。虻。巨。雄。翳。燕。小。鳥。皆。歸。之。宜。昏。飲。此。水。上。之。樂。也。買。人。蓄。物。而。賣。為。難。買。為。取。市。未。央。畢。而。委。舍。其。守。列。投。蠶。虻。巨。雄。新。冠。五。尺。請。挾。彈。懷。丸。游。水。上。彈。翳。燕。小。鳥。被。於。暮。故。賤。賣。而。貴。買。四。郊。之。民。賣。賤。何。為。不。富。哉。商。賈。之。人。何。為。不。貧。哉。桓。公。曰。善。

瓊洛の水を決し、之を杭莊の間に通すれば、則ち屠酤の汁肥水に流る。則ち蠶虻巨雄、翳燕小鳥皆之に歸し、昏飲に宜し。此れ水上の樂なり。賈人物を蓄へ、而して賣るを難と爲し、買ふを取と爲せ。市未だ央ならずして畢り、其守列を委舍し、蠶虻巨雄を投じ、新冠五尺、請ふ、彈を挾み丸を懷にし、水上に遊び、翳燕小鳥を彈じて暮に被ふ。故に賤く賣りて貴く買ふ。四郊の民、賣賤す、何爲れぞ富まざらんや。商賈の人何爲れぞ貧ならざらんやと。桓公曰く、善しと。

桓公曰く、五衢の民、衰然として衣弊れて履穿つもの多し。寡人、帛布絲織の賈をして賤しからしめんと欲す、之を爲すに道あるかと。管子曰く、請ふ、

● 其富を減ずる也 ● 齊國の邑名 ● 空虛の貌 ● 巨雄は大なる蟹也 ● 昏飲酒を飲みて之を見るに宜しと也 ● 售と通ず、うる也 ● 及也

寡人欲使帛布絲織之賈賤。爲之有道乎。管子曰。請以令沐途看之樹枝。使無尺寸之陰。桓公曰。諾。行。令。未。能。一。歲。五。衢。之。民。皆。多。衣。帛。完。履。桓。公。召。管。子。而。問。曰。此。其。故。也。管。子。對。曰。途。看。之。樹。未。沐。之。時。五。衢。之。民。男。女。相。好。往。來。之。市。者。罷。市。相。曙。樹。下。談。語。終。日。不。歸。男。女。當。壯。扶。登。推。輿。相。曙。樹。下。戲。笑。超。距。終。日。不。歸。父。兄。相。曙。樹。下。論。議。玄。語。終。日。不。歸。是。以。田。不。發。五。穀。不。播。麻。桑。不。種。蠶。纒。不。治。內。嚴。一。家。而。三。不。歸。則。帛。布。絲。織。之。賈。安。得。不。賤。桓。公。曰。善。

令を以て途看の樹枝を沐ひ、尺寸の陰なからしめんと。桓公曰く、諾と。令を行ふこと未だ一歳なる能はずして、五衢の民皆多く帛を衣、履を完うす。桓公、管子を召して問ひて曰く、此れ吾れ何の故ぞやと。管子對へて曰く、途看の樹未だ沐せざるの時、五衢の民、男女相好し、往來して市に之く者、市を罷めて樹下に相曙る。談語終日歸らず、男女壯に當り、輦を扶け輿を推し、樹下に相曙る。戲笑超距、終日歸らず。父兄樹下に相曙、玄語を論議し、終日歸らず。是の以に田發せず、五穀播かず、麻桑種えず、蠶纒治めず、内は一家を嚴にするも、三歸らずんば、則ち帛布絲織の賈、安ぞ貴からざるを得んと。桓公曰く、善しと。

● 沐也 ● 爰也 ● 道理微妙の語

桓公曰。罷賤。寡人恐五穀之歸於諸侯。寡人欲爲二百姓萬民藏之。爲此有道乎。管子曰。今者夷吾過市。有新成困京者。二家。君請式。壁而聘之。桓公曰。諾。行令。牛歲。萬民聞之。舍其作業。而爲困京。以藏穀粟五穀。者過半。桓公問管子曰。此其何故也。管子曰。成困京者。二家。君式壁而聘之。名顯於國中。國中莫不聞。是民上則無功。顯名於百姓也。功立而名成。下則實其困京。上以給上爲君。一舉而名實俱在也。民何爲也。

桓公曰く、糶賤し。寡人、五穀の諸侯に歸するを恐る。寡人、百姓萬民の爲に之を藏せんと欲す。此を爲すに道あるかと。管子曰く、今者夷吾市を過りしとき、新に困京を成す者二家あり、君請ふ、壁を式て之を聘せよと。桓公曰く、諾と。令を行ふこと半歳、萬民之を聞きて、其作業を捨て、困京を爲り、以て穀粟五穀を藏むる者半に過ぐ。桓公、管子に問ひて曰く、此れ其れ何の故ぞやと。管子曰く、困京を成す者二家、君、壁を以て之を聘す。名、國中に顯れ、國中聞かざる莫し。是れ民、上には則ち功なくして、名を百姓に顯すなり。功立ちて名成る。下には則ち其困京を實し、上には以て上に給して君の爲にす。一舉して名實俱に在るなり。民何ぞ爲ざらんやと。

●米倉の大なるもの 田 用也

桓公問管子曰。請問王數之守。終始可得乎。管子曰。正月之朝。穀始也。日至百日。黍稷之始也。九月。斂實。平麥之始也。管子問於桓公。敢問。齊方于幾何里。桓公曰。方五百里。管子曰。陰雍。長城之地。其於齊國。三分之一。非穀之所生也。池龍夏。其於齊國。四分之一。

桓公、管子に問ひて曰く、請ひ問ふ、王數の終始を守る、聞くを得べきかと。管子曰く、正月の朝は穀の始なり。日至百日は黍稷の始なり。九月に實を斂むるは平麥の始なりと。管子、桓公に問ふ。敢へて問ふ、齊の方幾何里とすかと。桓公曰く、方五百里と。管子曰く、陰雍・長城の地、其の齊國に於ける三分の一にして、穀の生ずる所に非るなり。池・龍夏、其の齊國に於ける四分の一なり。朝夕之を外にして、齊地に墾る所の者五分の一にして、穀の生ずる所にあらざるなり。然らば則ち吾れ託食の主にあらざるかと。桓公遽然として起ちて曰く、然らば則ち之を爲すこと奈何せん。管子對へて曰く、之を動すに言を以てし、之を潰ぐるに辭を以てせば、以て國基を爲すべし。且つ君幣籍して務むれば、則ち賈人獨り國趣を操る。君穀籍して務むれば、則ち農人獨り國固を操る。君言を動かし辭を操れば、左右の流、君獨り之に因る。物の始、吾れ已に之を見たり。物の終、吾れ已に之を見たり。物の賈、吾れ已に之を見たりと。管子曰く、長城の陽

一也。朝夕外之。所墾齊地者。五分之一。非穀之所生也。然則吾非託食之主耶。桓公遽然起曰。然則爲之奈何。管子對曰。動之以言。潰之以辭。可也。以爲國基。且君幣籍而務。則農人獨操國。因之。物之始。吾已見之矣。物之終。吾已見之矣。管子曰。長城之陽。魯也。三敗殺君二重臣。定社稷者。吾此皆以狐突之地。封者也。故山地者山也。水地者澤也。薪芻之所生者斥也。

公曰。託食之主。及吾地。亦有道乎。管子

は魯なり、長城の陰は齊なり。三敗、君の二重臣を殺し、社稷を定めたる者は、吾れ此れ皆狐突の地を以て封する者なればなり。故に山地は山なり、水地は澤なり、薪芻の生ずる所の者は斥なりと。

- 穀實也 ● 平は治也、をさむ。即ち、九月に百穀の實を斂む、此れ農田を平治するの始なりと也 ● 爲也
- 齊の地名 ● 朝夕は朝汐也、之を外にしては朝汐其外を過り、水淵其の壅滞する所となり、以て齊地に貯滯する所の者五分の一也、齊はその東北の海に瀕するが故なり ● 寄宣也 ● 穀糧の説 ● 讓令也 ● 遂也
- 辭命也、教をいふ ● 國人遷徙する所をいふ ● 國の恃んで以て固き所のものを穀といふ

公曰く、託食の主及び吾が地、亦道あるかと。管子對へて曰く、其三原を守らんと。公曰く、何をか三原と謂ふかと。管子對へて曰く、君、布を守らば則ち麻に

對曰。守其三原。公曰。何謂三原。管子對曰。君守布則籍於麻。十倍其買。布五十倍其買。此數也。君以織籍。籍於系。未爲系。籍系。織。再二十倍其買。如此則云。五穀之籍。是故籍於布。則撫之系。籍於穀。則撫之山。籍於六畜。則撫之術。籍於物之終始。而善御以言。公曰善。

管子曰。以國一籍。臣。右守布。萬兩。而右

管子曰く、國を以て一臣に籍せん。守布を右萬兩、而して麻を右びて籍せば、其買を四十倍にし、術布、其買を五十倍せん。公、重布を以て諸侯の

籍せん。其買を十倍せば、布其買に五十倍せん、此れ數なり。君、織を以て籍し、系未だ系と爲らざるに籍し、系に籍し織を撫せば、其買に再十倍せん。此の如くんば則ち五穀の籍を云る。是の故に布に籍せんとせば、則ち之を系に撫し、穀に籍せんとせば、則ち之を山に撫し、六畜に籍せんとせば、則ち之を術に撫す。物の終始を籍し、而して善く御するに言を以てすと。公曰く、善しと。

- 麻絲及び蠶と六畜との源をいふ ● 麻は布の源也、故に布を守りて之を養育せんと欲すれば、則ち先づ麻に籍す。價十倍なれば布價必ず五十倍、此れ自然の數なりと也 ● 織は織文にて織の屬也 ● 糸の源か糸は織の源也 ● 持也 ● 山中土培は穀種の源也、故に之を上に持すと也 ● 遂と通ず、郷外を遂と曰ふ、六畜の養する所、故に之を遂に持すといへるなり ● 終は用織の屬、始は糸麻の屬

麻籍。四十倍其買。布。五十倍其買。公以重布。決諸侯買。如此而有二十倍之故。是故。輕軼於買。軼制者。則物軼於四時之輔。善爲國者。守其國之財。湯之以高下。注之以徐疾。一可以爲百。未嘗以爲百。未嘗藉求於民。而使用若河海。終則有始。此謂守物而御天下也。公曰。

賈を決し、此の如くにして齊の故に二十するものあり。是の故に輕く穀を買ひ畜を制するに軼すれば、則ち物、四時の輔を軼す。善く國を爲むる者は、其國の財を守り、之を湯すに高下を以てし、之を注ぐに徐疾を以てせば、一以て百と爲るべし。未だ嘗て民に籍求せずして、使用河海の若く、終れば則ち始るあり。此を物を守りて天下を御すと謂ふと。公曰く、然らば則ち無以て有と爲すべきか、貧以て富と爲すべきかと。管子對へて曰く、物の生未だ形あらず、而して王霸其功を立つ。是の故に人を以て人を求むれば則ち人重し、數を以て物を求むれば則ち物重しと。公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、國を擧げて一なれば則ち賈なし。國を擧げて十なれば則ち百あり。然らば則ち吾れ將に徐疾を以て之を御せんとす。左の右に授くるが若く、右の左に授くるが若し。是の以に外内踏まず、終身吝なし。王霸の人に求めずして、之を終始に求むるは、四時の高下、令の徐疾のみ。源泉竭くるあり、鬼神歎むあるも、物の終始を守りて身竭

きす、此を源究と謂ふと。

● 事也。國を以て事し臣をして之を輔せしめんと也 ● 賈也 ● 兩は二兩也 ● 貴賤の布を以て輕貨の商賈を決せば、則ち齊の金幣その固有する所に二十倍せんと也 ● 佚と通ず失也 ● 優と通ず推也流也 ● 四時各々物を生ず、故に終れば則ち始るありと也 ● 屈也 ● 物の終始也 ● 終れば則ち始るあり、故に終身之用を竭きず、此を財源の究と謂ふと也

然則無可二以爲有乎。貧可二以爲富乎。管子對曰。物之生未二有形。而王霸立二其功焉。是故以人求人。則人重矣。以數求物。則物重矣。公曰。此若言何謂也。管子對曰。舉國而一。則無實。舉國而十。則有百。然則吾將以徐疾御之。若左之授右。若右之授左。是以外内不踏。終身無吝。王霸之不求於人。而求之終始。四時之高下。令之徐疾而已矣。源泉有竭。鬼神有歎。守物之終始。身不竭。此謂源究。

輕重戊第八十四

管子輕重十七

桓公問於管子曰。輕重安施。管子對曰。自理國處戲以來。未有二不

桓公、管子に問ひて曰く、輕重安にか施はんと。管子對へて曰く、國を理むる處戲より以來、未だ輕重を以てして、能く其王を成さざる者あらざるなりと。公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、處戲作り六空を造り、以て陰陽を迎ふ。

以輕重而能成其王者也。管子曰。何謂管子對曰。虛載作。造六望。以迎陰陽。作九九之數。以合天道。而天下化之。神農作樹五穀。淇山之陽。九州之民。乃知穀食。而天下化之。黃帝作。鑽燧生火。以熟葷臊。民食之。無茲開之病。而天下化之。黃帝之王。董山鳩澤。有虞之

九九の數を作り、以て天道に合せて天下之に化す。神農作り、五穀を樹る、淇山の陽、九州の民乃ち穀食を知りて天下之に化す。黃帝作りて燧を鑽り火を生じ、以て葷臊を熟す。民之を食ひて茲膈の病なし、而して天下之に化す。黃帝の王たる、山を董にし澤を鳩す。有虞の王たる。會藪を燒き、羣害を斬り、以て民利を爲す。土を封じて社と爲し、木を置るて閭を爲す。始めて民、禮を知るなり。是れ其時に當り、民慍惡して服せざるなくして、天下之に化す。夏人の王たる、外二十嶽を鑿ち、十七瀆を濶り、三江を疏し、五湖を鑿ち、四涇の水を道き、以て九州の高と商す。以て九藪を治む。民乃ち城郭門閭室屋の築を知りて、天下之に化す。殷人の王たる、早牢を立て、牛馬を服し、以て民利を爲して、天下之に化す。周人の王たる、六望を循ひ、陰陽を合して天下之に化すと。公曰く、然らば則ち當世の王たる者は、何を行ひて可なるかと。管子對へて曰く、并べ用ひよ、而して俱に盡くる毋れと。公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、帝王の

王。德二管藪。斬二羣害。以爲二民利。封土爲社。置木爲閭。始民知禮也。當是其時。民無慍惡。不不服。而天下化之。夏人之王。外鑿二十嶽。濶二十瀆。疏三江。鑿五湖。道四涇之水。以商九州之高。以治九藪。民乃知城郭門閭。室屋之築。而天下化之。殷人之王。立早牢。服牛馬。以爲民利。而天下化之。周人之王。循六望。合陰陽。而天下化之。公曰。然則當世之王者。何行而可。管子對曰。并用而毋俱盡也。公曰。何謂。管子對曰。帝王之道。備矣。不可加也。公其行義而已矣。公曰。其行義奈何。管子對曰。天子弱。諸侯亢強。聘享不上。公其弱強。繼絕。率諸侯。以起周室之祀。公曰。善。

桓公曰。魯梁之於齊也。千穀也。讎也。

桓公曰く、魯梁の齊に於ける、千穀なり、讎なり、齒の唇あるなり。今吾れ魯・梁を下さんと欲す、何を行ひてか可なると。管子對へて曰く、魯・梁の民俗、

道備る、加ふべからざるなり。公其れ義を行はんのみと。公曰く、其れ義を行ふこと奈何せん。管子對へて曰く、天子幼弱、諸侯亢強、聘享上らず。公其れ強を弱め絶を繼ぎ、諸侯を率るて以て周室の祀を起せと。公曰く、善しと。

● 何れの時始めて之を行ふかと ● 伏願以前は荒廢にして祀なし。國を治むるの道は、伏願より始ると也 ● 六卦にて、八卦の始也 ● 黎は吳、黎は肉也 ● 胃新の影也。故に黎也、黎は胃の成也 ● 大獸也、會は層也 ● 鳥獸の人を養ふもの ● 捕也 ● 沘也大水の貌 ● 決也 ● 江河淮濟也 ● 早は阪也 ● 前出 ● 亢は鹿屬公らざる也

垣噴而不樂。爲之奈何。管子對曰。沐塗樹之枝也。桓公曰。諾。令謂左右伯沐塗樹之枝。左右伯沐塗樹之枝。其年民被白布。清中而濁。應摩之正。有以給上。室屋漏者得居。垣噴者得樂。公召管子問曰。此何故也。管子對曰。齊者夷萊之國也。一樹而百乘息。其下者。以其不培也。衆鳥居其上。丁壯者。胡丸操彈。居其下。終日不歸。父老

白布を被り、清中にして濁、聲に應ずるの正、以て上に給するあり。室屋の漏る者は居を得、墻垣の壞る者は樂を得。公、管子を召して問ひて曰く、此れ何の故ぞやと。管子對へて曰く、齊は夷萊の國なり。一樹にして百乘其下に息ぶ者は、其の培らざるを以てなり。衆鳥其上に居り、丁壯の者、丸を胡にし彈を操りて其下に居り、終日歸らず。父老枝に拊きて論じ、終日歸らず、市に歸するも亦惰倪して終日歸らず。今吾れ塗樹の枝を沐す、日中尺寸の陰なし。出入する者、時を長しとし、行く者疾く走り、父老歸りて生を治め、丁壯の者歸りて業を薄む。彼の臣歸り、其三歸らず、此の以に郷資せざるなり。

● 伯は陌と通ず、左右街に居る者を謂ふ ● 合を受けて也 ● 疏也、枝既に沐す、故に疏なりと也 ● 獨は明なちざるなり。市中清潔、而して表裏明ならず。即ち布理の微密なるをいふ ● 齊の東に萊明あり、故に云ふ ● 拾の誤か、拾は受也 ● 丸を籠に盛り以て之を頸に佩く。牛胡の如く然り、故にいふ ● 附也 ● 忠情對照して歸意なしと也。晚は曉也 ● 龜也 ● 臣は僕也 ● 父老丁壯市に歸する者也

柎枝而論。終日不歸。歸市亦情倪。終日不歸。今吾沐塗樹之枝。日中無尺寸之陰。出入者長時。行者疾走。父老歸而治生。丁壯者者而薄業。彼臣歸。其三不歸。此以郷不資也。

桓公、管子に問ひて曰く、萊莒と柴田と相并す、之を爲すこと奈何せん。管子對へて曰く、萊莒の山に柴を生ず。君其れ白徒の卒を率る、莊山の金を鑄、以て幣を爲り、萊の紫買を重くせよと。萊君之を聞き、左右に告げて曰く、金幣は人の重んずる所なり、柴は吾國の奇出なり。吾國の奇出を以て、齊の重寶を盡さば則ち齊并すべきなりと。萊即ち其耕農を釋てて柴を治む。管子即ち隔朋をして農に反さしむ。二年桓公柴を止め、萊莒の糶三百七十、齊糶十錢、萊莒の民の齊に降る者十分の七、二十八月にして萊莒の君、服を請ふ。

● 莒も亦萊の邑名。蓋し莒は大邑、故に萊と併稱す ● この二國は、柴と田との二利を併有すと也 ● 奇は餘也 ● 金を鑄るの卒を農に反すと也

桓公問於管子曰。萊莒與柴田相并。爲之奈何。管子對曰。萊莒之山生柴。君其率白徒之卒。鑄莊山之金。以爲幣。重萊之紫買。萊君聞之。告左右曰。金幣者。人之所重也。柴者。吾國之奇出也。以吾國之奇出。盡齊之重寶。則齊可并也。萊即釋其耕農。而治柴。管子即令隔朋反農。二年。桓公止萊。萊莒之糶三百七十。齊糶十錢。萊莒之民降齊者。十分之七。二十八月。萊莒之君。請服。

桓公問於管子曰。楚者山東之強國也。其人民習戰。聞之。恐力不能過。兵弊於楚。功不成於周。爲之奈何。管子對曰。即以戰聞之道。與之矣。公曰。何謂也。管子對曰。公貴買其鹿。桓公即爲百里之賦。使入之楚。買生鹿。楚生鹿。當一而八萬。管子即令桓

桓公、管子に問ひて曰く、楚は山東の強國なり。其人民、戰鬪の道に習ひ、兵を擧げて之を伐たんとす。恐らくは力過ぐる能はず、兵、楚に弊れて、功、周に成らざらん、之を爲すこと奈何せん。管子對へて曰く、即ち戰鬪の道に以て之に與せんと。公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、公、其鹿を貴買せよと。桓公即ち百里の城を爲り、人をして楚に之き生鹿を買はしむ。楚の生鹿、一にして八萬に當る。管子即ち桓公をして民と輕重を通ぜしめ、穀什の六を藏し、左司馬伯公をして、白徒を將るて錢を莊山に鑄しめ、中大夫王邑をして錢二十萬を載せ、生鹿を楚に求めしむ。楚王之を聞き、其相に告げて曰く、彼の金錢は人の重んずる所なり。國の存する所以、明主の有功を賞する所以なり。禽獸は羣害なり、明主の棄逐する所なり。今齊、其重寶を以て吾羣害を貴買すれば、則ち是れ楚の福なり。天且に齊を以て楚に私せん。子、吾民に告げ、急に生鹿を求め、以て齊の寶を盡せと。楚民即ち其耕農を釋てて鹿を田す。管子、楚の賈人に告げ

公與民通輕重。藏穀什之六。令左司馬伯公將白徒。鑄錢於莊山。令中大夫王邑載錢二十萬。求生鹿於楚。楚王聞之。告其相曰。彼金錢人之所重也。國之所以存。明主之所以賞有功。禽獸者羣害也。明主之所棄逐也。今齊。以其重寶。貴買吾羣害。則是楚之福也。天且以齊私楚也。子告吾民。急求生鹿。以盡齊之寶。楚民即釋其耕農。而田鹿。管子告楚之賈人曰。子爲我。致生鹿二十。賜子金百斤。什至而金千斤也。則是楚不賦於民。而財用足也。楚之男子居外。女子居內。除臘。教民藏粟五倍。楚以生鹿藏錢五倍。管子曰。楚可下矣。公曰。奈何。管子對曰。楚錢五倍。其君且自得而修穀。錢五倍。是楚強也。桓公曰。諾。因令人閉關。不與楚通。使楚

て曰く、子、我が爲に生鹿二十を致せ。子に金百斤を賜らん。什至にして金千斤なり。則ち是れ楚、民に賦せずして財用足らんと。楚の男子外に居り、女子内に居る。臘、民をして粟を藏せしむること五倍、楚は生鹿を以て錢を藏すること五倍。管子曰く、楚、下すべしと。公曰く、奈何せん。管子對へて曰く、楚錢五倍、其君且に自ら得て穀を修めんとす。錢五倍は是れ楚の強なりと。桓公曰く、諾と。因りて人をして關を閉らしめて、楚と使を通ぜず。楚王果して自得して穀を修む。穀三月にして得べからざるなり。楚糶四百、齊因りて人をして粟を載せ、羊の南に處らしむ。楚人の齊に降る者十分の四、三年にして楚服す。

● 畜也 ● 城は鹿を賣く所にあらざ、國の限か ● 自ら以て得計となす也 ● 畜し楚の北境

王果自得而修穀。穀不可三月而得也。楚糴四百。齊因令人載粟。處辛之南。楚人辟齊者。十分之四。三年而楚服。

桓公問於管子曰。代國之出。何有管子對曰。代之出。狐白之皮。公其貴買之。管子曰。狐白。應陰陽之變。六月而一見。公貴買之。代人忘其難得。喜其貴買。必相率而求之。則是齊金錢不。必出。代民必去其本。而居

桓公、管子に問ひて曰く、代國の出何か有ると。管子對へて曰く、代の出、狐白の皮あり、公其れ之を貴買せよと。管子曰く、狐白、陰陽の變に應じ、六月にして一見す。公之を貴買せよ。代人其得難きを忘れ、其貴買を喜びて、必ず相率るて之を求めん。則ち是れ齊の金錢必ずしも出でず。代民必ず其本を去りて山林の中に居らん。離枝之を聞かば必ず其北を侵さん。離枝其北を侵さば、代必ず齊に歸せん。公因りて齊をして金錢を載せて往き往かしめよと。桓公曰く、諾と。即ち中大夫王師をして、北のかた人徒を將る金錢を載せ、代谷の上之に之を、狐白の皮を求めしむ。代王之を聞き、即ち其相に告げて曰く、代の離枝より弱き所以の者は、金錢なきを以てなり。今齊乃ち金錢を以て狐白の皮を求む、是れ代の福なり。子急に民をして狐白の皮を求め、以て齊の幣を致さしめよ。寡人將に以て

山林之中。離枝聞之。必侵其北。離枝侵其北。代必歸於齊。公因令齊載金錢。而往。桓公曰。諾。即令中大夫王師。北將人徒。載金錢。代之代谷之上。求狐白之皮。代王聞之。即告其相曰。代之所以弱於離枝者。以無金錢也。今齊乃以金錢。求狐白之皮。是代之福也。子急令民求狐白之皮。以致齊之幣。寡人將以來離枝之民。代人果去其本。處山林之中。求狐白之皮。二十四月。而不得一。離枝聞之。則侵其北。代王聞之大恐。則將其士卒。葆於代谷之上。離枝遂侵其北。王即將其士卒。願以下齊。齊未亡。一錢幣。修使三年。而代服。

離枝の民を來さんと。代人果して其本を去り、山林の中に處り、狐白の皮を求む。二十四月にして一を得ず。離枝之を聞き、則ち其北を侵す。代王之を聞きて大に恐れ、則ち其士卒を將るて、代谷の上に葆つ。離枝遂に其北を侵す。王即ち其士卒を將るて、以て齊に下らんと願ふ。齊未だ一錢幣を亡はさずして、使を修むること三年にして、代服す。

● 保也 ふせぎ守るをいふ

桓公問於管子曰。管子に問ひて曰く、吾れ衡山の術を制せんと欲す、之を爲すこと奈何せん

因而理之。道
 備矣。○以三冬
 日至始。數。四
 十六日。冬盡
 而春始。天子
 東出。其國。四
 十六里。而壇。
 服青而挽青。
 摺玉。摺帶。玉
 監。朝。諸侯。卿
 大夫。列士。循
 於百姓。號曰。
 祭日。犧牲以
 魚。發。號。出。令。
 曰。生而勿殺。
 賞而勿罰。罪
 賦勿斷。以待
 期年。教民。樵
 室。饋。繩。埴。德
 泄。井。所以。壽。

侯。卿。大夫。列士を朝し、百姓を循る。號けて祭日と曰ふ。犧牲には魚を以てし、
 號を發して令を出す。曰く、生して殺す勿れ、賞して罪する勿れ、罰賦斷する勿
 れ、以て期年を待てと。民をして室を樵き、繩を饋り、埴を埴り井を泄へしむ。民
 を壽くする所以なり。未禱に相し、繩を摺き、又樵渠繩を摺けよ。夏春の
 事を御する所以なり。必ず具へよ。民に教へて酒食を爲るは、孝敬を爲す所以な
 り。民の生れて父母なき、之を孤子と謂ふ。妻なく子なき、之を老嫗と謂ふ。
 夫なく子なき、之を老寡と謂ふ。此の三人の者は、皆官に就かしむ。而して衆事
 ふべき者と事ふべからざる者と、食、言の細くにして遺す勿れ。多き者を功を爲
 し、寡き者を罪と爲す。是の以に路に行乞者なきなり。路に行乞者あるは、則ち
 相の罪なり。天子の春令なり。

● 氣の清くして清きる者は心を生ずと也 ● 心は智識を主とす。智は國を治り、故にいふ ● 智は法を生じ然
 して後國得て治むべし。而して法は方也 ● 物方なれば則ち正なり ● 萬物を正すは、國より大なるはなし
 ● 冬至は天の始也、故に數を此に起す ● 郊内を國といふ ● 皇の古字 ● 望は望也 ● 帶飾也 ●

民也。經。未。得。
 使。銅。給。又。糧。
 樵。渠。繩。埴。所。以。御。春。夏。之。事。也。必。具。教。民。爲。酒。食。所。以。爲。孝。教。也。民。生。而。無。父。母。謂。之。孤
 子。無。妻。無。子。謂。之。老。嫗。無。夫。無。子。謂。之。老。寡。此。三。人。者。皆。就。官。而。衆。可。事。者。不。可。事。者。食
 如。官。而。勿。遺。多。者。爲。功。寡。者。爲。罪。是。以。路。無。行。乞。者。一。也。路。有。三。行。乞。者。則。相。之。罪。也。天。子。之
 春。令。也。

人をして巡りて之を命ぜしむる也 ● 多也 ● 陰邪の氣を揮ふ也 ● 大なる國の稱 ● 謂ふ也

以。三。冬。日。至。始。
 數。九。十。二。日。
 謂。之。春。至。天。
 子。東。出。其。國。
 九。十。二。里。而
 壇。朝。諸。侯。卿
 大。夫。列。士。循
 於。百。姓。號。曰。
 祭。日。十。日。之
 內。室。無。樵。女。
 路。無。行。人。苟
 不。樹。藝。者。謂。之
 賊。人。下。作。

冬至を以て數を始む。九十二日之を春至と謂ふ。天子東のかた其國を出づる
 こと九十二里にして壇し、諸侯・卿・大夫・列士を朝し、百姓を循る。號して祭星
 と曰ふ。十日の内、室に處女なく、路に行人なし。苟も樹藝せざる者は、之を人
 を賊すと謂ふ。下之を地に作し、上之を天に作すは、之を不服の民と謂ふ。里に
 處り下陳と爲り、師に處り下通と爲れば、之を役夫と謂ふ。三不樹にして主之を
 使ふ。天子の春令なり。○春、日至を以て數を始む。四十六日にして、春盡きて夏始
 る。天子、黃を服して靜處し、諸侯・卿・大夫・列士を朝し、百姓を循る。號を發し
 令を出して曰く、大衆を聚むる毋れ、大火を行る毋れ、大木を斷ずる毋れ、大臣

之地。上作之。天。謂之不服之民。處里爲下。陳。處師爲下。通。謂之役夫。三不樹。而主使之。天子之春令也。○以春日。至始數。四十六日。春盡而夏始。天子服黃而靜處。朝諸侯。辨大夫。列士。循於百姓。發號出令曰。毋聚大衆。毋行大火。毋斷大木。毋誅大臣。毋斬大山。毋戮大行。滅三大。而國有害也。天子之夏禁也。

を誅する毋れ、大山を斬る毋れ、大行を戮する毋れ。三大を滅して國に害あらん。天子の夏禁なり。

● 春分也 ● 男女皆農事に服する也 ● 陳は列也、下列となれば、民衆に隨せずと也 ● 下りて下等となるをいふ ● 土石を斬伐する也 ● 衍は飯也、草木を芟刈する也

以春日。至始數。九十二日。夏至。而麥熟。天子祀於大宗。其盛以黍。麥者穀之始也。宗者族之始也。同

春日を以て數を始む。九十二日にして之を夏至と謂ふ。而して麥熟す。天子、大宗を祀り、其盛は麥を以てす。麥は穀の始なり、宗は族の始なり。同族の者入り、殊族の者處り。皆大材を齎し、出でて王母を祭る。天子の始を主りて忌諱する所以なり。○夏日至を以て數を始む。四十六日にして夏盡きて秋始り、而して黍熟す。天子、太祖を祀る。其盛は黍を以てす。黍は穀の美なるものなり、祖

は國の重き者なり。大功の者は祖を大にし、小功の者は祖を小にし、功なき者は、祖なし。功なき者は、皆其位を稱して立ち、功ある者に沃かしむるときは外を觀る。祖は功祭する所以なり、威祭する所以にあらざるなり。天子の、貴賤を異にして有功を賞する所以なり。

● 黍稷に麥を用ふと也 ● 麥は夏至を以て熟す、穀の始なり ● 大材は牛を謂ふ ● 齎也 ● 外神也 ● 五廟にする也 ● 二廟或は三廟にする也 ● 元士は一廟也 ● 凡そ祖を祭るに、功なき者はその位を稱して立ち、若、功ある者に沃かしむれば、則ち功なき者外より觀て、之に與るを得ずと也、沃は飯也

族者入。殊族者處。皆齊。大材。出祭。王母。天子之所。以主。始而忌諱也。○以夏日。至始數。四十六日。夏盡。而秋始。而黍熟。天子祀於大宗。其盛以黍。黍者穀之美者也。宗者國之重者也。大功者大祖。小功者小祖。無功者無祖。無功者。皆稱其位而立。沃有功者。觀於外。祖者所以功祭也。非所以威祭也。天子之所。以異貴賤。而賞有功者也。

夏日至を以て數を始む。九十二日、之を夏至と謂ふ。夏至にして黍熟し、天子、大宗に祀る。西のかた其國を出づること百三十八里にして壇す。白を服して白を織し、玉摠を搢み、錫監を帶び、埴篋の風を吹き、金石の音を鑿動す。諸侯。

以夏日。至始數。九十二日。謂之秋至。秋至而黍熟。天子祀於大宗。

四出其國。百三十八里而壇。服白而繞。白。摺玉。摺帶。錫監。吹。塙。篋之風。鑿。動。金石之響。朝。諸侯。卿。大夫。列士。循於百姓。號曰祭月。犧牲以饗。發號。出令。對而勿。賞。尊而勿。予。罪。獄。誅。而勿。生。終。議。之。罪。毋有所放。作。行。牛馬之實。在野者。王。天子之秋計也。○以秋日至始數。四十六日。秋盡而冬始。天子服黑。繞黑而靜處。朝諸侯。卿大夫。列士。循於百姓。發號。出令。曰。毋行大火。毋斬大山。毋塞大水。毋犯天之隆。天子之冬禁也。

● 秋分也 ● 星の名、暁ふらくは心屋か ● 秋の聲也 ● 霜殺の氣に従ふ也 ● 牧場也 ● 秋めて王の有となすと也 ● 計は策也 ● 塵は盛なり、天の隆變の氣を犯す勿れと也

以秋日至始數。九十二日。天子北出。九十二里而壇。服黑而繞黑。朝諸侯。卿大夫。列士。號曰發。發。具。械。器。趣。遣。人。薪。葦。葦。足。蓄。積。三。月。之。後。皆。以。其。所。有。易。其。所。無。謂。之。大。通。三。月。之。蓄。凡。在。趣。耕。而。不。耕。民。以。不。令。不。耕。之。害。也。宜。芸。而。不。芸。百。艸。皆。存。

秋日至を以て數を始む。九十二日。天子北のかた出づると九十二里にして壇す。黒を服し黒を繞し、諸侯・卿・大夫・列士を朝し、號して發と曰ふ。山人を趣し、斷伐して械器を具へしむ。遣人を趣し、葦葦を薪にし、蓄積を足す。三月の後、皆其の有する所を以て、其の無き所に易ふ。之を大に三月の蓄を通すと謂ふ。凡そ耕を趣すに在りて耕さず、民以て令からざるは、不耕の害なり。宜しく芸るべくして芸らざれば、百艸皆存し、民以て僅に存するは、不芸の害なり。宜しく穫るべくして穫らず、風雨將に作らんとし、五穀以て削り、士民零落するは、不穫の害なり。宜しく藏むべくして藏めず、霧氣陽陽、宜しく死すべき者生き、宜しく蟄すべき者鳴くは、不藏の害なり。相を張りて弩に當て、銚、劍戟に當り、獲渠、脇軻に當り、蓑笠、林檎に當る。故に耕械具り、戰械備る。

● 役を發する也 ● 促也 ● 霜は澤に生ずる草、之を交る人 ● 善也 ● 減也 ● 芸つべくして活ち、養進すること秋葉の如しと也 ● 藏氣の暖かちざるをいふ ● 盾の屬 ● 林檎は杆の誤か、樽は大盾也

民以僅存。不芸之害也。宜獲而不獲。風雨將作。五穀以削。士民零落。不獲之害也。宜藏而不藏。霧氣陽。宜死者生。宜墜者鳴。不藏之害也。張網當罟。銑耨當鋤。就獲渠當三。臚。莫筮當。沐。櫛。故耕械具。職械備矣。

輕重庚第八十六 亡

管子輕重十九

管子終

大正十一年十二月十三日 印刷
大正十一年十二月十六日 發行

漢文叢書 (非賣品)

編輯者 塚本哲三

發行者 三浦理

印刷者 新井由藏

印刷所 新電堂

發行所 有朋堂書店

不許複製

(本 新 井)

375
42

終

